

【表紙】

【提出書類】	訂正有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2021年12月24日提出
【発行者名】	三菱UFJ国際投信株式会社
【代表者の役職氏名】	取締役社長 横川 直
【本店の所在の場所】	東京都千代田区有楽町一丁目12番1号
【事務連絡者氏名】	伊藤 晃
【電話番号】	03-6250-4740
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券に係るファンドの名称】	ファンド・マネジャー（国内株式） ファンド・マネジャー（国内債券） ファンド・マネジャー（国内リート） ファンド・マネジャー（海外株式） ファンド・マネジャー（海外債券） ファンド・マネジャー（海外リート） ファンド・マネジャー（国内株式） 1兆円を上限とします。 ファンド・マネジャー（国内債券） 1兆円を上限とします。 ファンド・マネジャー（国内リート） 1兆円を上限とします。 ファンド・マネジャー（海外株式） 1兆円を上限とします。 ファンド・マネジャー（海外債券） 1兆円を上限とします。 ファンド・マネジャー（海外リート） 1兆円を上限とします。
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券の金額】	
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2021年6月24日付をもって提出した有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）について半期報告書の提出に伴う関係情報の更新等および東京証券取引所の市場区分見直し等に伴う所要の変更を行うため、本訂正届出書を提出します。

2【訂正の内容】

＜訂正前＞および＜訂正後＞に記載している下線部__は訂正部分を示し、＜更新後＞に記載している内容は原届出書の更新後の内容を示します。

「第二部 ファンド情報 第1 ファンド状況 5 運用状況」は原届出書の更新後の内容を記載します。

なお、「第二部 ファンド情報 第3 ファンドの経理状況」において、「1 財務諸表」につきましては「中間財務諸表」が追加され、「2 ファンドの現況」につきましては原届出書の更新後の内容を記載します。

第二部【ファンド情報】

第１【ファンドの状況】

１【ファンドの性格】

（１）【ファンドの目的及び基本的性格】

<更新後>

ファンド名	信託金の 限度額	ファンドの目的
ファンド・マネジャー（国内株式）	5,000億円	東証株価指数（ＴＯＰＩＸ）（配当込み）と連動する投資成果をめざして運用を行います。
ファンド・マネジャー（国内債券）	5,000億円	NOMURA－BPI総合インデックスと連動する投資成果をめざして運用を行います。
ファンド・マネジャー（国内リート）	1,000億円	信託財産の中長期的な成長を目標として運用を行います。
ファンド・マネジャー（海外株式）	5,000億円	MSC Iコクサイ・インデックス（配当込み、円換算ベース）と連動する投資成果をめざして運用を行います。
ファンド・マネジャー（海外債券）	5,000億円	F T S E世界国債インデックス（除く日本、円換算ベース）と連動する投資成果をめざして運用を行います。
ファンド・マネジャー（海外リート）	1,500億円	信託財産の成長をめざして運用を行います。

＊委託会社は、受託会社と合意のうえ、信託金の限度額を変更することができます。
当ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める商品の分類方法において、以下の商品分類および属性区分に該当します。

商品分類表

ファンド・マネジャー（国内株式）

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	独立区分	補足分類
単位型	国内	株式	MMF	インデックス型
	海外	債券	MR F	
追加型	内外	不動産投信	E T F	特殊型 ()
		その他資産 ()		
		資産複合		

ファンド・マネジャー（国内債券）

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	独立区分	補足分類
単位型	国内	株式	MMF	インデックス型
	海外	債券	MR F	
追加型	内外	不動産投信	E T F	特殊型 ()
		その他資産 ()		

		資産複合		
--	--	------	--	--

ファンド・マネジャー（国内リート）

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	独立区分	補足分類
単位型	国内	株式	MMF	インデックス型
	海外	債券		
		不動産投信	MR F	
追加型	内外	その他資産 ()	E T F	特殊型 ()
		資産複合		

ファンド・マネジャー（海外株式）

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	独立区分	補足分類
単位型	国内	株式	MMF	インデックス型
		債券		
	海外	不動産投信	MR F	
追加型	内外	その他資産 ()	E T F	特殊型 ()
		資産複合		

ファンド・マネジャー（海外債券）

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	独立区分	補足分類
単位型	国内	株式	MMF	インデックス型
		債券		
	海外	不動産投信	MR F	
追加型	内外	その他資産 ()	E T F	特殊型 ()
		資産複合		

ファンド・マネジャー（海外リート）

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	独立区分	補足分類
単位型	国内	株式 債券	MMF	インデックス型
	海外	不動産投信	MR F	特殊型 ()
追加型	内外	その他資産 ()	E T F	
		資産複合		

属性区分表

ファンド・マネジャー（国内株式）

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替 ヘッジ	対象 インデックス	特殊型
株式	年1回	グローバル	ファミリー ファンド	あり ()	日経225	ブル・ベア型
一般	年2回	日本				
大型株	年4回	北米			TOPIX	条件付運用型
中小型株	年6回	欧州	ファンド・	なし	(配当込み)	
債券	(隔月)	アジア	オブ・			ロング・
一般	年12回	オセアニア	ファンズ		その他	ショート型／
公債	(毎月)	中南米			()	絶対収益
社債	日々	アフリカ				追求型
その他債券	その他	中近東				その他
クレジット	()	(中東)				()
属性		エマージング				
()						
不動産投信						
その他資産						
(投資信託証券						
(株式 一						
般))						
資産複合						
()						

ファンド・マネジャー（国内債券）

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替 ヘッジ	対象 インデックス	特殊型
株式	年1回	グローバル	ファミリー ファンド	あり ()	日経225	ブル・ベア型
一般	年2回	日本				
大型株	年4回	北米			TOPIX	条件付運用型
中小型株	年6回	欧州	ファンド・	なし		
債券	(隔月)	アジア	オブ・		その他	ロング・
一般	年12回	オセアニア	ファンズ		(NOMURA-BP	ショート型／
公債	(毎月)	中南米			総合インデックス)	絶対収益
社債	日々	アフリカ				追求型
その他債券	その他	中近東				その他
クレジット	()	(中東)				()
属性		エマージング				
()						
不動産投信						
その他資産						
(投資信託証券						
(債券 一						
般))						
資産複合						
()						

ファンド・マネジャー（国内リート）

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替 ヘッジ	対象 インデックス	特殊型
株式	年1回	グローバル	ファミリー ファンド	あり ()	日経225	ブル・ベア型
一般	年2回	日本				
大型株	年4回	北米			TOPIX	条件付運用型
中小型株	年6回	欧州	ファンド・	なし		
債券	(隔月)	アジア	オブ・		その他	ロング・
一般	年12回	オセアニア	ファンズ		()	ショート型／
公債	(毎月)	中南米				絶対収益

社債 その他債券 クレジット 属性 ()	日々 その他 ()	アフリカ 中近東 (中東) エマージング				追求型 その他 ()
不動産投信 その他資産 (投資信託証券 (不動産投 信))						
資産複合 ()						

ファンド・マネジャー（海外株式）

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替 ヘッジ	対象 インデックス	特殊型
株式 一般 大型株 中小型株 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット 属性 ()	年1回 年2回 年4回 年6回 (隔月) 年12回 (毎月) 日々 その他 ()	グローバル (日本を除く)	ファミリー ファンド	あり ()	日経225	ブル・ベア型
不動産投信 その他資産 (投資信託証券 (株式一 般))		日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東 (中東) エマージング	ファンド・ オブ・ ファンズ	なし	TOPIX	条件付運用型
資産複合 ()					その他 (MSCIコクサ イ・インデックス (配当込み、円換 算ベース))	ロング・ ショート型／ 絶対収益 追求型 その他 ()

ファンド・マネジャー（海外債券）

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替 ヘッジ	対象 インデックス	特殊型
株式 一般 大型株 中小型株 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット 属性 ()	年1回 年2回 年4回 年6回 (隔月) 年12回 (毎月) 日々 その他 ()	グローバル (日本を除く)	ファミリー ファンド	あり ()	日経225	ブル・ベア型
不動産投信 その他資産 (投資信託証券 (債券一般 クレジット属性 (高格付 債)))		日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東 (中東) エマージング	ファンド・ オブ・ ファンズ	なし	TOPIX	条件付運用型
					その他 (FTSE世界国債 インデックス(除く 日本、円換算 ベース))	ロング・ ショート型／ 絶対収益 追求型 その他 ()

資産複合 ()						
-------------	--	--	--	--	--	--

ファンド・マネジャー（海外リート）

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替 ヘッジ	対象 インデックス	特殊型
株式	年1回	グローバル (日本を除く)	ファミリー ファンド	あり ()	日経225	ブル・ベア型
一般	年2回					
大型株	年4回	日本			TOPIX	条件付運用型
中小型株	年6回	北米	ファンド・	なし		
債券	年12回 (隔月)	欧州	オブ・		その他 (S&P先進国 REITイン デックス(除く 日本、配当込 み、円換算ベ ース))	ロング・ ショート型/ 絶対収益 追求型
一般	年12回 (毎月)	アジア	ファンズ			
公債	日々	オセアニア				
社債	その他	中南米				
その他債券	()	アフリカ				その他 ()
クレジット		中近東 (中東)				
属性 ()		エマージング				
不動産投信						
その他資産 (投資信託証券 (不動産投 信))						
資産複合 ()						

※当ファンドが該当する商品分類・属性区分を網掛け表示しています。商品分類および属性区分の内容については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）でご覧いただけます。

※ファミリーファンド、ファンド・オブ・ファンズに該当する場合、投資信託証券を通じて投資収益の源泉となる資産に投資しますので商品分類表と属性区分表の投資対象資産は異なります。

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しています。

商品分類の定義

単位型・ 追加型	単位型	当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われのないファンドをいいます。
	追加型	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
投資対象 地域	国内	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	海外	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	内外	信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資対象 資産	株式	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	債券	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	不動産投信（リート）	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券および不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	その他資産	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式、債券および不動産投信以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

	資産複合	信託約款において、株式、債券、不動産投信およびその他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
独立区分	MMF（マネー・マネージメント・ファンド）	一般社団法人投資信託協会が定める「MMF等の運営に関する規則」に規定するMMFをいいます。
	MR F（マネー・リザーブ・ファンド）	一般社団法人投資信託協会が定める「MMF等の運営に関する規則」に規定するMR Fをいいます。
	E T F	投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号および第2号に規定する証券投資信託ならびに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいいます。
補足分類	インデックス型	信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
	特殊型	信託約款において、投資家（受益者）に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいいます。

※上記定義は一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。

属性区分の定義

投資対象 資産	株式	一般	次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいいます。
		大型株	信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいいます。
		中小型株	信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいいます。
	債券	一般	次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいいます。
		公債	信託約款において、日本国または各国の政府の発行する国債（地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含みます。以下同じ。）に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
		社債	信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
		その他債券	信託約款において、公債または社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
		クレジット属性	目論見書または信託約款において、信用力が高い債券に選別して投資する、あるいは投資適格債（BBB格相当以上）を投資対象の範囲とする旨の記載があるものについて高格付債、ハイイールド債等（BB格相当以下）を主要投資対象とする旨の記載があるものについて低格付債を債券の属性として併記します。
	不動産投信		信託約款において、主として不動産投信に投資する旨の記載があるものをいいます。
	その他資産		信託約款において、主として株式、債券および不動産投信以外に投資する旨の記載があるものをいいます。
	資産複合		信託約款において、複数資産を投資対象とする旨の記載があるものをいいます。
決算頻度	年1回		信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年2回		信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年4回		信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年6回（隔月）		信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいいます。

投資対象 地域	年12回（毎月）	信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいいます。
	日々	信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいいます。
	その他	上記属性にあてはまらない全てのものをいいます。
	グローバル	信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	日本	信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	北米	信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	欧州	信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	アジア	信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	オセアニア	信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	中南米	信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	アフリカ	信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	中近東（中東）	信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	エマージング	信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域（新興成長国（地域））の資産（一部組み入れている場合等を除きます。）を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資形態	ファミリーファンド	信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。）を投資対象として投資するものをいいます。
	ファンド・オブ・ファンズ	一般社団法人投資信託協会が定める「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。
為替ヘッジ	あり	信託約款において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいいます。
	なし	信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。
対 象 イ ン デックス	日経225	信託約款において、日経225に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
	TOPIX （TOPIX（配当 込み）※）	信託約款において、TOPIXに連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。 ※ TOPIX（配当込み）は、三菱UFJ国際投信株式会社のファンドにおける定義により、信託約款において、東証株価指数TOPIX（配当込み）に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
	その他	信託約款において、上記以外の指数に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
特殊型	ブル・ベア型	信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動もしくは逆連動（一定倍の連動もしくは逆連動を含みます。）を目指す旨の記載があるものをいいます。
	条件付運用型	信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果（基準価額、償還価額、収益分配金等）や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいいます。
	ロング・ショート 型／絶対収益追求型	信託約款において、ロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨もしくは特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨の記載があるものをいいます。

その他	信託約款において、上記特殊型に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいいます。
-----	---

※上記定義は一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。

[ファンドの目的・特色]

ファンドの目的

「ファンド・マネジャー(国内株式)」

わが国の株式を実質的な主要投資対象とし、わが国の株式の指標である東証株価指数(TOPIX)(配当込み)と連動する投資成果をめざします。

「ファンド・マネジャー(国内債券)」

わが国の公社債を実質的な主要投資対象とし、わが国の公社債の指標であるNOMURA-BPI総合インデックスと連動する投資成果をめざします。

「ファンド・マネジャー(国内リート)」

わが国の不動産投資信託証券を実質的な主要投資対象とし、わが国の不動産投資信託証券の指標である東証REIT指数(配当込み)を中長期的に上回る投資成果をめざします。

「ファンド・マネジャー(海外株式)」

日本を除く世界主要国の株式を実質的な主要投資対象とし、日本を除く世界主要国の株式の指標であるMSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円換算ベース)と連動する投資成果をめざします。

「ファンド・マネジャー(海外債券)」

日本を除く世界主要国の公社債を実質的な主要投資対象とし、日本を除く世界主要国の公社債の指標であるFTSE世界国債インデックス(除く日本、円換算ベース)と連動する投資成果をめざします。

「ファンド・マネジャー(海外リート)」

日本を除く世界各国の不動産投資信託証券を実質的な主要投資対象とし、日本を除く世界各国の不動産投資信託証券の指標であるS&P先進国REITインデックス(除く日本、配当込み、円換算ベース)と連動する投資成果をめざします。

ファンドの特色

ファンドは、以下の6ファンドで構成されており、国内の株式・債券・不動産投資信託証券(リート)、および海外の株式・債券・不動産投資信託証券(リート)といった幅広い投資機会を提供します。



「ファンド・マネジャー（国内株式）」

特色

1

東証株価指数（TOPIX）（配当込み）^{※1}と連動する投資成果をめざして運用を行います。

- ・東証株価指数（TOPIX）（配当込み）をベンチマーク^{※2}とします。
- ・対象インデックスとの連動を維持するため、株式（株価指数先物取引等を含む）の実質投資比率は信託財産の純資産総額を超える場合があります。

特色

2

「TOPIXマザーファンド」を通じて、東京証券取引所第一部^{*}に上場されているわが国の株式への投資を行います。なお、わが国の株式に直接投資することがあります。

^{*}2022年4月4日以降、東京証券取引所の市場区分見直しに伴い、「東京証券取引所」に変更となります。

■ファンドの仕組み

運用は主にTOPIXマザーファンドへの投資を通じて、わが国の株式へ実質的に投資するファミリーファンド方式により行います。



■主な投資制限

- ・株式への実質投資割合に制限を設けません。
- ・同一銘柄の株式への実質投資割合に制限を設けません。
- ・デリバティブの使用はヘッジ目的に限定しません。

※1 東証株価指数（TOPIX）（配当込み）とは、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、浮動株ベースの時価総額加重方式により東京証券取引所が算出する株価指数です。

東証株価指数（TOPIX）（配当込み）（TOPIXといいます）の指数値およびTOPIXの商標は、東京証券取引所の知的財産権であり、株価指数の算出、指数値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利およびTOPIXの商標に関するすべての権利は東京証券取引所が有します。

東京証券取引所は、TOPIXの指数値の算出もしくは公表の方法の変更、TOPIXの指数値の算出もしくは公表の停止またはTOPIXの商標の変更もしくは使用の停止を行うことができます。

東京証券取引所は、TOPIXの商標の使用もしくはTOPIXの指数の引用に関して得られる結果について、何ら保証、言及をするものではありません。

東京証券取引所は、TOPIXの指数値およびそこに含まれるデータの正確性、完全性を保証するものではありません。

また、東京証券取引所は、TOPIXの指数値の算出または公表の誤謬、遅延または中断に対し、責任を負いません。

本件インデックス・ファンドは、TOPIXの指数値に連動した投資成果を目標として運用しますが、本件インデックス・ファンドの基準価額とTOPIXの指数値が著しく乖離することがあります。

本件インデックス・ファンドは、東京証券取引所により提供、保証または販売されるものではありません。

東京証券取引所は、本件インデックス・ファンドの購入者または公衆に対し、本件インデックス・ファンドの説明、投資のアドバイスを義務を持ちません。

東京証券取引所は、委託会社または本件インデックス・ファンドの購入者のニーズを、TOPIXの指数値を算出する銘柄構成、計算に考慮するものではありません。

以上の項目に限らず、東京証券取引所は本件インデックス・ファンドの発行または売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を負いません。

※2 ベンチマークとは、ファンドの運用を行うにあたって運用成果の目標基準とする指標です。

「ファンド・マネジャー（国内債券）」



NOMURA-BPI総合インデックス^{※3}と連動する投資成果をめざして運用を行います。

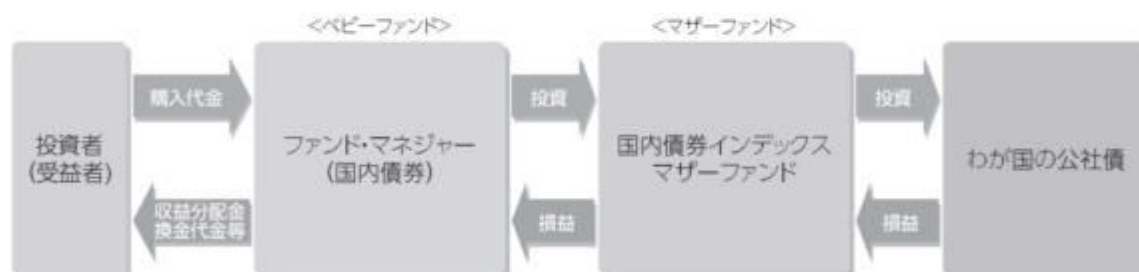
NOMURA-BPI総合インデックスをベンチマークとします。



「国内債券インデックスマザーファンド」を通じて、わが国の公社債への投資を行います。なお、わが国の公社債に直接投資することがあります。

■ファンドの仕組み

運用は主に国内債券インデックスマザーファンドへの投資を通じて、わが国の公社債へ実質的に投資するファミリーファンド方式により行います。



■主な投資制限

・デリバティブの使用はヘッジ目的に限定しません。

※3 NOMURA-BPI総合インデックスとは、野村證券株式会社が発表しているわが国の代表的な債券パフォーマンスインデックスです。当該指数の知的財産権およびその他一切の権利は同社に帰属します。なお、同社は、当該指数の正確性、完全性、信頼性、有用性、市場性、商品性および適合性を保証するものではなく、当該指数を用いて運用されるファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。

「ファンド・マネジャー（国内リート）」

特色

1

東証REIT指数（配当込み）^{※4}をベンチマークとし、これを中長期的に上回る投資成果をめざして運用を行います。

・ファンドは特化型運用を行います。一般社団法人投資信託協会は信用リスク集中回避を目的とした投資制限（分散投資規制）を設けており、投資対象に支配的な銘柄（寄与度が10%を超える又は超える可能性の高い銘柄）が存在し、又は存在することとなる可能性が高いものを、特化型としています。

・ファンドは、東証REIT指数（配当込み）をベンチマークとして運用しております。東証REIT指数（配当込み）には、指数に対する寄与度が10%を超える又は超える可能性の高い支配的な銘柄が存在するため、特定の銘柄への投資が集中することがあり、当該支配的な銘柄に経営破綻や経営・財務状況の悪化が生じた場合には、大きな損失が発生することがあります。

*寄与度とは、投資対象候補銘柄の時価総額の合計額における一発行体あたりの時価総額が占める比率または運用管理等に用いる指数における一発行体あたりの構成比率を指します。

特色

2

「MUAM J-REITマザーファンド」を通じて、わが国の金融商品取引所に上場している（上場予定を含みます。）不動産投資信託証券（リート）^{※5}への投資を行います。

■ファンドの仕組み

運用は主にMUAM J-REITマザーファンドへの投資を通じて、わが国の不動産投資信託証券へ実質的に投資するファミリーファンド方式により行います。



■主な投資制限

- ・株式への直接投資は行いません。
- ・同一銘柄の投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。
- ・1発行体あたりの純資産総額に対する比率は、原則として、35%以内とします。

※4 東証REIT指数（配当込み）とは、東京証券取引所に上場している不動産投資信託全銘柄を対象として算出した東証REIT指数に、分配金支払いによる権利落ちの修正を加えた指数です。

東証REIT指数の商標に関する著作権、知的所有権、その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。東京証券取引所は東証REIT指数の内容の変更、公表の停止または商標の変更もしくは使用の停止を行う権利を有しています。東京証券取引所は東証REIT指数の指数値の算出または公表の誤謬、遅延または中断に対して、責任を負いません。

※5 不動産投資信託証券とは、不動産投資法人の投資証券または不動産投資信託の受益証券をいいます。多数の投資家から資金を集めて不動産を所有、管理、運営し、そこから生じる賃貸料収入や売却益を投資家に分配する商品で、一般的にREIT（リート: Real Estate Investment Trust）と呼ばれています。分配金の原資は主に多数の物件からの賃貸料収入などです。J-REITはその日本版という意味です。

「ファンド・マネジャー（海外株式）」

特色

1

MSCIコクサイ・インデックス（配当込み、円換算ベース）^{※6}と連動する投資成果をめざして運用を行います。

MSCIコクサイ・インデックス（配当込み、円換算ベース）をベンチマークとします。

特色

2

「外国株式インデックスマザーファンド」を通じて、日本を除く世界の主要国の株式への投資を行います。なお、日本を除く世界各国の株式に直接投資することがあります。

特色

3

原則として、為替ヘッジを行いません。

為替ヘッジを行わないため、為替相場の変動による影響を受けます。

■ファンドの仕組み

運用は主に外国株式インデックスマザーファンドへの投資を通じて、日本を除く世界の主要国の株式へ実質的に投資するファミリーファンド方式により行います。



■主な投資制限

- ・株式への実質投資割合に制限を設けません。
- ・同一銘柄の株式への実質投資割合に制限を設けません。
- ・外貨建資産への実質投資割合に制限を設けません。
- ・デリバティブの使用はヘッジ目的に限定しません。

※6 MSCIコクサイ・インデックス（配当込み）とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国で構成されています。

MSCIコクサイ・インデックス（配当込み、円換算ベース）は、MSCIコクサイ・インデックス（配当込み、米ドルベース）をもとに、委託会社が計算したものです。

当ファンドは、MSCI Inc.、MSCI Inc.の関連会社およびMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者が、保証、推奨、販売、または宣伝するものではありません。MSCI指数は、MSCI Inc.が独占的に所有しています。MSCI Inc.およびMSCI指数は、MSCI Inc.およびその関係会社のサービスマークであり、委託会社は特定の目的の為にその使用を許諾されています。MSCI Inc.、MSCI Inc.の関連会社およびMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、当ファンドの受益者または不特定多数の公衆に対して、ファンド全般的またはこの特定のファンドへの投資に関する当否あるいは一般的な株式市場のパフォーマンスをトラックしているMSCI指数の能力に関して、明示的であると黙示的であるとを問わず、一切の表明または保証を行いません。MSCI Inc.とその関連会社は、特定のトレードマーク、サービスマーク、トレードネームのライセンスの所有者であり、MSCI指数は、当ファンドまたは当ファンドの委託会社あるいは受益者に関わらず、MSCI Inc.により決定、作成、および計算されています。MSCI Inc.、MSCI Inc.の関連会社およびMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、MSCI指数の決定、作成、あるいは計算において、当ファンドの委託会社または受益者の要求を考慮にいれる義務は一切ありません。MSCI Inc.、MSCI Inc.の関連会社およびMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、当ファンドの募集等に関する事項の決定について、また、当ファンドを換金するための計算式の決定また計算について責任を負うものではなく、参加もしておりません。MSCI Inc.、MSCI Inc.の関連会社およびMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、当ファンドの受益者に対し、当ファンドの管理、マーケティングまたは募集に関連するいかなる義務または責任も負いません。

MSCI Inc.は、自らが信頼できると考える情報源からMSCI指数の計算に算入される情報またはその計算に使用するための情報を入手しますが、MSCI Inc.、MSCI Inc.の関連会社およびMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、MSCI指数またはそれに含まれるいかなるデータの独創性、正確性および／または完全性について保証するものではありません。MSCI Inc.、MSCI Inc.の関連会社およびMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、明示的にも黙示的にも、被許諾者、その顧客または相手方、当ファンドの委託会社、当ファンドの受益者その他の個人・法人が、契約にもとづき許諾される権利またはその他使用のために許諾される権利に関連してMSCI指数またはそれに含まれるデータを使用することにより得られる結果について保証を行うものではありません。MSCI Inc.、MSCI Inc.の関連会社およびMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、MSCI指数およびそれに含まれるデータの、またはそれに関連する過誤、省略または中断に対してまたはそれらに関して責任を負うことはありません。MSCI指数およびそれに含まれるデータに関し、MSCI Inc.、MSCI Inc.の関連会社およびMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、明示的、黙示的な保証を行うものでもなく、かつMSCI Inc.、MSCI Inc.の関連会社およびMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、特定目的のための市場性または適切性について、何ら保証を行うものではないことを明記します。前記事項を制限することなく、たとえ直接的損害、間接的損害、特別損害、懲罰的損害、拡大的損害その他のあらゆる損害（逸失利益を含む。）につき、その可能性について知らせを受けていたとしても、MSCI Inc.、MSCI Inc.の関連会社およびMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、いかなる場合においてもかかる損害について責任を負いません。

当ファンドの購入者、販売者、または受益者あるいはいかなる個人・法人は、MSCI Inc.の許諾が必要かどうかの決定をあらかじめMSCI Inc.に問い合わせることなく、当ファンドを保証、推奨、売買、または宣伝するためにいかなるMSCI Inc.のトレードネーム、トレードマーク、またはサービスマークを使用または言及することはできません。いかなる場合においても、いかなる個人または法人は、事前にMSCI Inc.の書面による許諾を得ることなくMSCI Inc.との関係を一切主張することはできません。

「ファンド・マネジャー（海外債券）」

特色1

FTSE世界国債インデックス（除く日本、円換算ベース）^{※7}と連動する投資成果をめざして運用を行います。

FTSE世界国債インデックス（除く日本、円換算ベース）をベンチマークとします。

特色2

「外国債券インデックスマザーファンド」を通じて、日本を除く世界主要国の公社債への投資を行います。なお、日本を除く世界各国の公社債に直接投資することがあります。

ファンドが連動をめざすFTSE世界国債インデックス（除く日本、円換算ベース）は日本を除く世界主要国の国債（投資適格債）のみを対象としており、したがってファンドは日本を除く世界主要国の公社債の中から投資適格債を実質的な主要投資対象として運用を行います。

<信用格付けについて>

信用力										
高い ← → 低い										
	投資適格格付け				投機的格付け					
Moody's	Aaa	Aa	A	Baa	Ba	B	Caa	Ca	C	-
S&P	AAA	AA	A	BBB	BB	B	CCC	CC	C	D

なお、ムーディーズ・インベスターズ・サービス (Moody's) のAaからCaaまでの格付けには「1, 2, 3」、S&Pグローバル・レーティング (S&P) のAAからCCCまでの格付けには「+, -」という付加記号を省略して表示しています。

特色3

原則として、為替ヘッジを行いません。

為替ヘッジを行わないため、為替相場の変動による影響を受けます。

■ファンドの仕組み

運用は主に外国債券インデックスマザーファンドへの投資を通じて、日本を除く世界主要国の公社債へ実質的に投資するファミリーファンド方式により行います。



■主な投資制限

- ・外貨建資産への実質投資割合に制限を設けません。
- ・デリバティブの使用はヘッジ目的に限定しません。

※7 FTSE世界国債インデックス(除く日本)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。FTSE世界国債インデックス(除く日本、円換算ベース)は、FTSE世界国債インデックス(除く日本)・データに基づき当社が計算したものです。FTSE Fixed Income LLCは、本ファンドのスポンサーではなく、本ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っておりません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。

「ファンド・マネジャー(海外リート)」

特色1

S&P先進国REITインデックス(除く日本、配当込み、円換算ベース)^{※8}に連動する投資成果をめざして、運用を行います。

S&P先進国REITインデックス(除く日本、配当込み、円換算ベース)をベンチマークとします。

特色2

「MUAM G-REITマザーファンド」を通じて、S&P先進国REITインデックス(除く日本、配当込み、円換算ベース)に採用されている不動産投資信託証券(リート)に投資を行います。

対象インデックスとの連動を維持するため、不動産投信指数先物取引を利用し不動産投資信託証券の実質投資比率が100%を超える場合があります。

特色3

原則として、為替ヘッジを行いません。

為替ヘッジを行わないため、為替相場の変動による影響を受けます。

■ファンドの仕組み

運用は主にMUAM G-REITマザーファンドへの投資を通じて、日本を除く世界各国の不動産投資信託証券へ実質的に投資するファミリーファンド方式により行います。



■主な投資制限

- ・株式への直接投資は行いません。
- ・同一銘柄の投資信託証券への実質投資割合に制限を設けません。
- ・外貨建資産への実質投資割合に制限を設けません。
- ・デリバティブの使用はヘッジ目的に限定しません。

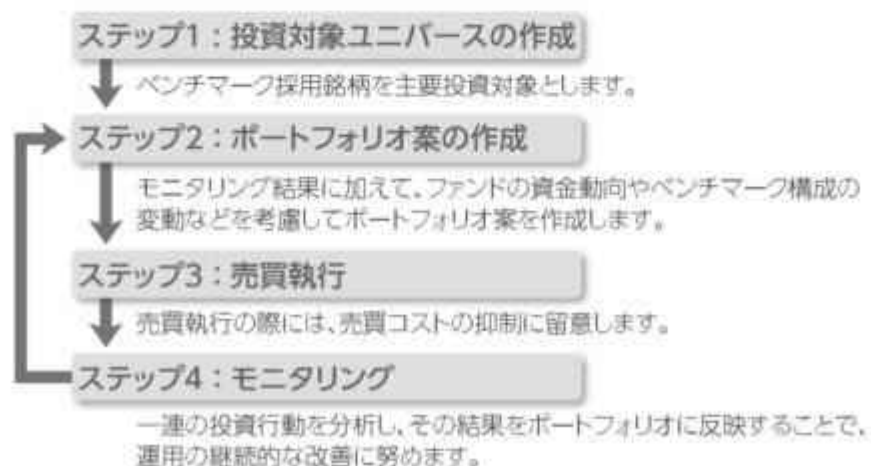
※8 S&P先進国REITインデックスとは、S&Pダウ・ジョーンズ・インデックスLLCが有するS&Pグローバル株価指数の採用銘柄の中から、不動産投資信託(REIT)及び同様の制度に基づく銘柄の浮動株修正時価総額に基づいて算出される指数です。
S&P先進国REITインデックス(除く日本、配当込み、円換算ベース)は、S&P先進国REITインデックス(除く日本、配当込み)をもとに、委託会社が計算したものです。

S&P先進国REITインデックス（「当インデックス」）はS&P Dow Jones Indices LLC（「SPDJI」）の商品であり、これを利用するライセンスが三菱UFJ国際投信株式会社に付与されています。Standard & Poor's®およびS&P®はStandard & Poor's Financial Services LLC（「S&P」）の登録商標で、Dow Jones®はDow Jones Trademark Holdings LLC（「Dow Jones」）の登録商標であり、これらの商標を利用するライセンスがSPDJIに、特定目的での利用を許諾するサブライセンスが三菱UFJ国際投信株式会社にそれぞれ付与されています。当ファンドは、SPDJI、Dow Jones、S&Pまたはそれぞれの関連会社（総称して「S&P Dow Jones Indices」）によってスポンサー、保証、販売、または販売促進されているものではありません。S&P Dow Jones Indicesは、当ファンドの所有者またはいかなる一般人に対して、株式全般または具体的に当ファンドへの投資の妥当性、あるいは全般的な市場のパフォーマンスを追跡するS&P先進国REITインデックスの能力に関して、明示または黙示を問わず、いかなる表明または保証もしません。S&P先進国REITインデックスに関して、S&P Dow Jones Indicesと三菱UFJ国際投信株式会社との間にある唯一の関係は、当インデックスとS&P Dow Jones Indicesまたはそのライセンサーの特定の商標、サービスマーク、および商標名のライセンス供与です。S&P先進国REITインデックスは三菱UFJ国際投信株式会社または当ファンドに関係なく、S&P Dow Jones Indicesによって決定、構成、計算されます。S&P Dow Jones Indicesは、S&P先進国REITインデックスの決定、構成または計算において三菱UFJ国際投信株式会社または当ファンドの所有者の要求を考慮する義務を負いません。S&P Dow Jones Indicesは、当ファンドの価格または数量、あるいは当ファンドの発行または販売のタイミングの決定、当ファンドが将来換金、譲渡、または償還される計算式の決定または計算に関して責任を負わず、またこれに関与したことはありません。S&P Dow Jones Indicesは、当ファンドの管理、マーケティング、または取引に関して、いかなる義務または責任も負いません。S&P先進国REITインデックスに基づく投資商品が、インデックスのパフォーマンスを正確に追跡する、あるいはプラスの投資収益を提供する保証はありません。S&P Dow Jones Indices LLCは投資顧問会社ではありません。インデックスに証券が含まれることは、S&P Dow Jones Indicesがかかる証券の売り、買い、またはホールドの推奨を意味するものではなく、投資アドバイスとして見なしてはなりません。

S&P DOW JONES INDICESは、当インデックスまたはその関連データ、あるいは口頭または書面の通信（電子通信も含む）を含むがこれに限定されないあらゆる通信について、その妥当性、正確性、適時性、または完全性を保証しません。S&P DOW JONES INDICESは、これに含まれる誤り、欠落または中断に対して、いかなる義務または責任も負わないものとします。S&P DOW JONES INDICESは、明示的または黙示的を問わず、いかなる保証もせず、当インデックスまたはそれに関連するデータの商品性、特定の目的または使用への適合性、それらを使用することによって三菱UFJ国際投信株式会社、当ファンドの所有者、またはその他の人物や組織が得られる結果について、一切の保証を明示的に否認します。上記を制限することなく、いかなる場合においても、S&P DOW JONES INDICESは、利益の逸失、営業損失、時間または信用の喪失を含むがこれらに限定されない、間接的、特別、懲罰的、または派生的損害に対して、たとえその可能性について知らされていたとしても、契約の記述、不法行為、または厳格責任の有無を問わず、一切の責任を負わないものとします。S&P DOW JONES INDICESのライセンサーを除き、S&P DOW JONES INDICESと三菱UFJ国際投信株式会社との間の契約または取り決めの第三者受益者は存在しません。

国内株式／国内債券／海外株式／海外債券／海外リート

<運用プロセスのイメージ>

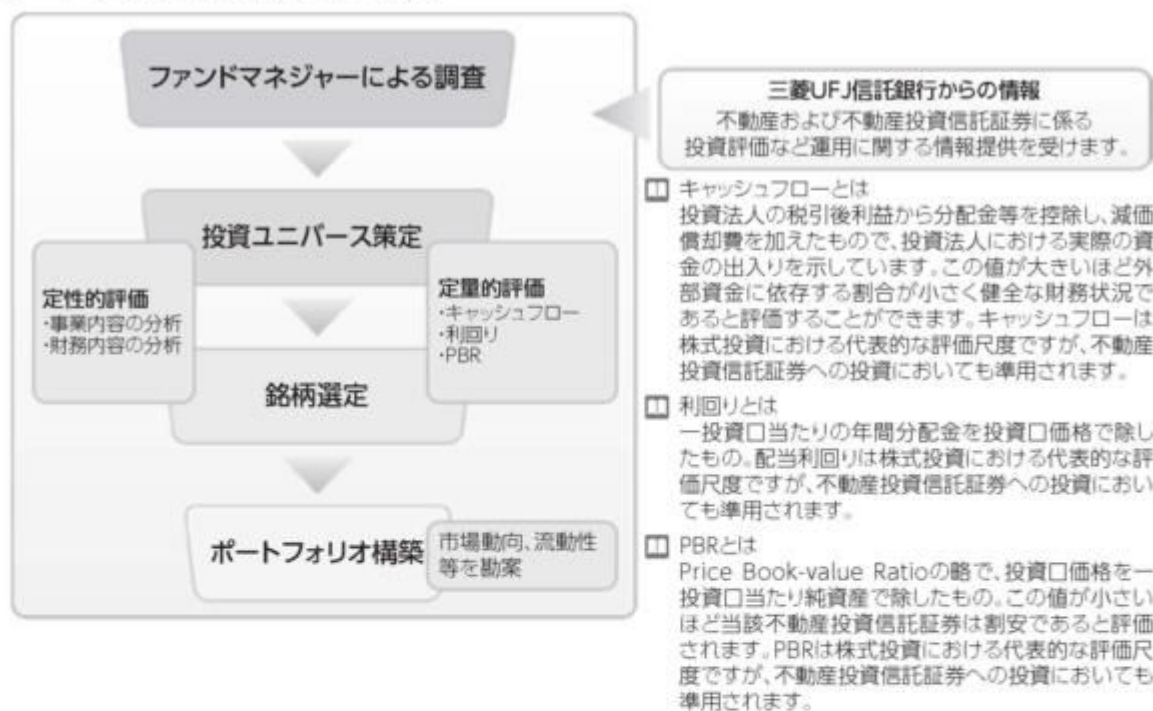


■ 上記の運用プロセスは変更される場合があります。また、市場環境等によっては上記のような運用ができない場合があります。

☞ 「運用担当者に係る事項」については、委託会社のホームページ（<https://www.am.mufg.jp/corp/operation/fm.html>）をご覧ください。

国内リート

<ポートフォリオ構築のプロセス>



■ 上記は銘柄選定の視点を示したものであり、実際にファンドで投資する銘柄が常に上記の条件を満たすわけではありません。

☞ 「運用担当者に係る事項」については、委託会社のホームページ (<https://www.am.mufig.jp/corp/operation/fm.html>) でご覧いただけます。

各ファンド共通

■ 分配方針

- ・年1回の決算時(3月25日(休業日の場合は翌営業日))に分配金額を決定します。
- ・分配金額は委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には、分配を行わないことがあります。

分配金額の決定にあたっては、信託財産の成長を優先し、原則として分配を抑制する方針とします。(基準価額水準や市況動向等により変更する場合があります。)

将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

(3) 【ファンドの仕組み】

<訂正前>

② 委託会社と関係法人との契約の概要

	概要
委託会社と受託会社との契約 「信託契約」	運用に関する事項、委託会社および受託会社としての業務に関する事項、受益者に関する事項等が定められています。 なお、信託契約は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づきあらかじめ監督官庁に届け出られた信託約款の内容で締結されます。

委託会社と販売会社との契約 「投資信託受益権の取扱いに関する契約」	販売会社の募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱いに係る事務の内容等が定められています。
--------------------------------------	---

③委託会社の概況（2021年3月末現在）

- ・金融商品取引業者登録番号
金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第404号
- ・設立年月日
1985年8月1日
- ・資本金
2,000百万円
- ・沿革
 - 1997年5月 東京三菱投信投資顧問株式会社が証券投資信託委託業務を開始
 - 2004年10月 東京三菱投信投資顧問株式会社と三菱信アセットマネジメント株式会社が合併、商号を三菱投信株式会社に変更
 - 2005年10月 三菱投信株式会社とユーエフジェイパートナーズ投信株式会社が合併、商号を三菱UFJ投信株式会社に変更
 - 2015年7月 三菱UFJ投信株式会社と国際投信投資顧問株式会社が合併、商号を三菱UFJ国際投信株式会社に変更
- ・大株主の状況

株 主 名	住 所	所有株式数	所有比率
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	211,581株	100.0%

<訂正後>

②委託会社と関係法人との契約の概要

	概要
委託会社と受託会社との契約 「信託契約」	運用に関する事項、委託会社および受託会社としての業務に関する事項、受益者に関する事項等が定められています。 なお、信託契約は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づきあらかじめ監督官庁に届け出られた信託約款の内容で締結されます。
委託会社と販売会社との契約 「投資信託受益権の取扱いに関する契約」	販売会社の募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱いに係る事務の内容等が定められています。

③委託会社の概況（2021年9月末現在）

- ・金融商品取引業者登録番号
金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第404号
- ・設立年月日
1985年8月1日
- ・資本金
2,000百万円
- ・沿革
 - 1997年5月 東京三菱投信投資顧問株式会社が証券投資信託委託業務を開始
 - 2004年10月 東京三菱投信投資顧問株式会社と三菱信アセットマネジメント株式会社が合併、商号を三菱投信株式会社に変更
 - 2005年10月 三菱投信株式会社とユーエフジェイパートナーズ投信株式会社が合併、商号を三菱UFJ投信株式会社に変更
 - 2015年7月 三菱UFJ投信株式会社と国際投信投資顧問株式会社が合併、商号を三菱UFJ国際投信株式会社に変更
- ・大株主の状況

株 主 名	住 所	所有株式数	所有比率
三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目４番５号	211,581株	100.0%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

<訂正前>

「ファンド・マネジャー（国内株式）」

ＴＯＰＩＸマザーファンド受益証券を主要投資対象とします。なお、わが国の株式に直接投資することがあります。

受益証券の組入比率は高位を維持することを基本とします。

ただし、対象インデックス（東証株価指数（ＴＯＰＩＸ）（配当込み））との連動を維持するため、株式の実質投資比率（組入現物株式の時価総額に株価指数先物取引の買建額を加算し、または株価指数先物取引の売建額を控除した額の信託財産の純資産総額に対する割合に、ＴＯＰＩＸマザーファンドにおける株式の実質投資比率に当ファンドの当該マザーファンド受益証券への投資比率を乗じて得た割合を加算した比率）は信託財産の純資産総額を超える場合があります。

株式以外の資産への実質投資割合（信託財産に属する株式以外の資産の時価総額と信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の総額に占める株式以外の資産の時価総額の割合を乗じて得た額との合計額が信託財産の総額に占める割合）は、原則として信託財産の総額の50%以下とします。

なお、市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

「ファンド・マネジャー（国内債券）」

国内債券インデックスマザーファンド受益証券を主要投資対象とします。なお、わが国の公社債に直接投資することがあります。

受益証券の組入比率は高位を維持することを基本とします。

ただし、対象インデックス（ＮＯＭＵＲＡ－ＢＰＩ総合インデックス）との連動を維持するため、公社債の実質投資比率（組入現物公社債の時価総額に債券先物取引等の買建額を加算し、または債券先物取引等の売建額を控除した額の信託財産の純資産総額に対する割合に、国内債券インデックスマザーファンドにおける公社債の実質投資比率に当ファンドの当該マザーファンド受益証券への投資比率を乗じて得た割合を加算した比率）は信託財産の純資産総額を超える場合があります。

なお、市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

「ファンド・マネジャー（国内リート）」

MUAM J－REITマザーファンド受益証券を主要投資対象とします。

主として、MUAM J－REITマザーファンド受益証券への投資を通じて、わが国の金融商品取引所に上場している（上場予定を含みます。）不動産投資信託証券（不動産投資法人の投資証券もしくは新投資口予約権証券または不動産投資信託の受益証券をいいます。）への投資を行います。

東証REIT指数（配当込み）をベンチマークとし、これを中長期的に上回る投資成果をめざします。

マザーファンド受益証券の組入比率は高位を維持することを基本とします。

市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

「ファンド・マネジャー（海外株式）」

外国株式インデックスマザーファンド受益証券を主要投資対象とします。なお、日本を除く世界各国の株式に直接投資することがあります。

受益証券の組入比率は高位を維持することを基本とします。

ただし、対象インデックス（MSCIコクサイ・インデックス（配当込み、円換算ベース））と

の連動を維持するため、先物取引等を利用し株式の実質投資比率が100%を超える場合があります。

実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。

なお、市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

「ファンド・マネジャー（海外債券）」

外国債券インデックスマザーファンド受益証券を主要投資対象とします。なお、日本を除く世界各国の公社債に直接投資することがあります。

受益証券の組入比率は高位を維持することを基本とします。

ただし、対象インデックス（F T S E世界国債インデックス（除く日本、円換算ベース））との連動を維持するため、先物取引等を利用し公社債の実質投資比率が100%を超える場合があります。

実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。

なお、市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

「ファンド・マネジャー（海外リート）」

MUAM G-R E I Tマザーファンド受益証券を主要投資対象とします。

主として、MUAM G-R E I Tマザーファンド受益証券への投資を通じて、日本を除く世界各国の不動産投資信託証券（一般社団法人投資信託協会規則に定める不動産投資信託証券をいいます。）への投資を行います。

S & P先進国R E I Tインデックス（除く日本、配当込み、円換算ベース）に連動する投資成果をめざして、運用を行います。

マザーファンド受益証券の組入比率は高位を維持することを基本とします。

対象インデックスとの連動を維持するため、不動産投信指数先物取引を利用し不動産投資信託証券の実質投資比率が100%を超える場合があります。

実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。

市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

<訂正後>

「ファンド・マネジャー（国内株式）」

T O P I Xマザーファンド受益証券を主要投資対象とします。なお、わが国の株式に直接投資することがあります。

受益証券の組入比率は高位を維持することを基本とします。

ただし、対象インデックス（東証株価指数（T O P I X）（配当込み））との連動を維持するため、株式の実質投資比率（組入現物株式の時価総額に株価指数先物取引の買建額を加算し、または株価指数先物取引の売建額を控除した額の信託財産の純資産総額に対する割合に、T O P I Xマザーファンドにおける株式の実質投資比率に当ファンドの当該マザーファンド受益証券への投資比率を乗じて得た割合を加算した比率）は信託財産の純資産総額を超える場合があります。

株式以外の資産への実質投資割合（信託財産に属する株式以外の資産の時価総額と信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の総額に占める株式以外の資産の時価総額の割合を乗じて得た額との合計額が信託財産の総額に占める割合）は、原則として信託財産の総額の50%以下とします。

なお、市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

「ファンド・マネジャー（国内債券）」

国内債券インデックスマザーファンド受益証券を主要投資対象とします。なお、わが国の公社債に直接投資することがあります。

受益証券の組入比率は高位を維持することを基本とします。

ただし、対象インデックス（NOMURA-B P I総合インデックス）との連動を維持するため、公社債の実質投資比率（組入現物公社債の時価総額に債券先物取引等の買建額を加算し、または債券先物取引等の売建額を控除した額の信託財産の純資産総額に対する割合に、国内債券インデックスマザーファンドにおける公社債の実質投資比率に当ファンドの当該マザーファンド受益証券への投資比率を乗じて得た割合を加算した比率）は信託財産の純資産総額を超える場合が

あります。

なお、市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

「ファンド・マネジャー（国内リート）」

MUAM J－REITマザーファンド受益証券を主要投資対象とします。

主として、MUAM J－REITマザーファンド受益証券への投資を通じて、わが国の金融商品取引所に上場している（上場予定を含みます。）不動産投資信託証券（不動産投資法人の投資証券もしくは新投資口予約権証券または不動産投資信託の受益証券をいいます。）への投資を行います。

東証REIT指数（配当込み）をベンチマークとし、これを中長期的に上回る投資成果をめざします。

マザーファンド受益証券の組入比率は高位を維持することを基本とします。

市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

「ファンド・マネジャー（海外株式）」

外国株式インデックスマザーファンド受益証券を主要投資対象とします。なお、日本を除く世界各国の株式に直接投資することがあります。

受益証券の組入比率は高位を維持することを基本とします。

ただし、対象インデックス（MSCIコクサイ・インデックス（配当込み、円換算ベース））との連動を維持するため、先物取引等を利用し株式の実質投資比率が100%を超える場合があります。

実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。

なお、市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

「ファンド・マネジャー（海外債券）」

外国債券インデックスマザーファンド受益証券を主要投資対象とします。なお、日本を除く世界各国の公社債に直接投資することがあります。

受益証券の組入比率は高位を維持することを基本とします。

ただし、対象インデックス（FTSE世界国債インデックス（除く日本、円換算ベース））との連動を維持するため、先物取引等を利用し公社債の実質投資比率が100%を超える場合があります。

実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。なお、対象インデックスとの連動を維持するため、外国為替予約取引を行うことがあります。

市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

「ファンド・マネジャー（海外リート）」

MUAM G－REITマザーファンド受益証券を主要投資対象とします。

主として、MUAM G－REITマザーファンド受益証券への投資を通じて、日本を除く世界各国の不動産投資信託証券（一般社団法人投資信託協会規則に定める不動産投資信託証券をいいます。）への投資を行います。

S&P先進国REITインデックス（除く日本、配当込み、円換算ベース）に連動する投資成果をめざして、運用を行います。

マザーファンド受益証券の組入比率は高位を維持することを基本とします。

対象インデックスとの連動を維持するため、不動産投信指数先物取引を利用し不動産投資信託証券の実質投資比率が100%を超える場合があります。

実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。

市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

（２）【投資対象】

<訂正前>

「ファンド・マネジャー（国内株式）」

①投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、信託約款に定める次のものに限ります。）
 - a. 有価証券先物取引等
 - b. スワップ取引
 - ハ. 約束手形
- ニ. 金銭債権
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形

②有価証券の指図範囲

この信託において投資の対象とする有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）は、三菱UFJ国際投信株式会社を委託会社とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託会社とするTOPIXマザーファンド（「マザーファンド」または「親投資信託」といいます。）の受益証券のほか、次に掲げるものとします。なお、当該有価証券は本邦通貨表示のものに限ります。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 資産の流動化に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 資産の流動化に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. 資産の流動化に係る特定目的信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第13号で定めるものをいいます。）
11. コマーシャル・ペーパー
12. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
13. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1. から12. の証券または証書の性質を有するもの
14. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
15. 投資証券もしくは新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。16. において同じ。）で16. で定めるもの以外のもの
16. 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。以下16. において同じ。）または外国投資証券で投資法人債券に類する証券
17. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
18. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
19. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
20. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
21. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

22. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

23. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

24. 外国の者に対する権利で23. の有価証券の性質を有するもの

なお、1. の証券または証書ならびに13. および19. の証券または証書のうち1. の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2. から6. までの証券ならびに16. の証券ならびに13. および19. の証券または証書のうち2. から6. までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、14. および15. の証券を以下「投資信託証券」といいます。

③金融商品の指図範囲

この信託において投資の対象とする金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）は、次に掲げるものとします。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で5. の権利の性質を有するもの

<ＴＯＰＩＸマザーファンドの概要>

（基本方針）

この投資信託は、東証株価指数（ＴＯＰＩＸ）（配当込み）と連動する投資成果をめざして運用を行います。

（運用方法）

①投資対象

東京証券取引所第一部に上場されている株式を主要投資対象とします。

②投資態度

主として対象インデックスに採用されている株式に投資を行い、信託財産の1口当たりの純資産額の変動率を対象インデックスの変動率に一致させることを目的とした運用を行います。対象インデックスからカイ離するリスクと運用コストの極小化を目的として、定量的なリスク管理に基づいたポートフォリオ構築と適切な売買執行を行います。

株式の実質投資比率（組入現物株式の時価総額に株価指数先物取引等の買建額を加算し、または株価指数先物取引等の売建額を控除した額の信託財産の純資産総額に対する割合をいいます。）は原則として高位を維持します。ただし、対象インデックスとの連動を維持するため、実質投資比率を引き下げる、あるいは実質投資比率を100%以上に引き上げる運用指図を行うことがあります。

なお、市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

（投資制限）

①株式への投資割合に制限を設けません。

②新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。

③投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

④同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

⑤外貨建資産への投資は行いません。

⑥有価証券先物取引等を行うことができます。

⑦スワップ取引を行うことができます。

⑧デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）は、価格変動リスクおよび金利変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

「ファンド・マネジャー（国内債券）」

①投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、信託約款に定める次のものに限ります。）
 - a. 有価証券先物取引等
 - b. スワップ取引
 - ハ. 約束手形
- ニ. 金銭債権
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形

②有価証券の指図範囲

この信託において投資の対象とする有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）は、三菱UFJ国際投信株式会社を委託会社とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託会社とする国内債券インデックスマザーファンド（「マザーファンド」または「親投資信託」といいます。）の受益証券のほか、次に掲げるものとしします。なお、当該有価証券は本邦通貨表示のものに限ります。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 資産の流動化に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 資産の流動化に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. 資産の流動化に係る特定目的信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第13号で定めるものをいいます。）
11. コマーシャル・ペーパー
12. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
13. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1. から12. の証券または証書の性質を有するもの
14. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
15. 投資証券もしくは新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。16. において同じ。）で16. で定めるものの以外のもの
16. 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。以下16. において同じ。）または外国投資証券で投資法人債券に類する証券
17. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
18. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
19. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
20. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
21. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
22. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
23. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

24. 外国の者に対する権利で23. の有価証券の性質を有するもの

なお、1. の証券または証書ならびに13. および19. の証券または証書のうち1. の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2. から6. までの証券ならびに16. の証券ならびに13. および19. の証券または証書のうち2. から6. までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、14. および15. の証券を以下「投資信託証券」といいます。

③金融商品の指図範囲

この信託において投資の対象とする金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）は、次に掲げるものとします。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で5. の権利の性質を有するもの

＜国内債券インデックスマザーファンドの概要＞

（基本方針）

この投資信託は、NOMURA-BPI総合に連動する投資成果をめざして運用を行います。

（運用方法）

①投資対象

わが国の公社債を主要投資対象とします。

②投資態度

主としてわが国の公社債に投資を行います。

公社債の組入比率は高位を維持することを基本とします。

対象インデックスとの連動を維持するため、先物取引等を利用し公社債の実質投資比率が100%を超える場合があります。

市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

（投資制限）

①株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

②新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

③投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

④同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

⑤同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

⑥同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

⑦外貨建資産への投資は行いません。

⑧有価証券先物取引等を行うことができます。

⑨スワップ取引は効率的な運用に資するため行うことができます。

「ファンド・マネジャー（国内リート）」

①投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

- イ. 有価証券
- ロ. 約束手形
- ハ. 金銭債権

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

- イ. 為替手形

②有価証券の指図範囲

この信託において投資の対象とする有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）は、三菱UFJ国際投信株式会社を委託会社とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託会社とするMUAM J－REITマザーファンド（「マザーファンド」または「親投資信託」といいます。）の受益証券のほか、次に掲げるものとします。なお、当該有価証券は本邦通貨表示のものに限ります。

1. コマーシャル・ペーパー
2. 外国の者の発行する証券または証書で、1. の証券の性質を有するもの
3. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
4. 投資証券もしくは新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
5. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券を除きます。）
6. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、3. および4. の証券を以下「投資信託証券」といいます。また、5. の証券を以下「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は短期社債等への投資ならびに買い現先取引（売戻条件付の買入れ）および債券貸借取引（現金担保付債券借入れ）に限り行うことができます。

③金融商品の指図範囲

この信託において投資の対象とする金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）は、次に掲げるものとします。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

<MUAM J－REITマザーファンドの概要>

（基本方針）

この投資信託は、信託財産の中長期的な成長を目標として、運用を行います。

（運用方法）

①投資対象

わが国の金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）に上場している（上場予定を含みます。）不動産投資信託証券（不動産投資法人の投資証券もしくは新投資口予約権証券または不動産投資信託の受益証券をいいます。）を主要投資対象とします。

②投資態度

わが国の金融商品取引所に上場している（上場予定を含みます。）不動産投資信託証券への分散投資を行います。

東証REIT指数（配当込み）をベンチマークとし、これを中長期的に上回る投資成果を目指します。

銘柄選定およびポートフォリオの構築は、定性的評価・定量的評価を経て行います。定性的評価については、事業内容および財務内容等の分析を行います。定量的評価においては、キャッシュフロー、配当利回り、PBR（株価純資産倍率）等の分析を行います。

不動産投資信託証券の組入比率は高位（通常の状態90%以上）を基本とします。

市況動向、資金動向等によっては、上記のような運用が行えない場合があります。

（投資制限）

- ①投資信託証券への投資に制限を設けません。
- ②同一銘柄の投資信託証券への投資は信託財産の純資産総額の30%以下とします。
- ③株式への投資は行いません。
- ④外貨建資産への投資は行いません。

「ファンド・マネジャー（海外株式）」

①投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、信託約款に定める次のものに限ります。）
 - a. 有価証券先物取引等
 - b. スワップ取引
 - ハ. 約束手形
- ニ. 金銭債権
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形

②有価証券の指図範囲

この信託において投資の対象とする有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）は、三菱UFJ国際投信株式会社を委託会社とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託会社とする外国株式インデックスマザーファンド（「マザーファンド」または「親投資信託」といいます。）の受益証券のほか、次に掲げるものとします。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 資産の流動化に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 資産の流動化に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. 資産の流動化に係る特定目的信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第13号で定めるものをいいます。）
11. コマーシャル・ペーパー
12. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
13. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1. から12. の証券または証書の性質を有するもの
14. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
15. 投資証券もしくは新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。16. において同じ。）で16. で定めるものの以外のもの
16. 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。以下16. において同じ。）または外国投資証券で投資法人債券に類する証券
17. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
18. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
19. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
20. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
21. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
22. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

23. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
24. 受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいい、1. から23. に該当するものを除きます。）
25. 外国の者に対する権利で23. および24. の有価証券の性質を有するもの
- なお、1. の証券または証書ならびに13. および19. の証券または証書のうち1. の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2. から6. までの証券ならびに16. の証券ならびに13. および19. の証券または証書のうち2. から6. までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、14. および15. の証券を以下「投資信託証券」といいます。

③金融商品の指図範囲

この信託において投資の対象とする金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）は、次に掲げるものとします。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 信託の受益権（金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるものをいい、1. から5. までに該当するものを除きます。）
7. 投資事業有限責任組合契約に基づく権利（金融商品取引法第2条第2項第5号に該当するものをいいます。）
8. 外国の者に対する権利で5. から7. の権利の性質を有するもの

④その他の投資対象

信託約款に定める次に掲げるもの。

- ・外国為替予約取引

<外国株式インデックスマザーファンドの概要>

（基本方針）

この投資信託は、MSCIコクサイ・インデックス（配当込み、円換算ベース）と連動する投資成果をめざして運用を行います。

（運用方法）

①投資対象

MSCIコクサイ・インデックス（配当込み、円換算ベース）に採用されている株式を主要投資対象とします。

②投資態度

主として対象インデックスに採用されている株式に投資を行い、信託財産の1口当たりの純資産額の変動率を対象インデックスの変動率に一致させることを目的とした運用を行います。投資成果を対象インデックスの動きにできるだけ連動させるため、次のポートフォリオ管理を行います。

株式の実質投資比率（組入現物株式の時価総額に株価指数先物取引等の買建額を加算し、または株価指数先物取引等の売建額を控除した額の信託財産の純資産総額に対する割合をいいます。）は原則として高位を維持します。ただし、対象インデックスとの連動を維持するため、実質投資比率を引き下げる、あるいは実質投資比率を100%以上に引き上げる運用指図を行うことがあります。

銘柄選択は、運用モデルを活用して行います。

組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。

なお、市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

（投資制限）

①株式への投資割合に制限を設けません。

②新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。

③投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

④同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

- ⑤外貨建資産への投資割合に制限を設けません。
- ⑥有価証券先物取引等を行うことができます。
- ⑦スワップ取引を行うことができます。
- ⑧外国為替予約取引を行うことができます。
- ⑨デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）は、価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。
- ⑩外国為替予約取引は、為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。

「ファンド・マネジャー（海外債券）」

①投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、信託約款に定める次のものに限ります。）

ａ. 有価証券先物取引等

ｂ. スワップ取引

ハ. 約束手形

ニ. 金銭債権

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

②有価証券の指図範囲

この信託において投資の対象とする有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）は、三菱ＵＦＪ国際投信株式会社を委託会社とし、三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社を受託会社とする外国債券インデックスマザーファンド（「マザーファンド」または「親投資信託」といいます。）の受益証券のほか、次に掲げるものとします。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 資産の流動化に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 資産の流動化に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. 資産の流動化に係る特定目的信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第13号で定めるものをいいます。）
11. コマーシャル・ペーパー
12. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
13. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1. から12. の証券または証書の性質を有するもの
14. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
15. 投資証券もしくは新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。16. において同じ。）で16. で定めるものの以外のもの

16. 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。以下16.において同じ。）または外国投資証券で投資法人債券に類する証券
 17. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
 18. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
 19. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
 20. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 21. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
 22. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
 23. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 24. 外国の者に対する権利で23.の有価証券の性質を有するもの
- なお、1.の証券または証書ならびに13.および19.の証券または証書のうち1.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2.から6.までの証券ならびに16.の証券ならびに13.および19.の証券または証書のうち2.から6.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、14.および15.の証券を以下「投資信託証券」といいます。

③金融商品の指図範囲

この信託において投資の対象とする金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）は、次に掲げるものとします。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で5.の権利の性質を有するもの

④その他の投資対象

信託約款に定める次に掲げるもの。

- ・外国為替予約取引

<外国債券インデックスマザーファンドの概要>

（基本方針）

この投資信託は、F T S E世界国債インデックス（除く日本、円換算ベース）と連動する投資成果をめざして運用を行います。

（運用方法）

①投資対象

F T S E世界国債インデックス（除く日本、円換算ベース）に採用されている国債を主要投資対象とします。

②投資態度

主として対象インデックスに採用されている国債に投資を行い、信託財産の1口当たりの純資産額の変動率を対象インデックスの変動率に一致させることを目的とした運用を行います。投資成果を対象インデックスの動きにできるだけ連動させるため、次のポートフォリオ管理を行います。

公社債の実質投資比率（組入現物公社債の時価総額に債券先物取引等の買建額を加算し、または債券先物取引等の売建額を控除した額の信託財産の純資産総額に対する割合をいいます。）は原則として高位を維持します。ただし、対象インデックスとの連動を維持するため、実質投資比率を引き下げる、あるいは実質投資比率を100%以上に引き上げる運用指図を行うことがあります。

銘柄選択は、運用モデルを活用して行います。

組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。

なお、市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

（投資制限）

- ①株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

- ②新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ③投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ④同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑤同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑥同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ⑦外貨建資産への投資割合に制限を設けません。
- ⑧有価証券先物取引等を行うことができます。
- ⑨スワップ取引を行うことができます。
- ⑩外国為替予約取引を行うことができます。
- ⑪デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）は、価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。
- ⑫外国為替予約取引は、為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。

「ファンド・マネジャー（海外リート）」

①投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、信託約款に定める次のものに限ります。）
 - a. 不動産投信指数先物取引等
 - ハ. 約束手形
- ニ. 金銭債権
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形

②有価証券の指図範囲

この信託において投資の対象とする有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）は、三菱UFJ国際投信株式会社を委託会社とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託会社とするMUAM G-R E I Tマザーファンド（「マザーファンド」または「親投資信託」といいます。）の受益証券のほか、次に掲げるものとします。

1. コマーシャル・ペーパー
2. 外国の者の発行する証券または証書で、1. の証券の性質を有するもの
3. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
4. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
5. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券を除きます。）
6. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、3. および4. の証券を以下「投資信託証券」といいます。また、5. の証券を以下「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は短期社債等への投資ならびに買い現先取引（売戻条件付の買入れ）および債券貸借取引（現金担保付債券借入れ）に限り行うことができます。

③金融商品の指図範囲

この信託において投資の対象とする金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）は、次に掲げるものとします。

1. 預金

- ２．指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託を除きます。）
- ３．コール・ローン
- ４．手形割引市場において売買される手形
- ④その他の投資対象
信託約款に定める次に掲げるもの。
 - ・外国為替予約取引

<MUAM G－REITマザーファンドの概要>

（基本方針）

この投資信託は、信託財産の成長を目指して運用を行います。

（運用方法）

①投資対象

S＆P先進国REITインデックス（除く日本、配当込み、円換算ベース）に採用されている不動産投資信託証券（一般社団法人投資信託協会規則に定める不動産投資信託証券をいいます。以下同じ。）を主要投資対象とします。

②投資態度

主として対象インデックスに採用されている不動産投資信託証券に投資を行い、信託財産の１口当たりの純資産額の変動率を対象インデックスの変動率に一致させることを目的とした運用を行います。

銘柄選定にあたっては、時価総額および流動性等を勘案します。

原則として、不動産投資信託証券の組入比率は高位を維持します。

対象インデックスとの連動を維持するため、不動産投信指数先物取引を利用し不動産投資信託証券の実質投資比率が100%を超える場合があります。

組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。

市場動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

（投資制限）

- ①株式への直接投資は行いません。
- ②投資信託証券への投資割合に制限を設けません。
- ③外貨建資産への投資割合に制限を設けません。
- ④不動産投信指数先物取引を行うことができます。
- ⑤デリバティブ取引（法人税法第61条の５に定めるものをいいます。）は、価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。
- ⑥外国為替予約取引は、為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。

<訂正後>

「ファンド・マネジャー（国内株式）」

①投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

- １．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第２条第20項に規定するものをいい、信託約款に定める次のものに限ります。）

ａ．有価証券先物取引等

ｂ．スワップ取引

ハ．約束手形

ニ．金銭債権

- ２．次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

②有価証券の指図範囲

この信託において投資の対象とする有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）は、三菱UFJ国際投信株式会社を委託会社とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託会社とするTOPIXマザーファンド（「マザーファンド」または「親投資信託」といいます。）の受益証券のほか、次に掲げるものとします。なお、当該有価証券は本邦通貨表示のものに限ります。

1. 株券または新株引受権証券
 2. 国債証券
 3. 地方債証券
 4. 特別の法律により法人の発行する債券
 5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
 6. 資産の流動化に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
 7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
 8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
 9. 資産の流動化に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
 10. 資産の流動化に係る特定目的信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第13号で定めるものをいいます。）
 11. コマーシャル・ペーパー
 12. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
 13. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1. から12. の証券または証書の性質を有するもの
 14. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
 15. 投資証券もしくは新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。16. において同じ。）で16. で定めるものの以外のもの
 16. 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。以下16. において同じ。）または外国投資証券で投資法人債券に類する証券
 17. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
 18. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
 19. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
 20. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 21. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
 22. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
 23. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 24. 外国の者に対する権利で23. の有価証券の性質を有するもの
- なお、1. の証券または証書ならびに13. および19. の証券または証書のうち1. の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2. から6. までの証券ならびに16. の証券ならびに13. および19. の証券または証書のうち2. から6. までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、14. および15. の証券を以下「投資信託証券」といいます。

③金融商品の指図範囲

この信託において投資の対象とする金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）は、次に掲げるものとします。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で5. の権利の性質を有するもの

＜ＴＯＰＩＸマザーファンドの概要＞

（基本方針）

この投資信託は、東証株価指数（ＴＯＰＩＸ）（配当込み）と連動する投資成果をめざして運用を行います。

（運用方法）

①投資対象

東京証券取引所第一部に上場されている株式を主要投資対象とします。

②投資態度

主として対象インデックスに採用されている株式に投資を行い、信託財産の1口当たりの純資産額の変動率を対象インデックスの変動率に一致させることを目的とした運用を行います。

対象インデックスからカイ離するリスクと運用コストの極小化を目的として、定量的なリスク管理に基づいたポートフォリオ構築と適切な売買執行を行います。

株式の実質投資比率（組入現物株式の時価総額に株価指数先物取引等の買建額を加算し、または株価指数先物取引等の売建額を控除した額の信託財産の純資産総額に対する割合をいいます。）は原則として高位を維持します。ただし、対象インデックスとの連動を維持するため、実質投資比率を引き下げる、あるいは実質投資比率を100%以上に引き上げる運用指図を行うことがあります。

なお、市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

（投資制限）

①株式への投資割合に制限を設けません。

②新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。

③投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

④同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

⑤外貨建資産への投資は行いません。

⑥有価証券先物取引等を行うことができます。

⑦スワップ取引を行うことができます。

⑧デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）は、価格変動リスクおよび金利変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

※上記は2022年4月4日以降、東京証券取引所の市場区分見直しに伴い、以下の通り変更となります。

（基本方針）

この投資信託は、東証株価指数（ＴＯＰＩＸ）（配当込み）と連動する投資成果をめざして運用を行います。

（運用方法）

①投資対象

東京証券取引所に上場されている株式を主要投資対象とします。

②投資態度

主として対象インデックスに採用されている株式に投資を行い、信託財産の1口当たりの純資産額の変動率を対象インデックスの変動率に一致させることを目的とした運用を行います。

対象インデックスからカイ離するリスクと運用コストの極小化を目的として、定量的なリスク管理に基づいたポートフォリオ構築と適切な売買執行を行います。

株式の実質投資比率（組入現物株式の時価総額に株価指数先物取引等の買建額を加算し、または株価指数先物取引等の売建額を控除した額の信託財産の純資産総額に対する割合をいいます。）は原則として高位を維持します。ただし、対象インデックスとの連動を維持するため、実質投資比率を引き下げる、あるいは実質投資比率を100%以上に引き上げる運用指図を行うことがあります。

なお、市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

（投資制限）

- ①株式への投資割合に制限を設けません。
- ②新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。
- ③投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ④同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ⑤外貨建資産への投資は行いません。
- ⑥有価証券先物取引等を行うことができます。
- ⑦スワップ取引を行うことができます。
- ⑧デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）は、価格変動リスクおよび金利変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

「ファンド・マネジャー（国内債券）」

- ①投資の対象とする資産の種類
この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。
 - 1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、信託約款に定める次のものに限ります。）
 - a. 有価証券先物取引等
 - b. スワップ取引
 - ハ. 約束手形
 - ニ. 金銭債権
 - 2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形
- ②有価証券の指図範囲
この信託において投資の対象とする有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）は、三菱ＵＦＪ国際投信株式会社を委託会社とし、三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社を受託会社とする国内債券インデックスマザーファンド（「マザーファンド」または「親投資信託」といいます。）の受益証券のほか、次に掲げるものとします。なお、当該有価証券は本邦通貨表示のものに限ります。
 - 1. 株券または新株引受権証書
 - 2. 国債証券
 - 3. 地方債証券
 - 4. 特別の法律により法人の発行する債券
 - 5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
 - 6. 資産の流動化に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
 - 7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
 - 8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
 - 9. 資産の流動化に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
 - 10. 資産の流動化に係る特定目的信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第13号で定めるものをいいます。）
 - 11. コマーシャル・ペーパー
 - 12. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
 - 13. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1. から12. の証券または証書の性質

を有するもの

14. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
15. 投資証券もしくは新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。16. において同じ。）で16. で定めるものの以外のもの
16. 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。以下16. において同じ。）または外国投資証券で投資法人債券に類する証券
17. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
18. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限りします。）
19. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
20. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
21. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りします。）
22. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
23. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
24. 外国の者に対する権利で23. の有価証券の性質を有するもの

なお、1. の証券または証書ならびに13. および19. の証券または証書のうち1. の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2. から6. までの証券ならびに16. の証券ならびに13. および19. の証券または証書のうち2. から6. までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、14. および15. の証券を以下「投資信託証券」といいます。

③金融商品の指図範囲

この信託において投資の対象とする金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）は、次に掲げるものとします。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で5. の権利の性質を有するもの

<国内債券インデックスマザーファンドの概要>

（基本方針）

この投資信託は、NOMURA-BPI総合に連動する投資成果をめざして運用を行います。

（運用方法）

①投資対象

わが国の公社債を主要投資対象とします。

②投資態度

主としてわが国の公社債に投資を行います。

公社債の組入比率は高位を維持することを基本とします。

対象インデックスとの連動を維持するため、先物取引等を利用し公社債の実質投資比率が100%を超える場合があります。

市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

（投資制限）

①株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

②新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

③投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

④同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

⑤同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

- ⑥同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ⑦外貨建資産への投資は行いません。
- ⑧有価証券先物取引等を行うことができます。
- ⑨スワップ取引は効率的な運用に資するため行うことができます。

「ファンド・マネジャー（国内リート）」

①投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. 約束手形

ハ. 金銭債権

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

②有価証券の指図範囲

この信託において投資の対象とする有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）は、三菱UFJ国際投信株式会社を委託会社とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託会社とするMUAM J-REITマザーファンド（「マザーファンド」または「親投資信託」といいます。）の受益証券のほか、次に掲げるものとします。なお、当該有価証券は本邦通貨表示のものに限ります。

1. コマーシャル・ペーパー

2. 外国の者の発行する証券または証書で、1. の証券の性質を有するもの

3. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）

4. 投資証券もしくは新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）

5. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券を除きます。）

6. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、3. および4. の証券を以下「投資信託証券」といいます。また、5. の証券を以下「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は短期社債等への投資ならびに買い現先取引（売戻条件付の買入れ）および債券貸借取引（現金担保付債券借入れ）に限り行うことができます。

③金融商品の指図範囲

この信託において投資の対象とする金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）は、次に掲げるものとします。

1. 預金

2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託を除きます。）

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

<MUAM J-REITマザーファンドの概要>

（基本方針）

この投資信託は、信託財産の中長期的な成長を目標として、運用を行います。

（運用方法）

①投資対象

わが国の金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）に上場している（上場予定を含みます。）不動産投資信託証券（不動産投資法人の投資証券もしくは

は新投資口予約権証券または不動産投資信託の受益証券をいいます。）を主要投資対象とします。

②投資態度

わが国の金融商品取引所に上場している（上場予定を含みます。）不動産投資信託証券への分散投資を行います。

東証REIT指数（配当込み）をベンチマークとし、これを中長期的に上回る投資成果を目指します。

銘柄選定およびポートフォリオの構築は、定性的評価・定量的評価を経て行います。定性的評価については、事業内容および財務内容等の分析を行います。定量的評価においては、キャッシュフロー、配当利回り、PBR（株価純資産倍率）等の分析を行います。

不動産投資信託証券の組入比率は高位（通常の状態では90%以上）を基本とします。

市況動向、資金動向等によっては、上記のような運用が行えない場合があります。

（投資制限）

①投資信託証券への投資に制限を設けません。

②同一銘柄の投資信託証券への投資は信託財産の純資産総額の30%以下とします。

③株式への投資は行いません。

④外貨建資産への投資は行いません。

「ファンド・マネジャー（海外株式）」

①投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、信託約款に定める次のものに限ります。）

a. 有価証券先物取引等

b. スワップ取引

ハ. 約束手形

ニ. 金銭債権

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

②有価証券の指図範囲

この信託において投資の対象とする有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）は、三菱UFJ国際投信株式会社を委託会社とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託会社とする外国株式インデックスマザーファンド（「マザーファンド」または「親投資信託」といいます。）の受益証券のほか、次に掲げるものとします。

1. 株券または新株引受権証券

2. 国債証券

3. 地方債証券

4. 特別の法律により法人の発行する債券

5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）

6. 資産の流動化に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）

7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）

8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）

9. 資産の流動化に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）

10. 資産の流動化に係る特定目的信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第13号で定めるものをいいます。）

11. コマーシャル・ペーパー

12. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
 13. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1. から12. の証券または証書の性質を有するもの
 14. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
 15. 投資証券もしくは新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。16. において同じ。）で16. で定めるものの以外のも
 16. 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。以下16. において同じ。）または外国投資証券で投資法人債券に類する証券
 17. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
 18. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限りま
 19. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
 20. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 21. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りま
 22. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
 23. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 24. 受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいい、1. から23. に該当するものを除きま
 25. 外国の者に対する権利で23. および24. の有価証券の性質を有するもの
- なお、1. の証券または証書ならびに13. および19. の証券または証書のうち1. 証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2. から6. までの証券ならびに16. の証券ならびに13. および19. の証券または証書のうち2. から6. までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、14. および15. の証券を以下「投資信託証券」といいます。
- ③金融商品の指図範囲
- この信託において投資の対象とする金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）は、次に掲げるものとします。
1. 預金
 2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託を除きま
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形
 5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 6. 信託の受益権（金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるものをいい、1. から5. までに該当するものを除きま
 7. 投資事業有限責任組合契約に基づく権利（金融商品取引法第2条第2項第5号に該当するものをいいます。）
 8. 外国の者に対する権利で5. から7. の権利の性質を有するもの
- ④その他の投資対象
- 信託約款に定める次に掲げるもの。
- ・外国為替予約取引

<外国株式インデックスマザーファンドの概要>

（基本方針）

この投資信託は、MSCIコクサイ・インデックス（配当込み、円換算ベース）と連動する投資成果をめざして運用を行います。

（運用方法）

①投資対象

MSCIコクサイ・インデックス（配当込み、円換算ベース）に採用されている株式を主要投資対象とします。

②投資態度

主として対象インデックスに採用されている株式に投資を行い、信託財産の1口当たりの純資産額の変動率を対象インデックスの変動率に一致させることを目的とした運用を行います。投資成果を対象インデックスの動きにできるだけ連動させるため、次のポートフォリオ管理を行います。

株式の実質投資比率（組入現物株式の時価総額に株価指数先物取引等の買建額を加算し、または株価指数先物取引等の売建額を控除した額の信託財産の純資産総額に対する割合をいいます。）は原則として高位を維持します。ただし、対象インデックスとの連動を維持するため、実質投資比率を引き下げる、あるいは実質投資比率を100%以上に引き上げる運用指図を行うことがあります。

銘柄選択は、運用モデルを活用して行います。

組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。

なお、市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

（投資制限）

- ①株式への投資割合に制限を設けません。
- ②新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。
- ③投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ④同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ⑤外貨建資産への投資割合に制限を設けません。
- ⑥有価証券先物取引等を行うことができます。
- ⑦スワップ取引を行うことができます。
- ⑧外国為替予約取引を行うことができます。
- ⑨デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）は、価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。
- ⑩外国為替予約取引は、為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。

「ファンド・マネジャー（海外債券）」

①投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、信託約款に定める次のものに限ります。）
 - a. 有価証券先物取引等
 - b. スワップ取引
 - ハ. 約束手形
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形

②有価証券の指図範囲

この信託において投資の対象とする有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）は、三菱UFJ国際投信株式会社を委託会社とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託会社とする外国債券インデックスマザーファンド（「マザーファンド」または「親投資信託」といいます。）の受益証券のほか、次に掲げるものとします。

1. 株券または新株引受権証券
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）

6. 資産の流動化に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
 7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
 8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
 9. 資産の流動化に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
 10. 資産の流動化に係る特定目的信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第13号で定めるものをいいます。）
 11. コマーシャル・ペーパー
 12. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
 13. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1. から12. の証券または証書の性質を有するもの
 14. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
 15. 投資証券もしくは新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。16. において同じ。）で16. で定めるものの以外のもの
 16. 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。以下16. において同じ。）または外国投資証券で投資法人債券に類する証券
 17. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
 18. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限りま。
 19. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
 20. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 21. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りま。
 22. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
 23. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 24. 外国の者に対する権利で23. の有価証券の性質を有するもの
- なお、1. の証券または証書ならびに13. および19. の証券または証書のうち1. の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2. から6. までの証券ならびに16. の証券ならびに13. および19. の証券または証書のうち2. から6. までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、14. および15. の証券を以下「投資信託証券」といいます。
- ③金融商品の指図範囲
- この信託において投資の対象とする金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）は、次に掲げるものとします。
1. 預金
 2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託を除きます。）
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形
 5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 6. 外国の者に対する権利で5. の権利の性質を有するもの
- ④その他の投資対象
- 信託約款に定める次に掲げるもの。
- ・外国為替予約取引

<外国債券インデックスマザーファンドの概要>

（基本方針）

この投資信託は、FTSE世界国債インデックス（除く日本、円換算ベース）と連動する投資成果をめざして運用を行います。

（運用方法）**①投資対象**

F T S E世界国債インデックス（除く日本、円換算ベース）に採用されている国債を主要投資対象とします。

②投資態度

主として対象インデックスに採用されている国債に投資を行い、信託財産の1口当たりの純資産額の変動率を対象インデックスの変動率に一致させることを目的とした運用を行います。

投資成果を対象インデックスの動きにできるだけ連動させるため、次のポートフォリオ管理を行います。

公社債の実質投資比率（組入現物公社債の時価総額に債券先物取引等の買建額を加算し、または債券先物取引等の売建額を控除した額の信託財産の純資産総額に対する割合をいいます。）は原則として高位を維持します。ただし、対象インデックスとの連動を維持するため、実質投資比率を引き下げる、あるいは実質投資比率を100%以上に引き上げる運用指図を行うことがあります。

銘柄選択は、運用モデルを活用して行います。

組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。なお、対象インデックスとの連動を維持するため、外国為替予約取引を行うことがあります。

市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

（投資制限）

①株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

②新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

③投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

④同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

⑤同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

⑥同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

⑦外貨建資産への投資割合に制限を設けません。

⑧有価証券先物取引等を行うことができます。

⑨スワップ取引を行うことができます。

⑩外国為替予約取引を行うことができます。

⑪デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）は、価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

⑫外国為替予約取引は、為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。

「ファンド・マネジャー（海外リート）」**①投資の対象とする資産の種類**

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、信託約款に定める次のものに限ります。）

a. 不動産投信指数先物取引等

ハ. 約束手形

ニ. 金銭債権

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

②有価証券の指図範囲

この信託において投資の対象とする有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）は、三菱UFJ国際投信株式会社を委託会社とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託会社とするMUAM G-R E I Tマザー

ファンド（「マザーファンド」または「親投資信託」といいます。）の受益証券のほか、次に掲げるものとします。

1. コマーシャル・ペーパー
2. 外国の者の発行する証券または証書で、1. の証券の性質を有するもの
3. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
4. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
5. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券を除きます。）
6. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りします。）

なお、3. および4. の証券を以下「投資信託証券」といいます。また、5. の証券を以下「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は短期社債等への投資ならびに買い現先取引（売戻条件付の買入れ）および債券貸借取引（現金担保付債券借入れ）に限り行うことができます。

③金融商品の指図範囲

この信託において投資の対象とする金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）は、次に掲げるものとします。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

④その他の投資対象

信託約款に定める次に掲げるもの。

- ・外国為替予約取引

<MUAM G-REITマザーファンドの概要>

（基本方針）

この投資信託は、信託財産の成長を目指して運用を行います。

（運用方法）

①投資対象

S&P先進国REITインデックス（除く日本、配当込み、円換算ベース）に採用されている不動産投資信託証券（一般社団法人投資信託協会規則に定める不動産投資信託証券をいいます。以下同じ。）を主要投資対象とします。

②投資態度

主として対象インデックスに採用されている不動産投資信託証券に投資を行い、信託財産の1口当たりの純資産額の変動率を対象インデックスの変動率に一致させることを目的とした運用を行います。

銘柄選定にあたっては、時価総額および流動性等を勘案します。

原則として、不動産投資信託証券の組入比率は高位を維持します。

対象インデックスとの連動を維持するため、不動産投信指数先物取引を利用し不動産投資信託証券の実質投資比率が100%を超える場合があります。

組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。

市場動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

（投資制限）

①株式への直接投資は行いません。

②投資信託証券への投資割合に制限を設けません。

③外貨建資産への投資割合に制限を設けません。

④不動産投信指数先物取引を行うことができます。

⑤デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）は、価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

⑥外国為替予約取引は、為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。

3【投資リスク】

＜更新後＞

(1) 投資リスク

ファンドの基準価額は、組み入れている有価証券等の価格変動による影響を受けますが、これらの運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。

したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

投資信託は預貯金と異なります。

ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。

（主なリスクであり、以下に限定されるものではありません。）

「ファンド・マネジャー（国内株式）」

①価格変動リスク

一般に、株式の価格は個々の企業の活動や業績、市場・経済の状況等を反映して変動するため、当ファンドはその影響を受け株式の価格が下落した場合には基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

②信用リスク

信用リスクとは、有価証券等の発行者や取引先等の経営・財務状況が悪化した場合またはそれが予想された場合もしくはこれらに関する外部評価の悪化があった場合等に、当該有価証券等の価格が下落することやその価値がなくなること、または利払いや償還金の支払いが滞る等の債務が不履行となること等をいいます。当ファンドは、信用リスクを伴い、その影響を受けますので、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

③流動性リスク

有価証券等を売却あるいは取得しようとする際に、市場に十分な需要や供給がない場合や取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない、または取引が不可能となるリスクのことを流動性リスクといい、当ファンドはそのリスクを伴います。例えば、組み入れている株式の売却を十分な流動性の下で行えないときは、市場実勢から期待される価格で売却できない可能性があります。この場合、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

※留意事項

- ・当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。
- ・収益分配金の水準は、必ずしも計算期間における当ファンドの収益の水準を示すものではありません。収益分配は、計算期間に生じた収益を超えて行われる場合があります。投資者の購入価額によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的な元本の一部払戻しに相当する場合があります。当ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりの方が小さかった場合も同様です。収益分配金の支払いは、信託財産から行われます。したがって純資産総額の減少、基準価額の下落要因となります。
- ・当ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行います。そのため、当ファンドが投資対象とするマザーファンドを共有する他のベビーファンドの追加設定・解約によってマザーファンドに売買が生じた場合などには、当ファンドの基準価額に影響する場合があります。
- ・当ファンドは、東証株価指数（TOPIX）（配当込み）の動きに連動することをめざして運用を行います。信託報酬、売買委託手数料等を負担すること、株価指数先物取引と当該指数の動きが連動しないこと、売買約定価格と当該指数の評価価格の差が生じること、指数構成銘柄と組入銘柄の違いおよびそれらの構成比に違いが生じること、当該指数を構成する銘柄が変更になること等の要因により乖離を生じることがあります。

「ファンド・マネジャー（国内債券）」

①価格変動リスク

一般に、公社債の価格は市場金利の変動等を受けて変動するため、当ファンドはその影響を受け公社債の価格が下落した場合には基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

②信用リスク

信用リスクとは、有価証券等の発行者や取引先等の経営・財務状況が悪化した場合またはそれが予想された場合もしくはこれらに関する外部評価の悪化があった場合等に、当該有価証券等の価格が下落することやその価値がなくなること、または利払いや償還金の支払いが滞る等の債務が不履行となること等をいいます。当ファンドは、信用リスクを伴い、その影響を受けますので、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

③流動性リスク

有価証券等を売却あるいは取得しようとする際に、市場に十分な需要や供給がない場合や取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない、または取引が不可能となるリスクのことを流動性リスクといい、当ファンドはそのリスクを伴います。例えば、組み入れている公社債の売却を十分な流動性の下で行えないときは、市場実勢から期待される価格で売却できない可能性があります。この場合、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

※留意事項

- ・当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。
- ・収益分配金の水準は、必ずしも計算期間における当ファンドの収益の水準を示すものではありません。収益分配は、計算期間に生じた収益を超えて行われる場合があります。投資者の購入価額によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的な元本の一部払戻しに相当する場合があります。当ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり率が小さかった場合も同様です。収益分配金の支払いは、信託財産から行われます。したがって純資産総額の減少、基準価額の下落要因となります。
- ・当ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行います。そのため、当ファンドが投資対象とするマザーファンドを共有する他のベビーファンドの追加設定・解約によってマザーファンドに売買が生じた場合などには、当ファンドの基準価額に影響する場合があります。
- ・当ファンドは、NOMURA-BPI総合インデックスの動きに連動することをめざして運用を行います。信託報酬、売買委託手数料等を負担すること、債券先物取引と当該指数の動きが連動しないこと、売買約定価格と当該指数の評価価格の差が生じること、指数構成銘柄と組入銘柄の違いおよびそれらの構成比に違いが生じること、当該指数を構成する銘柄が変更になること等の要因により乖離を生じることがあります。

「ファンド・マネジャー（国内リート）」

①価格変動リスク

一般に、不動産投資信託証券の価格は保有不動産等の価値やそこから得られる収益の増減等により変動するため、当ファンドはその影響を受け不動産投資信託証券の価格が下落した場合には基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

保有不動産等の価値は、不動産市況、社会情勢等のマクロ的な要因の他、不動産の質や収益増減等の個別の要因によって変動しますが、災害等による保有不動産の滅失、劣化または毀損があった場合には、その影響を大きく受けることがあります。なお、保有不動産等から得られる収益は、賃料水準、稼働率、借入金利等の要因により変動します。

また、不動産投資信託証券は、株式と同様に上場市場で取引が行われ市場の需給を受けて価格が決定しますが、利回りに着目して取引される傾向もあるため、公社債と同様に、金利の影響を受けることがあります。よって、金利の上昇局面では、不動産投資信託証券に対する投資価値が相対的に低下し、不動産投資信託証券の市場価格が下落する場合があります。この場合、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

②信用リスク

信用リスクとは、有価証券等の発行者や取引先等の経営・財務状況が悪化した場合またはそれが予想された場合もしくはこれらに関する外部評価の悪化があった場合等に、当該有価証券等の価格が下落することやその価値がなくなること、または利払いや償還金の支払いが滞る等の

債務が不履行となること等をいい、株式や公社債への投資と同様に、当ファンドはそのリスクを伴います。当ファンドは、信用リスクを伴い、その影響を受けますので、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

③流動性リスク

有価証券等を売却あるいは取得しようとする際に、市場に十分な需要や供給がない場合や取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない、または取引が不可能となるリスクのことを流動性リスクといい、当ファンドはそのリスクを伴います。例えば、組み入れている不動産投資信託証券の売却を十分な流動性の下で行えないときは、市場実勢から期待される価格で売却できない可能性があります。この場合、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

また、不動産投資信託証券は、株式と比べ市場規模が小さく、また、一般的に取引量も少ないため、流動性リスクも高い傾向にあります。

※留意事項

- ・当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。
- ・収益分配金の水準は、必ずしも計算期間における当ファンドの収益の水準を示すものではありません。収益分配は、計算期間に生じた収益を超えて行われる場合があります。投資者の購入価額によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的な元本の一部払戻しに相当する場合があります。当ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが見られなかった場合も同様です。収益分配金の支払いは、信託財産から行われます。したがって純資産総額の減少、基準価額の下落要因となります。
- ・当ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行います。そのため、当ファンドが投資対象とするマザーファンドを共有する他のベビーファンドの追加設定・解約によってマザーファンドに売買が生じた場合などには、当ファンドの基準価額に影響する場合があります。
- ・不動産投資信託証券および不動産投資信託証券が保有する不動産に係る法律、税制、会計などの制度変更が、不動産投資信託証券の価格や配当率に影響を及ぼすことがあります。不動産投資信託証券の投資口数が増加する場合、1口当たりの不動産投資信託証券の収益性が低下することがあります。
- ・投資判断によっては特定の銘柄に集中投資することがあります。その場合、より多くの銘柄に分散投資する投資信託と比べて、上記のリスクの影響が大きくなる可能性があります。

「ファンド・マネジャー（海外株式）」

①価格変動リスク

一般に、株式の価格は個々の企業の活動や業績、市場・経済の状況等を反映して変動するため、当ファンドはその影響を受け株式の価格が下落した場合には基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

②為替変動リスク

実質的な主要投資対象である海外の株式は外貨建資産であり、原則として為替ヘッジを行いませんので、為替変動の影響を大きく受けます。そのため、為替相場が円高方向に進んだ場合には、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

③信用リスク

信用リスクとは、有価証券等の発行者や取引先等の経営・財務状況が悪化した場合またはそれが予想された場合もしくはこれらに関する外部評価の悪化があった場合等に、当該有価証券等の価格が下落することやその価値がなくなること、または利払いや償還金の支払いが滞る等の債務が不履行となること等をいいます。当ファンドは、信用リスクを伴い、その影響を受けますので、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

④流動性リスク

有価証券等を売却あるいは取得しようとする際に、市場に十分な需要や供給がない場合や取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない、または取引が不可能となるリスクのことを流動性リスクといい、当ファンドはそのリスクを伴います。例えば、組み入れている株式の売却を十分な流動性の下で行えないときは、市場実勢から期待される価格で売却できない可能性があります。この場合、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

※留意事項

- ・当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。
- ・収益分配金の水準は、必ずしも計算期間における当ファンドの収益の水準を示すものではありません。収益分配は、計算期間に生じた収益を超えて行われる場合があります。投資者の購入価額によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的な元本の一部払戻しに相当する場合があります。当ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。収益分配金の支払いは、信託財産から行われます。したがって純資産総額の減少、基準価額の下落要因となります。
- ・当ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行います。そのため、当ファンドが投資対象とするマザーファンドを共有する他のベビーファンドの追加設定・解約によってマザーファンドに売買が生じた場合などには、当ファンドの基準価額に影響する場合があります。
- ・当ファンドは、MSCIコクサイ・インデックス（配当込み、円換算ベース）の動きに連動することをめざして運用を行います。信託報酬、売買委託手数料等を負担すること、株価指数先物取引と当該指数の動きが連動しないこと、売買約定価格と当該指数の評価価格の差が生じること、指数構成銘柄と組入銘柄の違いおよびそれらの構成比の違いが生じること、当該指数を構成する銘柄が変更になること、為替の評価による影響等の要因により乖離を生じることがあります。

「ファンド・マネジャー（海外債券）」

①価格変動リスク

一般に、公社債の価格は市場金利の変動等を受けて変動するため、当ファンドはその影響を受け公社債の価格が下落した場合には基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

②為替変動リスク

実質的な主要投資対象である海外の公社債は外貨建資産であり、原則として為替ヘッジを行いませんので、為替変動の影響を大きく受けます。そのため、為替相場が円高方向に進んだ場合には、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

③信用リスク

信用リスクとは、有価証券等の発行者や取引先等の経営・財務状況が悪化した場合またはそれが予想された場合もしくはこれらに関する外部評価の悪化があった場合等に、当該有価証券等の価格が下落することやその価値がなくなること、または利払いや償還金の支払いが滞る等の債務が不履行となること等をいいます。当ファンドは、信用リスクを伴い、その影響を受けますので、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

④流動性リスク

有価証券等を売却あるいは取得しようとする際に、市場に十分な需要や供給がない場合や取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない、または取引が不可能となるリスクのことを流動性リスクといい、当ファンドはそのリスクを伴います。例えば、組み入れている公社債の売却を十分な流動性の下で行えないときは、市場実勢から期待される価格で売却できない可能性があります。この場合、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

※留意事項

- ・当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。
- ・収益分配金の水準は、必ずしも計算期間における当ファンドの収益の水準を示すものではありません。収益分配は、計算期間に生じた収益を超えて行われる場合があります。投資者の購入価額によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的な元本の一部払戻しに相当する場合があります。当ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。収益分配金の支払いは、信託財産から行われます。したがって純資産総額の減少、基準価額の下落要因となります。
- ・当ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行います。そのため、当ファンドが投資

対象とするマザーファンドを共有する他のベビーファンドの追加設定・解約によってマザーファンドに売買が生じた場合などには、当ファンドの基準価額に影響する場合があります。

- ・当ファンドは、ＦＴＳＥ世界国債インデックス（除く日本、円換算ベース）の動きに連動することをめざして運用を行いますが、信託報酬、売買委託手数料等を負担すること、債券先物取引と当該指数の動きが連動しないこと、売買約定価格と当該指数の評価価格の差が生じること、指数構成銘柄と組入銘柄の違いおよびそれらの構成比に違いが生じること、当該指数を構成する銘柄が変更になること、為替の評価による影響等の要因によりカイ離を生じることがあります。
- ・投資対象国における社会情勢の混乱や資産凍結を含む重大な規制の導入等による影響を受けることにより、価格変動・為替変動・信用・流動性のリスクが大きくなる可能性があります。

「ファンド・マネジャー（海外リート）」

①価格変動リスク

一般に、不動産投資信託証券の価格は保有不動産等の価値やそこから得られる収益の増減等により変動するため、当ファンドはその影響を受け不動産投資信託証券の価格が下落した場合には基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

保有不動産等の価値は、不動産市況、社会情勢等のマクロ的な要因の他、不動産の質や収益増減等の個別の要因によって変動しますが、災害等による保有不動産の滅失、劣化または毀損があった場合には、その影響を大きく受けることがあります。なお、保有不動産等から得られる収益は、賃料水準、稼働率、借入金利等の要因により変動します。

また、不動産投資信託証券は、株式と同様に上場市場で取引が行われ市場の需給を受けて価格が決定しますが、利回りに着目して取引される傾向もあるため、公社債と同様に、金利の影響を受けることがあります。よって、金利の上昇局面では、不動産投資信託証券に対する投資価値が相対的に低下し、不動産投資信託証券の市場価格が下落する場合があります。この場合、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

②為替変動リスク

実質的な主要投資対象である海外の不動産投資信託証券は外貨建資産であり、原則として為替ヘッジを行いませんので、為替変動の影響を大きく受けます。そのため、為替相場が円高方向に進んだ場合には、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

③信用リスク

信用リスクとは、有価証券等の発行者や取引先等の経営・財務状況が悪化した場合またはそれが予想された場合もしくはこれらに関する外部評価の悪化があった場合等に、当該有価証券等の価格が下落することやその価値がなくなること、または利払いや償還金の支払いが滞る等の債務が不履行となること等をいい、株式や公社債への投資と同様に、当ファンドはそのリスクを伴います。当ファンドは、信用リスクを伴い、その影響を受けますので、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

④流動性リスク

有価証券等を売却あるいは取得しようとする際に、市場に十分な需要や供給がない場合や取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない、または取引が不可能となるリスクのことを流動性リスクといい、当ファンドはそのリスクを伴います。例えば、組み入れている不動産投資信託証券の売却を十分な流動性の下で行えないときは、市場実勢から期待される価格で売却できない可能性があります。この場合、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

また、不動産投資信託証券は、株式と比べ市場規模が小さく、また、一般的に取引量も少ないため、流動性リスクも高い傾向にあります。

※留意事項

- ・当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。
- ・収益分配金の水準は、必ずしも計算期間における当ファンドの収益の水準を示すものではありません。収益分配は、計算期間に生じた収益を超えて行われる場合があります。投資者の購入価額によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的な元本の一部払戻しに相当する場合があります。当ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりがかつた場合も同様です。収益分配金の支払いは、信託財産から行われます。したがって純資産総額の減少、基準価額の

下落要因となります。

- ・当ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行います。そのため、当ファンドが投資対象とするマザーファンドを共有する他のベビーファンドの追加設定・解約によってマザーファンドに売買が生じた場合などには、当ファンドの基準価額に影響する場合があります。
- ・当ファンドは、S & P先進国REITインデックス（除く日本、配当込み、円換算ベース）の動きに連動することをめざして運用を行います。信託報酬、売買委託手数料等を負担すること、不動産投信指数先物取引と当該指数の動きが連動しないこと、売買約定価格と当該指数の評価価格の差が生じること、指数構成銘柄と組入銘柄の違いおよびそれらの構成比の違いが生じること、当該指数を構成する銘柄が変更になること、為替の評価による影響等の要因により乖離を生じることがあります。
- ・不動産投資信託証券および不動産投資信託証券が保有する不動産に係る法律、税制、会計などの制度変更が、不動産投資信託証券の価格や配当率に影響を及ぼすことがあります。不動産投資信託証券の投資口数が増加する場合、1口当たりの不動産投資信託証券の収益性が低下することがあります。

（２）投資リスクに対する管理体制

委託会社では、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲内で運用を行うとともに運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っています。

また、定期的に開催されるリスク管理に関する会議体等において、それらの状況の報告を行うほか、必要に応じて改善策を審議しています。この内容は運用部門にフィードバックされ、必要に応じて是正を指示します。

具体的な、投資リスクに対するリスク管理体制は以下の通りです。

①トレーディング担当部署

有価証券等の売買執行および発注に係る法令等の遵守および監視・牽制を行います。

②コンプライアンス担当部署

法令上の禁止行為、約款の投資制限等のモニタリングを通じ、法令等遵守状況を把握・管理し、必要に応じて改善の指導を行います。

③リスク管理担当部署

運用リスク全般の状況をモニタリング・管理するとともに、運用実績の分析および評価を行い、必要に応じて改善策等を提言します。また、事務・情報資産・その他のリスクの統括的管理を行っています。

④内部監査担当部署

委託会社のすべての業務から独立した立場より、リスク管理体制の適切性および有効性について評価を行い、改善策の提案等を通して、リスク管理機能の維持・向上をはかります。

＜流動性リスクに対する管理体制＞

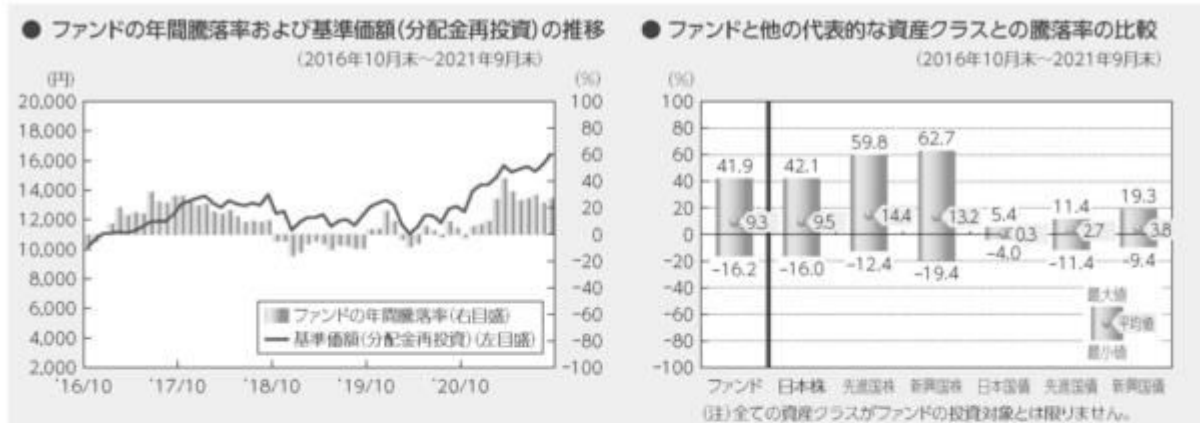
流動性リスクは、運用部門で市場の流動性の把握に努め、投資対象・売買数量等を適切に選択することによりコントロールしています。また、運用部門から独立したリスク管理担当部署においても流動性についての情報収集や分析・管理を行い、この結果はリスク管理に関する会議体等に報告されます。

＊組織変更等により、前記の名称および内容は変更となる場合があります。

■代表的な資産クラスとの騰落率の比較等

下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

ファンド・マネジャー（国内株式）



- 基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものと計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- 年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

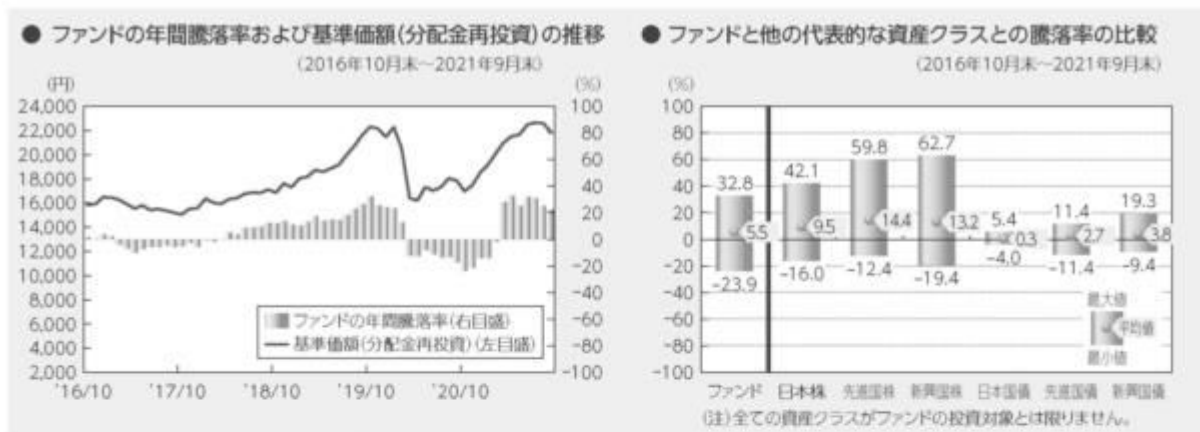
ファンド・マネジャー（国内債券）



- 基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものと計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- 年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

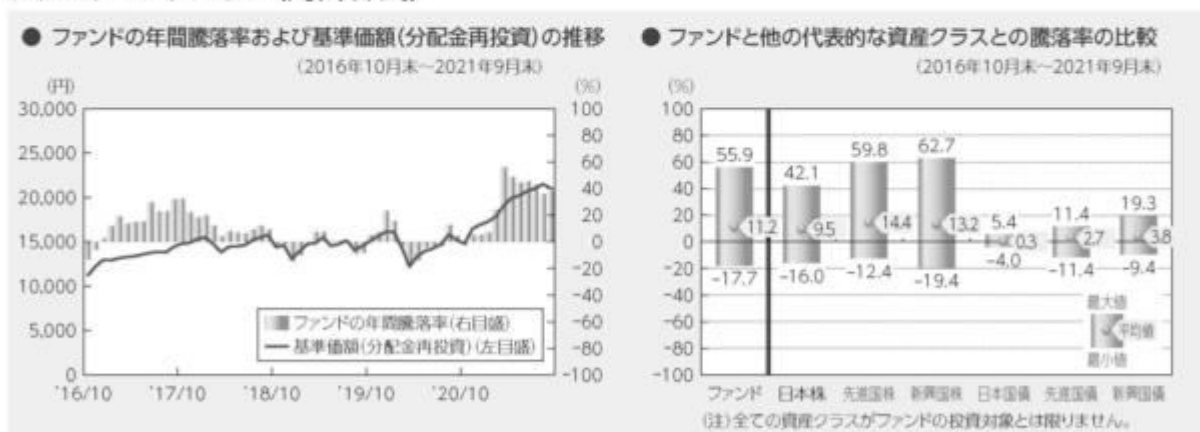
上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。

ファンド・マネジャー（国内リート）



- 基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものと計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- 年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

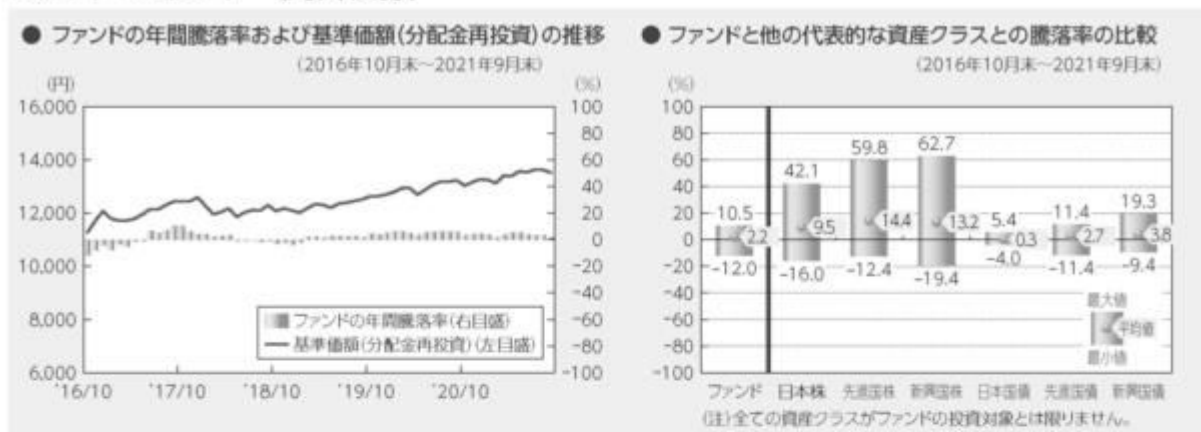
ファンド・マネジャー（海外株式）



- 基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものと計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- 年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

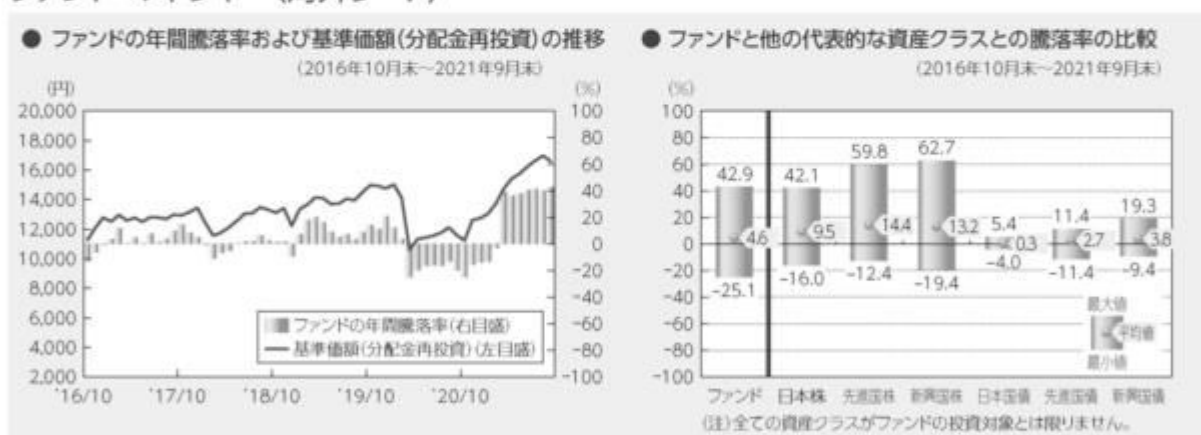
上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。

ファンド・マネジャー（海外債券）



- 基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものと計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- 年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

ファンド・マネジャー（海外リート）



- 基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものと計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- 年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。

代表的な資産クラスの指数について

資産クラス	指数名	注記等
日本株	東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)	東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)とは、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、浮動株ベースの時価総額加重方式により東京証券取引所が算出する株価指数です。TOPIXに関する知的財産権その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。東京証券取引所は、TOPIXの算出もしくは公表の方法の変更、TOPIXの算出もしくは公表の停止またはTOPIXの商標の変更もしくは使用の停止を行う権利を有しています。
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス (配当込み)	MSCIコクサイ・インデックス (配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国で構成されています。また、MSCIコクサイ・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み)	MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。また、MSCIエマージング・マーケット・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
日本国債	NOMURA-BPI (国債)	NOMURA-BPI (国債)とは、野村證券株式会社が発表しているわが国の代表的な国債パフォーマンスインデックスで、NOMURA-BPI (総合)のサブインデックスです。当該指数の知的財産権およびその他一切の権利は同社に帰属します。なお、同社は、当該指数の正確性、完全性、信頼性、有用性、市場性、商品性および適合性を保証するものではなく、当該指数を用いて運用されるファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。
先進国債	FTSE世界国債インデックス (除く日本)	FTSE世界国債インデックス (除く日本)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。FTSE Fixed Income LLCは、本ファンドのスポンサーではなく、本ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っておりません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。
新興国債	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイドとは、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが算出し公表している指数で、現地通貨建てのエマージング債市場の代表的なインデックスです。現地通貨建てのエマージング債のうち、投資規制の有無や、発行規模等を考慮して選ばれた銘柄により構成されています。当該指数の著作権はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。

(注)海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しています。

4【手数料等及び税金】

(3)【信託報酬等】

<更新後>

「ファンド・マネジャー（国内株式）」

- ・信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に、年0.154%（税抜0.14%）以内の率を乗じて得た額とし、日々ファンドの基準価額に反映されます。

1万口当たりの信託報酬：保有期間中の平均基準価額×信託報酬率×（保有日数／365）

※上記の計算方法は簡便法であるため、算出された値は概算値になります。

- ・信託報酬は、毎計算期間の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。
- ・信託報酬率ならびに各支払先への配分は、以下の通りです。

ファンドの純資産総額に応じて	信託報酬率 (税込 年率)	配分 (税抜 年率)			
		合計	委託会社	販売会社	受託会社
500億円未満の部分	0.154%	0.14%	0.1%	0.01%	0.03%

500億円以上 1,000億円未満の部分	0.1485%	0.135%	0.095%	0.01%	0.03%
1,000億円以上の部分	0.143%	0.13%	0.09%	0.01%	0.03%

※上記各支払先への配分には、別途消費税等相当額がかかります。

各支払先が信託報酬の対価として提供する役務の内容は以下の通りです。

支払先	対価として提供する役務の内容
委託会社	ファンドの運用・調査、受託会社への運用指図、基準価額の算出、目論見書等の作成等
販売会社	交付運用報告書等各種書類の送付、顧客口座の管理、購入後の情報提供等
受託会社	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの運用指図の実行等

「ファンド・マネジャー（国内債券）」

- ・信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に、年0.253%（税抜0.23%）の率を乗じて得た額とし、日々ファンドの基準価額に反映されます。

1万口当たりの信託報酬：保有期間中の平均基準価額×信託報酬率×（保有日数／365）

※上記の計算方法は簡便法であるため、算出された値は概算値になります。

- ・信託報酬は、毎計算期間の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。
- ・信託報酬の各支払先への配分（税抜）は、以下の通りです。

支払先	配分（税抜）	対価として提供する役務の内容
委託会社	0.15%	ファンドの運用・調査、受託会社への運用指図、基準価額の算出、目論見書等の作成等
販売会社	0.05%	交付運用報告書等各種書類の送付、顧客口座の管理、購入後の情報提供等
受託会社	0.03%	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの運用指図の実行等

※上記信託報酬には、別途消費税等相当額がかかります。

「ファンド・マネジャー（国内リート）」

- ・信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に、年0.495%（税抜0.45%）の率を乗じて得た額とし、日々ファンドの基準価額に反映されます。

1万口当たりの信託報酬：保有期間中の平均基準価額×信託報酬率×（保有日数／365）

※上記の計算方法は簡便法であるため、算出された値は概算値になります。

- ・信託報酬は、毎計算期間の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。
- ・信託報酬の各支払先への配分（税抜）は、以下の通りです。

支払先	配分（税抜）	対価として提供する役務の内容
委託会社	0.35%	ファンドの運用・調査、受託会社への運用指図、基準価額の算出、目論見書等の作成等
販売会社	0.05%	交付運用報告書等各種書類の送付、顧客口座の管理、購入後の情報提供等
受託会社	0.05%	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの運用指図の実行等

※上記信託報酬には、別途消費税等相当額がかかります。

ファンドは実質的に上場投資信託（リート）を投資対象としており、上場投資信託は市場の需給により価格形成されるため、上場投資信託の費用は表示していません。

「ファンド・マネジャー（海外株式）」

- ・信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に、年0.396%（税抜0.36%）の率を乗じて得た額とし、日々ファンドの基準価額に反映されます。

1万口当たりの信託報酬：保有期間中の平均基準価額×信託報酬率×（保有日数／365）

※上記の計算方法は簡便法であるため、算出された値は概算値になります。

- ・信託報酬は、毎計算期間の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

- ・信託報酬の各支払先への配分（税抜）は、以下の通りです。

支払先	配分（税抜）	対価として提供する役務の内容
委託会社	0.28%	ファンドの運用・調査、受託会社への運用指図、基準価額の算出、目論見書等の作成等
販売会社	0.05%	交付運用報告書等各種書類の送付、顧客口座の管理、購入後の情報提供等
受託会社	0.03%	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの運用指図の実行等

※上記信託報酬には、別途消費税等相当額がかかります。

「ファンド・マネジャー（海外債券）」

- ・信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に、年0.363%（税抜0.33%）の率を乗じて得た額とし、日々ファンドの基準価額に反映されます。

1万口当たりの信託報酬：保有期間中の平均基準価額×信託報酬率×（保有日数／365）

※上記の計算方法は簡便法であるため、算出された値は概算値になります。

- ・信託報酬は、毎計算期間の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

- ・信託報酬の各支払先への配分（税抜）は、以下の通りです。

支払先	配分（税抜）	対価として提供する役務の内容
委託会社	0.25%	ファンドの運用・調査、受託会社への運用指図、基準価額の算出、目論見書等の作成等
販売会社	0.05%	交付運用報告書等各種書類の送付、顧客口座の管理、購入後の情報提供等
受託会社	0.03%	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの運用指図の実行等

※上記信託報酬には、別途消費税等相当額がかかります。

「ファンド・マネジャー（海外リート）」

- ・信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に、年0.451%（税抜0.41%）の率を乗じて得た額とし、日々ファンドの基準価額に反映されます。

1万口当たりの信託報酬：保有期間中の平均基準価額×信託報酬率×（保有日数／365）

※上記の計算方法は簡便法であるため、算出された値は概算値になります。

- ・信託報酬は、毎計算期間の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

- ・信託報酬の各支払先への配分（税抜）は、以下の通りです。

支払先	配分（税抜）	対価として提供する役務の内容
委託会社	0.33%	ファンドの運用・調査、受託会社への運用指図、基準価額の算出、目論見書等の作成等
販売会社	0.05%	交付運用報告書等各種書類の送付、顧客口座の管理、購入後の情報提供等
受託会社	0.03%	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの運用指図の実行等

※上記信託報酬には、別途消費税等相当額がかかります。

ファンドは実質的に上場投資信託（リート）を投資対象としており、上場投資信託は市場の需給により価格形成されるため、上場投資信託の費用は表示しておりません。

（５）【課税上の取扱い】

<訂正前>

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。

①個人の受益者に対する課税

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の譲渡益については、次の通り課税されます。

１．収益分配金の課税

普通分配金が配当所得として課税されます。元本払戻金（特別分配金）は課税されません。

原則として、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税５%）の税率で源泉徴収（申告不要）されます。なお、確定申告を行い、総合課税（「ファンド・マネジャー（国内株式）」は、配当控除の適用があります。「ファンド・マネジャー（国内株式）」を除く他のファンドは、配当控除は適用されません。）・申告分離課税を選択することもできます。

２．解約時および償還時の課税

解約価額および償還価額から取得費（申込手数料（税込）を含みます。）を控除した利益（譲渡益）が譲渡所得とみなされて課税されます。

20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税５%）の税率による申告分離課税が適用されます。

特定口座（源泉徴収選択口座）を利用する場合、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税５%）の税率で源泉徴収され、原則として、申告は不要です。

解約時および償還時の損失（譲渡損）については、確定申告により収益分配金を含む上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限ります。）との損益通算が可能となる仕組みがあります。

買取りの取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

②法人の受益者に対する課税

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、配当所得として15.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%）の税率で源泉徴収されます。地方税の源泉徴収はありません。なお、益金不算入制度の適用はありません。

買取りの取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

※分配時において、外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

◇個別元本について

①受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料（税込）は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

- ②受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合や、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合等は、個別元本の算出方法が異なる場合があります。
- ③受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

◇収益分配金について

受益者が収益分配金を受け取る際、①当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、②当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

※上記は2021年3月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

※課税上の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

<訂正後>

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。

①個人の受益者に対する課税

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の譲渡益については、次の通り課税されます。

1. 収益分配金の課税

普通分配金が配当所得として課税されます。元本払戻金（特別分配金）は課税されません。

原則として、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）の税率で源泉徴収（申告不要）されます。なお、確定申告を行い、総合課税（「ファンド・マネジャー（国内株式）」は、配当控除の適用があります。「ファンド・マネジャー（国内株式）」を除く他のファンドは、配当控除は適用されません。）・申告分離課税を選択することもできます。

2. 解約時および償還時の課税

解約価額および償還価額から取得費（申込手数料（税込）を含みます。）を控除した利益（譲渡益）が譲渡所得とみなされて課税されます。

20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）の税率による申告分離課税が適用されます。

特定口座（源泉徴収選択口座）を利用する場合、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）の税率で源泉徴収され、原則として、申告は不要です。

解約時および償還時の損失（譲渡損）については、確定申告により収益分配金を含む上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限ります。）との損益通算が可能となる仕組みがあります。

買取りの取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

②法人の受益者に対する課税

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、配当所得として15.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%）の税率で源泉徴収されます。地方税の源泉徴収はありません。なお、益金不算入制度の適用はありません。

買取りの取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

※分配時において、外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

◇個別元本について

- ①受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料（税込）は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
- ②受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合や、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合等は、個別元本の算出方法が異なる場合があります。
- ③受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

◇収益分配金について

受益者が収益分配金を受け取る際、①当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、②当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

※上記は2021年9月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

※課税上の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

【ファンド・マネジャー（国内株式）】

（１）【投資状況】

令和 3年 9月30日現在

（単位：円）

資産の種類	国／地域	時価合計	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	64,513,870,786	99.99
コール・ローン、その他資産 （負債控除後）	—	3,519,095	0.01
純資産総額		64,517,389,881	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

a 評価額上位 30 銘柄

令和 3年 9月30日現在

国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資信託受益証券	ＴＯＰＩＸマザーファンド	27,636,168,089	2.2571	62,379,790,663	2.3344	64,513,870,786	99.99

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類／業種別投資比率

令和 3年 9月30日現在

種類	投資比率（%）
親投資信託受益証券	99.99
合計	99.99

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

下記計算期間末日および令和3年9月末日、同日前１年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

（単位：円）

	純資産総額		基準価額 (1万口当たりの純資産価額)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第5計算期間末日（平成24年 3月26日）	333,042,994	333,042,994	5,691	5,691
第6計算期間末日（平成25年 3月25日）	734,822,039	734,822,039	7,141	7,141
第7計算期間末日（平成26年 3月25日）	5,296,693,518	5,296,693,518	8,061	8,061
第8計算期間末日（平成27年 3月25日）	5,601,448,710	5,601,448,710	11,209	11,209
第9計算期間末日（平成28年 3月25日）	3,325,841,211	3,325,841,211	9,767	9,767
第10計算期間末日（平成29年 3月27日）	29,297,779,399	29,297,779,399	11,100	11,100
第11計算期間末日（平成30年 3月26日）	4,272,409,243	4,272,409,243	12,383	12,383
第12計算期間末日（平成31年 3月25日）	20,931,883,321	20,931,883,321	11,912	11,912
第13計算期間末日（令和 2年 3月25日）	312,466,025	312,466,025	11,073	11,073
第14計算期間末日（令和 3年 3月25日）	82,709,909,564	82,709,909,564	15,543	15,543
令和 2年 9月末日	602,876,386	—	12,901	—

10月末日	812,895,803	—	12,535	—
11月末日	1,757,325,094	—	13,931	—
12月末日	1,116,907,288	—	14,342	—
令和 3年 1月末日	61,048,922,335	—	14,374	—
2月末日	78,069,522,985	—	14,821	—
3月末日	83,635,164,951	—	15,663	—
4月末日	63,949,550,344	—	15,219	—
5月末日	64,613,101,642	—	15,426	—
6月末日	65,654,248,632	—	15,606	—
7月末日	41,827,511,742	—	15,264	—
8月末日	43,859,673,949	—	15,746	—
9月末日	64,517,389,881	—	16,429	—

②【分配の推移】

	1万口当たりの分配金
第5計算期間	0円
第6計算期間	0円
第7計算期間	0円
第8計算期間	0円
第9計算期間	0円
第10計算期間	0円
第11計算期間	0円
第12計算期間	0円
第13計算期間	0円
第14計算期間	0円

③【収益率の推移】

	収益率（％）
第5計算期間	1.42
第6計算期間	25.47
第7計算期間	12.88
第8計算期間	39.05
第9計算期間	△12.86
第10計算期間	13.64
第11計算期間	11.55
第12計算期間	△3.80
第13計算期間	△7.04
第14計算期間	40.36
第15中間計算期間	8.02

（注）「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額）を控除した額を当該基準価額（分配落の額）で除して得た数に100を乗じて得た数をいう。

（４）【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第5計算期間	81,165,057	180,076,606	585,218,199
第6計算期間	1,062,632,229	618,844,422	1,029,006,006
第7計算期間	10,958,707,170	5,416,579,513	6,571,133,663
第8計算期間	11,722,161,605	13,296,069,721	4,997,225,547
第9計算期間	13,152,564,662	14,744,528,490	3,405,261,719
第10計算期間	53,110,350,693	30,121,037,417	26,394,574,995
第11計算期間	43,402,169,736	66,346,511,367	3,450,233,364
第12計算期間	21,151,850,418	7,030,646,012	17,571,437,770
第13計算期間	70,704,572,552	87,993,817,121	282,193,201
第14計算期間	67,607,770,557	14,675,443,777	53,214,519,981
第15中間計算期間	30,868,734,109	44,844,213,494	39,239,040,596

【ファンド・マネジャー（国内債券）】

（１）【投資状況】

令和 3年 9月30日現在

（単位：円）

資産の種類	国／地域	時価合計	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	39,295,740	99.99
コール・ローン、その他資産 （負債控除後）	—	1,968	0.01
純資産総額		39,297,708	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

a 評価額上位 30 銘柄

令和 3年 9月30日現在

国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資信託受益証券	国内債券インデックスマザーファンド	40,118,163	0.9775	39,215,505	0.9795	39,295,740	99.99

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類／業種別投資比率

令和 3年 9月30日現在

種類	投資比率（％）
親投資信託受益証券	99.99
合計	99.99

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

下記計算期間末日および令和3年9月末日、同日前１年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

（単位：円）

	純資産総額		基準価額 (1万口当たりの純資産価額)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第5計算期間末日（平成24年 3月26日）	401,462,095	401,462,095	10,904	10,904
第6計算期間末日（平成25年 3月25日）	781,297,681	781,297,681	11,287	11,287
第7計算期間末日（平成26年 3月25日）	10,139,595,077	10,139,595,077	11,348	11,348
第8計算期間末日（平成27年 3月25日）	14,084,557,133	14,084,557,133	11,686	11,686
第9計算期間末日（平成28年 3月25日）	29,753,701,905	29,753,701,905	12,276	12,276
第10計算期間末日（平成29年 3月27日）	72,464,570,004	72,464,570,004	12,067	12,067
第11計算期間末日（平成30年 3月26日）	115,430,803,454	115,430,803,454	12,146	12,146
第12計算期間末日（平成31年 3月25日）	140,816,567,507	140,816,567,507	12,325	12,325
第13計算期間末日（令和 2年 3月25日）	195,494,408,123	195,494,408,123	12,275	12,275
第14計算期間末日（令和 3年 3月25日）	40,651,530	40,651,530	12,187	12,187
令和 2年 9月末日	191,470,050,057	—	12,221	—
10月末日	189,483,540,447	—	12,199	—
11月末日	187,007,952,522	—	12,213	—
12月末日	185,740,409,193	—	12,213	—
令和 3年 1月末日	40,542,847	—	12,190	—
2月末日	40,193,986	—	12,085	—
3月末日	40,583,297	—	12,167	—
4月末日	40,135,424	—	12,186	—

5月末日	40,143,120	—	12,189	—
6月末日	39,294,944	—	12,194	—
7月末日	39,479,335	—	12,251	—
8月末日	39,438,385	—	12,238	—
9月末日	39,297,708	—	12,195	—

②【分配の推移】

	1万口当たりの分配金
第5計算期間	0円
第6計算期間	0円
第7計算期間	0円
第8計算期間	0円
第9計算期間	0円
第10計算期間	0円
第11計算期間	0円
第12計算期間	0円
第13計算期間	0円
第14計算期間	0円

③【収益率の推移】

	収益率（％）
第5計算期間	2.33
第6計算期間	3.51
第7計算期間	0.54
第8計算期間	2.97
第9計算期間	5.04
第10計算期間	△1.70
第11計算期間	0.65
第12計算期間	1.47
第13計算期間	△0.40
第14計算期間	△0.71
第15中間計算期間	0.13

（注）「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額）を控除した額を当該基準価額（分配落の額）で除して得た数に100を乗じて得た数をいう。

（４）【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第5計算期間	62,755,220	125,611,715	368,172,840

第6計算期間	690,613,686	366,581,943	692,204,583
第7計算期間	14,056,952,583	5,814,162,095	8,934,995,071
第8計算期間	11,952,230,109	8,835,082,173	12,052,143,007
第9計算期間	21,035,539,453	8,851,054,717	24,236,627,743
第10計算期間	77,585,952,980	41,771,078,948	60,051,501,775
第11計算期間	102,588,707,014	67,600,626,028	95,039,582,761
第12計算期間	43,034,667,903	23,820,493,094	114,253,757,570
第13計算期間	106,743,412,408	61,741,209,056	159,255,960,922
第14計算期間	13,510,294,107	172,732,898,763	33,356,266
第15中間計算期間	—	1,130,748	32,225,518

【ファンド・マネジャー（国内リート）】

（１）【投資状況】

令和 3年 9月30日現在

（単位：円）

資産の種類	国／地域	時価合計	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	14,066,100	99.75
コール・ローン、その他資産 （負債控除後）	—	35,522	0.25
純資産総額		14,101,622	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

a 評価額上位 30 銘柄

令和 3年 9月30日現在

国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資信託受益証券	MUAM J-REITマザーファンド	3,633,337	3.6163	13,139,237	3.8714	14,066,100	99.75

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類／業種別投資比率

令和 3年 9月30日現在

種類	投資比率（％）
親投資信託受益証券	99.75
合計	99.75

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

下記計算期間末日および令和3年9月末日、同日前１年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

（単位：円）

	純資産総額		基準価額 (1万口当たりの純資産価額)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第5計算期間末日（平成24年 3月26日）	30,109,748	30,109,748	6,785	6,785
第6計算期間末日（平成25年 3月25日）	35,524,982	35,524,982	12,597	12,597
第7計算期間末日（平成26年 3月25日）	222,515,393	222,515,393	12,113	12,113
第8計算期間末日（平成27年 3月25日）	333,114,987	333,114,987	16,475	16,475
第9計算期間末日（平成28年 3月25日）	72,333,037	72,333,037	17,013	17,013
第10計算期間末日（平成29年 3月27日）	56,644,249	56,644,249	15,941	15,941
第11計算期間末日（平成30年 3月26日）	40,789,025	40,789,025	15,643	15,643
第12計算期間末日（平成31年 3月25日）	35,987,808	35,987,808	18,543	18,543
第13計算期間末日（令和 2年 3月25日）	17,075,398	17,075,398	16,708	16,708
第14計算期間末日（令和 3年 3月25日）	13,722,469	13,722,469	20,503	20,503
令和 2年 9月末日	12,154,195	—	17,860	—
10月末日	11,555,812	—	16,981	—
11月末日	10,720,486	—	17,473	—
12月末日	12,394,774	—	18,519	—
令和 3年 1月末日	12,847,387	—	19,195	—
2月末日	13,472,676	—	20,129	—
3月末日	14,067,653	—	21,018	—
4月末日	14,407,614	—	21,526	—
5月末日	14,495,293	—	21,657	—
6月末日	14,488,250	—	22,488	—
7月末日	14,593,937	—	22,652	—
8月末日	14,564,314	—	22,606	—
9月末日	14,101,622	—	21,888	—

②【分配の推移】

	1万口当たりの分配金
第5計算期間	0円
第6計算期間	0円
第7計算期間	0円
第8計算期間	0円
第9計算期間	0円
第10計算期間	0円
第11計算期間	0円
第12計算期間	0円
第13計算期間	0円
第14計算期間	0円

③【収益率の推移】

	収益率（％）
第5計算期間	△1.53
第6計算期間	85.65
第7計算期間	△3.84
第8計算期間	36.01
第9計算期間	3.26
第10計算期間	△6.30
第11計算期間	△1.86
第12計算期間	18.53
第13計算期間	△9.89
第14計算期間	22.71
第15中間計算期間	7.20

（注）「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額）を控除した額を当該基準価額（分配落の額）で除して得た数に100を乗じて得た数をいう。

（４）【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第5計算期間	6,939,156	16,477,681	44,378,170
第6計算期間	25,177,577	41,355,646	28,200,101
第7計算期間	245,513,657	90,018,078	183,695,680
第8計算期間	181,022,172	162,518,115	202,199,737
第9計算期間	131,620,527	291,304,611	42,515,653
第10計算期間	301,491	7,283,548	35,533,596

第11計算期間	286,407	9,745,155	26,074,848
第12計算期間	401,569	7,068,492	19,407,925
第13計算期間	715,402	9,903,170	10,220,157
第14計算期間	557,632	4,084,788	6,693,001
第15中間計算期間	—	250,436	6,442,565

【ファンド・マネジャー（海外株式）】

（１）【投資状況】

令和 3年 9月30日現在

（単位：円）

資産の種類	国／地域	時価合計	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	81,531,202	99.99
コール・ローン、その他資産 （負債控除後）	—	8,136	0.01
純資産総額		81,539,338	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

a 評価額上位 30 銘柄

令和 3年 9月30日現在

国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資信託受益証券	外国株式インデックスマザーファンド	19,245,852	3.7137	71,473,321	4.2363	81,531,202	99.99

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類／業種別投資比率

令和 3年 9月30日現在

種類	投資比率（％）
親投資信託受益証券	99.99
合計	99.99

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

①【純資産の推移】

下記計算期間末日および令和3年9月末日、同日前1年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

(単位：円)

	純資産総額		基準価額 (1万口当たりの純資産価額)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第5計算期間末日 (平成24年 3月26日)	377,507,070	377,507,070	6,245	6,245
第6計算期間末日 (平成25年 3月25日)	103,642,077	103,642,077	8,038	8,038
第7計算期間末日 (平成26年 3月25日)	570,421,191	570,421,191	10,251	10,251
第8計算期間末日 (平成27年 3月25日)	850,617,004	850,617,004	13,064	13,064
第9計算期間末日 (平成28年 3月25日)	1,868,868,293	1,868,868,293	11,543	11,543
第10計算期間末日 (平成29年 3月27日)	18,671,320,357	18,671,320,357	12,976	12,976
第11計算期間末日 (平成30年 3月26日)	15,766,427,504	15,766,427,504	13,767	13,767
第12計算期間末日 (平成31年 3月25日)	241,007,971	241,007,971	14,662	14,662
第13計算期間末日 (令和 2年 3月25日)	130,394,119	130,394,119	11,675	11,675
第14計算期間末日 (令和 3年 3月25日)	84,376,907	84,376,907	18,463	18,463
令和 2年 9月末日	142,190,368	—	15,211	—
10月末日	138,179,701	—	14,782	—
11月末日	84,430,944	—	16,469	—
12月末日	77,667,036	—	16,936	—
令和 3年 1月末日	79,242,759	—	17,280	—
2月末日	81,911,481	—	17,862	—
3月末日	87,063,214	—	19,051	—
4月末日	82,026,029	—	19,935	—
5月末日	83,207,956	—	20,223	—
6月末日	80,400,324	—	20,719	—
7月末日	81,521,727	—	21,008	—
8月末日	83,504,991	—	21,519	—
9月末日	81,539,338	—	21,013	—

②【分配の推移】

	1万口当たりの分配金
--	------------

第5計算期間	0円
第6計算期間	0円
第7計算期間	0円
第8計算期間	0円
第9計算期間	0円
第10計算期間	0円
第11計算期間	0円
第12計算期間	0円
第13計算期間	0円
第14計算期間	0円

③【収益率の推移】

	収益率（％）
第5計算期間	3.35
第6計算期間	28.71
第7計算期間	27.53
第8計算期間	27.44
第9計算期間	△11.64
第10計算期間	12.41
第11計算期間	6.09
第12計算期間	6.50
第13計算期間	△20.37
第14計算期間	58.14
第15中間計算期間	15.18

（注）「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額）を控除した額を当該基準価額（分配落の額）で除して得た数に100を乗じて得た数をいう。

（４）【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第5計算期間	148,564,030	239,061,804	604,541,840
第6計算期間	105,189,105	580,797,937	128,933,008
第7計算期間	768,507,661	340,984,929	556,455,740
第8計算期間	590,018,422	495,368,902	651,105,260
第9計算期間	1,944,860,416	976,892,698	1,619,072,978
第10計算期間	40,555,634,136	27,786,115,546	14,388,591,568
第11計算期間	34,610,091,952	37,546,384,610	11,452,298,910
第12計算期間	10,588,404,577	21,876,324,476	164,379,011
第13計算期間	80,802,754,053	80,855,448,715	111,684,349
第14計算期間	3,611,426	69,594,562	45,701,213
第15中間計算期間	—	6,896,452	38,804,761

【ファンド・マネジャー（海外債券）】

（１）【投資状況】

令和 3年 9月30日現在

（単位：円）

資産の種類	国／地域	時価合計	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	1,690,017,537	99.99
コール・ローン、その他資産 （負債控除後）	—	84,651	0.01
純資産総額		1,690,102,188	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

a 評価額上位 30 銘柄

令和 3年 9月30日現在

国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資信託受益証券	外国債券インデックスマザーファンド	737,065,523	2.2503	1,658,630,343	2.2929	1,690,017,537	99.99

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類／業種別投資比率

令和 3年 9月30日現在

種類	投資比率（％）
親投資信託受益証券	99.99
合計	99.99

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

下記計算期間末日および令和3年9月末日、同日前1年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

（単位：円）

	純資産総額		基準価額 (1万口当たりの純資産価額)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第5計算期間末日（平成24年 3月26日）	160,496,427	160,496,427	8,484	8,484
第6計算期間末日（平成25年 3月25日）	550,022,859	550,022,859	10,084	10,084
第7計算期間末日（平成26年 3月25日）	2,442,923,383	2,442,923,383	11,305	11,305
第8計算期間末日（平成27年 3月25日）	2,078,992,250	2,078,992,250	12,858	12,858
第9計算期間末日（平成28年 3月25日）	3,385,567,243	3,385,567,243	12,251	12,251
第10計算期間末日（平成29年 3月27日）	2,624,176,810	2,624,176,810	11,597	11,597
第11計算期間末日（平成30年 3月26日）	3,778,293,600	3,778,293,600	11,888	11,888
第12計算期間末日（平成31年 3月25日）	1,713,826,601	1,713,826,601	12,228	12,228
第13計算期間末日（令和 2年 3月25日）	1,443,149,594	1,443,149,594	12,948	12,948
第14計算期間末日（令和 3年 3月25日）	2,980,555,115	2,980,555,115	13,301	13,301
令和 2年 9月末日	740,954,225	—	13,231	—
10月末日	731,063,389	—	13,031	—
11月末日	691,486,364	—	13,160	—
12月末日	1,319,260,362	—	13,266	—
令和 3年 1月末日	1,321,273,383	—	13,244	—
2月末日	2,516,100,514	—	13,121	—
3月末日	3,014,411,909	—	13,405	—
4月末日	2,980,114,733	—	13,395	—
5月末日	1,769,133,585	—	13,567	—
6月末日	1,722,746,771	—	13,539	—
7月末日	1,732,189,692	—	13,630	—
8月末日	1,720,055,758	—	13,622	—
9月末日	1,690,102,188	—	13,523	—

②【分配の推移】

	1万口当たりの分配金
第5計算期間	0円
第6計算期間	0円
第7計算期間	0円
第8計算期間	0円
第9計算期間	0円
第10計算期間	0円
第11計算期間	0円

第12計算期間	0円
第13計算期間	0円
第14計算期間	0円

③【収益率の推移】

	収益率（％）
第5計算期間	6.85
第6計算期間	18.85
第7計算期間	12.10
第8計算期間	13.73
第9計算期間	△4.72
第10計算期間	△5.33
第11計算期間	2.50
第12計算期間	2.86
第13計算期間	5.88
第14計算期間	2.72
第15中間計算期間	1.75

（注）「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額）を控除した額を当該基準価額（分配落の額）で除して得た数に100を乗じて得た数をいう。

（４）【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第5計算期間	25,383,919	55,850,787	189,170,414
第6計算期間	538,834,423	182,554,792	545,450,045
第7計算期間	4,871,087,697	3,255,602,326	2,160,935,416
第8計算期間	4,752,167,868	5,296,268,520	1,616,834,764
第9計算期間	3,450,874,324	2,304,123,919	2,763,585,169
第10計算期間	1,653,427,722	2,154,303,503	2,262,709,388
第11計算期間	4,277,158,538	3,361,749,814	3,178,118,112
第12計算期間	149,912,394	1,926,457,386	1,401,573,120
第13計算期間	1,157,264,166	1,444,245,485	1,114,591,801
第14計算期間	2,302,199,592	1,175,945,451	2,240,845,942
第15中間計算期間	77,049,500	1,063,157,601	1,254,737,841

【ファンド・マネジャー（海外リート）】

（１）【投資状況】

令和 3年 9月30日現在

（単位：円）

資産の種類	国／地域	時価合計	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	27,507,784	99.99
コール・ローン、その他資産 （負債控除後）	—	2,739	0.01
純資産総額		27,510,523	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

a 評価額上位 30 銘柄

令和 3年 9月30日現在

国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資信託受益証券	MUAM G－REITマザーファンド	13,036,247	1.8054	23,535,641	2.1101	27,507,784	99.99

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類／業種別投資比率

令和 3年 9月30日現在

種類	投資比率（％）
親投資信託受益証券	99.99
合計	99.99

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

下記計算期間末日および令和3年9月末日、同日前 1 年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

（単位：円）

	純資産総額	基準価額 (1万口当たりの純資産価額)
--	-------	------------------------

		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第5計算期間末日	(平成24年 3月26日)	46,276,076	46,276,076	6,259	6,259
第6計算期間末日	(平成25年 3月25日)	30,187,965	30,187,965	8,386	8,386
第7計算期間末日	(平成26年 3月25日)	186,735,215	186,735,215	9,257	9,257
第8計算期間末日	(平成27年 3月25日)	319,056,693	319,056,693	13,352	13,352
第9計算期間末日	(平成28年 3月25日)	626,723,254	626,723,254	12,253	12,253
第10計算期間末日	(平成29年 3月27日)	979,998,170	979,998,170	12,357	12,357
第11計算期間末日	(平成30年 3月26日)	100,108,465	100,108,465	11,299	11,299
第12計算期間末日	(平成31年 3月25日)	71,025,341	71,025,341	13,814	13,814
第13計算期間末日	(令和 2年 3月25日)	44,835,152	44,835,152	9,718	9,718
第14計算期間末日	(令和 3年 3月25日)	29,371,874	29,371,874	14,230	14,230
	令和 2年 9月末日	42,194,420	—	11,609	—
	10月末日	40,846,810	—	11,225	—
	11月末日	29,453,635	—	12,618	—
	12月末日	28,959,849	—	12,743	—
	令和 3年 1月末日	29,655,250	—	13,049	—
	2月末日	30,359,120	—	13,732	—
	3月末日	30,430,168	—	14,743	—
	4月末日	29,442,714	—	15,419	—
	5月末日	29,003,646	—	15,757	—
	6月末日	26,922,204	—	16,231	—
	7月末日	27,589,243	—	16,633	—
	8月末日	28,150,740	—	16,972	—
	9月末日	27,510,523	—	16,586	—

②【分配の推移】

	1万口当たりの分配金
第5計算期間	0円
第6計算期間	0円
第7計算期間	0円
第8計算期間	0円
第9計算期間	0円
第10計算期間	0円
第11計算期間	0円
第12計算期間	0円
第13計算期間	0円
第14計算期間	0円

③【収益率の推移】

	収益率（％）
第5計算期間	9.98
第6計算期間	33.98
第7計算期間	10.38
第8計算期間	44.23
第9計算期間	△8.23
第10計算期間	0.84
第11計算期間	△8.56
第12計算期間	22.25
第13計算期間	△29.65
第14計算期間	46.42
第15中間計算期間	18.11

（注）「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額）を控除した額を当該基準価額（分配落の額）で除して得た数に100を乗じて得た数をいう。

（４）【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第5計算期間	14,933,187	30,207,553	73,935,976
第6計算期間	30,823,393	68,759,554	35,999,815
第7計算期間	296,033,854	130,311,693	201,721,976
第8計算期間	203,730,020	166,500,355	238,951,641
第9計算期間	523,828,564	251,296,616	511,483,589
第10計算期間	546,348,505	264,739,347	793,092,747
第11計算期間	60,696,248	765,189,425	88,599,570
第12計算期間	28,145,446	65,327,754	51,417,262
第13計算期間	22,658,771	27,941,105	46,134,928
第14計算期間	5,140,846	30,635,140	20,640,634
第15中間計算期間	—	4,053,821	16,586,813

（参考）

ＴＯＰＩＸマザーファンド

投資状況

令和 3年 9月30日現在

（単位：円）

資産の種類	国／地域	時価合計	投資比率（％）
株式	日本	776,983,180,670	97.34
コール・ローン、その他資産 （負債控除後）	—	21,257,386,200	2.66
純資産総額		798,240,566,870	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

その他の資産の投資状況

令和 3年 9月30日現在

（単位：円）

資産の種類	建別	国／地域	時価合計	投資比率（％）
株価指数先物取引	買建	日本	13,056,115,000	1.64

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

a 評価額上位 30 銘柄

令和 3年 9月30日現在

国／地域	種類	銘柄名	業種	数量	簿価単価 (円)	簿価金額 (円)	評価単価 (円)	評価金額 (円)	投資比率 (%)
日本	株式	トヨタ自動車	輸送用機器	14,138,600	1,803.79	25,503,065,294	2,000.00	28,277,200,000	3.54
日本	株式	ソニーグループ	電気機器	1,748,500	11,619.67	20,316,992,995	12,455.00	21,777,567,500	2.73
日本	株式	キーエンス	電気機器	274,000	60,501.52	16,577,416,480	67,000.00	18,358,000,000	2.30
日本	株式	ソフトバンクグループ	情報・通信業	2,173,400	8,227.99	17,882,713,466	6,480.00	14,083,632,000	1.76
日本	株式	リクルートホールディングス	サービス業	1,910,600	5,902.34	11,277,010,804	6,832.00	13,053,219,200	1.64
日本	株式	三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ	銀行業	18,832,300	622.90	11,730,639,670	657.90	12,389,770,170	1.55
日本	株式	日本電信電話	情報・通信業	3,203,600	3,071.46	9,839,729,256	3,085.00	9,883,106,000	1.24
日本	株式	信越化学工業	化学	505,500	19,263.95	9,737,926,725	18,900.00	9,553,950,000	1.20
日本	株式	HOYA	精密機器	544,700	15,215.52	8,287,893,744	17,475.00	9,518,632,500	1.19
日本	株式	日立製作所	電気機器	1,342,000	5,875.23	7,884,558,660	6,640.00	8,910,880,000	1.12
日本	株式	ダイキン工業	機械	355,600	24,586.98	8,743,130,088	24,460.00	8,697,976,000	1.09
日本	株式	任天堂	その他製品	159,700	59,756.15	9,543,057,155	54,310.00	8,673,307,000	1.09
日本	株式	武田薬品工業	医薬品	2,322,200	3,937.76	9,144,266,272	3,699.00	8,589,817,800	1.08
日本	株式	日本電産	電気機器	671,800	13,118.25	8,812,840,350	12,420.00	8,343,756,000	1.05
日本	株式	村田製作所	電気機器	819,900	9,404.54	7,710,782,346	9,960.00	8,166,204,000	1.02
日本	株式	東京エレクトロン	電気機器	163,500	48,483.07	7,926,981,945	49,670.00	8,121,045,000	1.02
日本	株式	KDDI	情報・通信業	2,196,500	3,613.03	7,936,020,395	3,691.00	8,107,281,500	1.02
日本	株式	本田技研工業	輸送用機器	2,197,700	3,355.38	7,374,118,626	3,455.00	7,593,053,500	0.95
日本	株式	三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	1,905,200	4,046.21	7,708,839,292	3,944.00	7,514,108,800	0.94
日本	株式	第一三共	医薬品	2,193,500	2,964.23	6,502,038,505	2,979.50	6,535,533,250	0.82
日本	株式	伊藤忠商事	卸売業	1,922,900	3,488.68	6,708,382,772	3,277.00	6,301,343,300	0.79
日本	株式	ファナック	電気機器	245,000	26,233.99	6,427,327,550	24,565.00	6,018,425,000	0.75

日本	株式	みずほフィナンシャルグループ	銀行業	3,740,900	1,632.08	6,105,448,072	1,584.50	5,927,456,050	0.74
日本	株式	三菱商事	卸売業	1,673,800	3,323.02	5,562,070,876	3,536.00	5,918,556,800	0.74
日本	株式	SMC	機械	81,700	69,324.83	5,663,838,611	70,080.00	5,725,536,000	0.72
日本	株式	セブン&アイ・ホールディングス	小売業	1,075,500	4,782.49	5,143,567,995	5,085.00	5,468,917,500	0.69
日本	株式	東京海上ホールディングス	保険業	906,700	5,526.31	5,010,705,277	6,021.00	5,459,240,700	0.68
日本	株式	三井物産	卸売業	2,134,600	2,442.23	5,213,184,158	2,464.00	5,259,654,400	0.66
日本	株式	オリエンタルランド	サービス業	283,700	16,459.48	4,669,554,476	18,130.00	5,143,481,000	0.64
日本	株式	富士通	電気機器	251,100	18,755.49	4,709,503,539	20,310.00	5,099,841,000	0.64

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類／業種別投資比率

令和 3年 9月30日現在

種類	業種	投資比率（％）
株式	水産・農林業	0.09
	鉱業	0.19
	建設業	2.25
	食料品	3.34
	繊維製品	0.46
	パルプ・紙	0.21
	化学	6.86
	医薬品	5.01
	石油・石炭製品	0.40
	ゴム製品	0.70
	ガラス・土石製品	0.75
	鉄鋼	0.79
	非鉄金属	0.65
	金属製品	0.59
	機械	5.23
	電気機器	18.10
	輸送用機器	7.50
	精密機器	2.89
	その他製品	2.14
	電気・ガス業	1.11
	陸運業	3.21
	海運業	0.47
	空運業	0.48
	倉庫・運輸関連業	0.17
	情報・通信業	8.21
	卸売業	4.64
	小売業	4.38
	銀行業	4.87
	証券、商品先物取引業	0.72

	保険業	1.97
	その他金融業	1.11
	不動産業	1.95
	サービス業	5.87
	小計	97.34
合計		97.34

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

令和 3年 9月30日現在

資産の種類	取引所名	資産の名称	建別	数量	通貨	簿価金額（円）	評価金額（円）	投資比率（％）
株価指数先物取引	大阪取引所	TOPIX 21年12月限	買建	643	円	13,295,167,650	13,056,115,000	1.64

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該投資資産の評価金額の比率です。

国内債券インデックスマザーファンド

投資状況

令和 3年 9月30日現在

（単位：円）

資産の種類	国／地域	時価合計	投資比率（％）
国債証券	日本	165,471,378,840	83.29
地方債証券	日本	10,649,627,640	5.36
特殊債券	日本	9,865,896,814	4.97
社債券	日本	11,170,376,100	5.62
コール・ローン、その他資産 （負債控除後）	—	1,522,751,310	0.76
純資産総額		198,680,030,704	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

その他の資産の投資状況

令和 3年 9月30日現在

（単位：円）

資産の種類	建別	国／地域	時価合計	投資比率（％）
債券先物取引	買建	日本	756,850,000	0.38

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

a 評価額上位 30 銘柄

令和 3年 9月30日現在

国／ 地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	利率 (%)	償還期限 (年/月/日)	投資 比率 (%)
日本	国債証券	第 4 1 9 回利付国債（2 年）	3,950,000,000	100.32	3,962,948,000	100.26	3,960,349,000	0.100000	2022/12/1	1.99
日本	国債証券	第 1 3 8 回利付国債（5 年）	3,170,000,000	100.60	3,189,133,000	100.48	3,185,501,300	0.100000	2023/12/20	1.60
日本	国債証券	第 1 4 3 回利付国債（5 年）	2,490,000,000	100.87	2,511,820,000	100.73	2,508,177,000	0.100000	2025/3/20	1.26
日本	国債証券	第 1 4 0 回利付国債（5 年）	2,440,000,000	100.71	2,457,464,000	100.59	2,454,615,600	0.100000	2024/6/20	1.24
日本	国債証券	第 1 4 6 回利付国債（5 年）	2,290,000,000	100.95	2,311,883,200	100.84	2,309,396,300	0.100000	2025/12/20	1.16
日本	国債証券	第 3 6 3 回利付国債（1 0 年）	2,300,000,000	100.67	2,315,492,100	100.33	2,307,751,000	0.100000	2031/6/20	1.16
日本	国債証券	第 1 4 4 回利付国債（5 年）	2,210,000,000	100.86	2,229,112,000	100.78	2,227,304,300	0.100000	2025/6/20	1.12
日本	国債証券	第 1 4 5 回利付国債（5 年）	2,200,000,000	100.96	2,221,307,000	100.81	2,217,974,000	0.100000	2025/9/20	1.12
日本	国債証券	第 3 6 1 回利付国債（1 0 年）	2,140,000,000	100.63	2,153,500,100	100.59	2,152,775,800	0.100000	2030/12/20	1.08
日本	国債証券	第 3 4 4 回利付国債（1 0 年）	2,110,000,000	101.05	2,132,162,300	100.92	2,129,475,300	0.100000	2026/9/20	1.07
日本	国債証券	第 1 4 2 回利付国債（5 年）	2,063,000,000	100.81	2,079,896,900	100.67	2,076,987,140	0.100000	2024/12/20	1.05
日本	国債証券	第 1 4 1 回利付国債（5 年）	2,050,000,000	100.70	2,064,535,500	100.64	2,063,120,000	0.100000	2024/9/20	1.04
日本	国債証券	第 3 6 0 回利付国債（1 0 年）	1,980,000,000	101.04	2,000,713,700	100.71	1,994,176,800	0.100000	2030/9/20	1.00
日本	国債証券	第 3 5 8 回利付国債（1 0 年）	1,960,000,000	100.86	1,976,913,400	100.84	1,976,581,600	0.100000	2030/3/20	0.99
日本	国債証券	第 1 4 8 回利付国債（5 年）	1,950,000,000	100.56	1,960,957,500	100.42	1,958,307,000	0.005000	2026/6/20	0.99
日本	国債証券	第 3 4 3 回利付国債（1 0 年）	1,840,000,000	100.98	1,858,149,100	100.90	1,856,560,000	0.100000	2026/6/20	0.93
日本	国債証券	第 3 5 1 回利付国債（1 0 年）	1,800,000,000	101.36	1,824,647,000	101.01	1,818,198,000	0.100000	2028/6/20	0.92
日本	国債証券	第 3 5 0 回利付国債（1 0 年）	1,790,000,000	101.38	1,814,750,200	101.03	1,808,580,200	0.100000	2028/3/20	0.91
日本	国債証券	第 4 2 5 回利付国債（2 年）	1,780,000,000	100.23	1,784,197,400	100.21	1,783,844,800	0.005000	2023/6/1	0.90
日本	国債証券	第 3 6 2 回利付国債（1 0 年）	1,770,000,000	100.44	1,777,906,600	100.47	1,778,336,700	0.100000	2031/3/20	0.90
日本	国債証券	第 1 3 7 回利付国債（5 年）	1,750,000,000	100.56	1,759,922,500	100.43	1,757,595,000	0.100000	2023/9/20	0.88
日本	国債証券	第 3 5 2 回利付国債（1 0 年）	1,720,000,000	100.97	1,736,791,600	101.01	1,737,423,600	0.100000	2028/9/20	0.87
日本	国債証券	第 3 4 5 回利付国債（1 0 年）	1,650,000,000	101.06	1,667,547,500	100.94	1,665,559,500	0.100000	2026/12/20	0.84
日本	国債証券	第 3 4 9 回利付国債（1 0 年）	1,640,000,000	101.21	1,659,857,200	101.06	1,657,400,400	0.100000	2027/12/20	0.83

日本	国債証券	第３５９回利付国債（１０年）	1,610,000,000	100.59	1,619,597,000	100.78	1,622,606,300	0.100000	2030/6/20	0.82
日本	国債証券	第３４８回利付国債（１０年）	1,580,000,000	101.09	1,597,275,400	101.04	1,596,574,200	0.100000	2027/9/20	0.80
日本	国債証券	第１４５回利付国債（２０年）	1,334,000,000	118.42	1,579,782,900	118.05	1,574,813,680	1.700000	2033/6/20	0.79
日本	国債証券	第３５４回利付国債（１０年）	1,550,000,000	101.03	1,566,031,000	100.97	1,565,066,000	0.100000	2029/3/20	0.79
日本	国債証券	第３４７回利付国債（１０年）	1,500,000,000	101.16	1,517,440,500	101.03	1,515,495,000	0.100000	2027/6/20	0.76
日本	国債証券	第１３５回利付国債（５年）	1,500,000,000	100.43	1,506,540,000	100.32	1,504,845,000	0.100000	2023/3/20	0.76

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類／業種別投資比率

令和 3年 9月30日現在

種類	投資比率（％）
国債証券	83.29
地方債証券	5.36
特殊債券	4.97
社債券	5.62
合計	99.23

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

令和 3年 9月30日現在

資産の種類	取引所名	資産の名称	建別	数量	通貨	簿価金額（円）	評価金額（円）	投資比率（％）
債券先物取引	大阪取引所	長期国債先物２１年１２月限	買建	5	円	759,155,500	756,850,000	0.38

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該投資資産の評価金額の比率です。

MUAM J－REITマザーファンド

投資状況

令和 3年 9月30日現在

（単位：円）

資産の種類	国／地域	時価合計	投資比率（％）
投資証券	日本	16,605,975,000	97.93
コール・ローン、その他資産 （負債控除後）	—	350,325,495	2.07
純資産総額		16,956,300,495	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

a 評価額上位 30 銘柄

令和 3年 9月30日現在

国／ 地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	投資証券	日本ビルファンド投資法人	1,750	662,000	1,158,500,000	725,000	1,268,750,000	7.48
日本	投資証券	ジャパンリアルエステイト投資法人	1,650	660,000	1,089,000,000	668,000	1,102,200,000	6.50
日本	投資証券	G L P投資法人	5,000	161,292.61	806,463,084	183,200	916,000,000	5.40
日本	投資証券	日本プロロジスリート投資法人	2,400	311,187.29	746,849,507	372,500	894,000,000	5.27
日本	投資証券	日本都市ファンド投資法人	7,500	108,600	814,500,000	107,300	804,750,000	4.75
日本	投資証券	野村不動産マスターファンド投資法人	5,000	164,900	824,500,000	160,600	803,000,000	4.74
日本	投資証券	大和ハウスリート投資法人	2,150	278,300	598,345,000	326,500	701,975,000	4.14
日本	投資証券	オリックス不動産投資法人	2,800	176,300	493,640,000	194,000	543,200,000	3.20
日本	投資証券	アドバンス・レジデンス投資法人	1,400	311,500	436,100,000	362,000	506,800,000	2.99
日本	投資証券	産業ファンド投資法人	2,300	172,400	396,520,000	202,700	466,210,000	2.75
日本	投資証券	ユナイテッド・アーバン投資法人	2,900	147,208.55	426,904,802	150,800	437,320,000	2.58
日本	投資証券	ジャパン・ホテル・リート投資法人	6,000	62,872.43	377,234,580	67,100	402,600,000	2.37
日本	投資証券	インヴィンシブル投資法人	9,000	39,994.12	359,947,080	43,900	395,100,000	2.33
日本	投資証券	ケネディクス・オフィス投資法人	500	723,000	361,500,000	767,000	383,500,000	2.26
日本	投資証券	日本プライムリアルティ投資法人	900	386,679.29	348,011,361	405,000	364,500,000	2.15
日本	投資証券	三井不動産ロジスティクスパーク投資法人	600	468,500	281,100,000	590,000	354,000,000	2.09
日本	投資証券	アクティビア・プロパティーズ投資法人	750	461,000	345,750,000	457,000	342,750,000	2.02
日本	投資証券	積水ハウス・リート投資法人	3,400	84,100	285,940,000	92,400	314,160,000	1.85
日本	投資証券	日本アコモデーションファンド投資法人	500	578,000	289,000,000	625,000	312,500,000	1.84
日本	投資証券	日本リート投資法人	700	397,752.51	278,426,761	433,000	303,100,000	1.79
日本	投資証券	ラサールロジポート投資法人	1,500	148,000	222,000,000	187,500	281,250,000	1.66
日本	投資証券	大和証券オフィス投資法人	370	726,000	268,620,000	752,000	278,240,000	1.64
日本	投資証券	イオンリート投資法人	1,800	144,900.47	260,820,846	149,800	269,640,000	1.59
日本	投資証券	東急リアル・エステート投資法人	1,400	176,100	246,540,000	185,000	259,000,000	1.53
日本	投資証券	大和証券リビング投資法人	2,200	103,800	228,360,000	111,800	245,960,000	1.45
日本	投資証券	ケネディクス・レジデンシャル・ネクスト投資法人	1,100	188,600	207,460,000	217,200	238,920,000	1.41
日本	投資証券	森ヒルズリート投資法人	1,500	146,400	219,600,000	151,000	226,500,000	1.34
日本	投資証券	星野リゾート・リート投資法人	300	584,000	175,200,000	737,000	221,100,000	1.30
日本	投資証券	C R Eロジスティクスファンド投資法人	1,000	167,836.44	167,836,447	208,000	208,000,000	1.23
日本	投資証券	コンフォリア・レジデンシャル投資法人	600	308,500	185,100,000	343,500	206,100,000	1.22

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類／業種別投資比率

令和 3年 9月30日現在

種類	投資比率（％）
投資証券	97.93
合計	97.93

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

外国株式インデックスマザーファンド

投資状況

令和 3年 9月30日現在

（単位：円）

資産の種類	国／地域	時価合計	投資比率（％）
株式	アメリカ	781,188,377,169	69.04
	イギリス	47,115,251,230	4.16
	カナダ	37,649,841,985	3.33
	フランス	34,882,629,302	3.08
	スイス	32,402,545,675	2.86
	ドイツ	30,785,195,158	2.72
	オーストラリア	21,456,970,064	1.90
	オランダ	21,045,229,442	1.86
	スウェーデン	12,436,654,310	1.10
	香港	9,236,351,140	0.82
	デンマーク	8,948,253,467	0.79
	スペイン	8,296,780,437	0.73
	イタリア	6,237,138,924	0.55
	フィンランド	3,457,726,805	0.31
	シンガポール	3,047,323,447	0.27
	ベルギー	2,789,959,457	0.25
	アイルランド	2,435,102,743	0.22
	ノルウェー	2,199,716,710	0.19
	イスラエル	1,280,587,154	0.11
	ルクセンブルグ	1,048,498,173	0.09
	ニュージーランド	778,731,871	0.07
	オーストリア	747,066,583	0.07

	ポルトガル	514,614,843	0.05
	小計	1,069,980,546,089	94.56
投資証券	アメリカ	20,906,564,376	1.85
	オーストラリア	1,466,137,572	0.13
	イギリス	634,778,040	0.06
	シンガポール	433,681,021	0.04
	香港	341,633,209	0.03
	フランス	326,892,056	0.03
	オランダ	193,654,830	0.02
	カナダ	136,461,657	0.01
	小計	24,439,802,761	2.16
コール・ローン、その他資産 （負債控除後）	—	37,148,937,821	3.28
純資産総額		1,131,569,286,671	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

その他の資産の投資状況

令和 3年 9月30日現在

（単位：円）

資産の種類	建別	国／地域	時価合計	投資比率（％）
株価指数先物取引	買建	アメリカ	26,629,273,894	2.35
	買建	カナダ	1,308,899,372	0.12
	買建	ドイツ	4,706,380,925	0.42
	買建	オーストラリア	1,299,107,160	0.11
	買建	イギリス	2,713,945,237	0.24
	買建	スイス	1,004,517,676	0.09

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

a 評価額上位 30 銘柄

令和 3年 9月30日現在

国／地域	種類	銘柄名	業種	数量	簿価 単価 （円）	簿価 金額 （円）	評価 単価 （円）	評価 金額 （円）	投資 比率 （％）
アメリカ	株式	APPLE INC	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	3,011,433	14,209.24	42,790,192,547	15,985.53	48,139,363,406	4.25
アメリカ	株式	MICROSOFT CORP	ソフトウェア・サービス	1,291,080	27,813.90	35,909,971,542	31,785.27	41,037,339,302	3.63
アメリカ	株式	AMAZON.COM INC	小売	81,908	363,833.48	29,800,872,809	369,461.35	30,261,840,289	2.67

アメリカ	株式	FACEBOOK INC-CLASS A	メディア・娯楽	432,312	34,746.28	15,021,237,958	38,009.15	16,431,812,174	1.45
アメリカ	株式	ALPHABET INC-CL A	メディア・娯楽	54,262	255,769.25	13,878,551,308	300,736.87	16,318,584,279	1.44
アメリカ	株式	ALPHABET INC-CL C	メディア・娯楽	52,543	279,295.91	14,675,045,425	301,111.80	15,821,317,644	1.40
アメリカ	株式	TESLA INC	自動車・自動車部品	147,749	70,124.07	10,360,761,987	87,444.21	12,919,795,352	1.14
アメリカ	株式	NVIDIA CORP	半導体・半導体製造装置	449,649	16,455.53	7,399,216,215	22,962.62	10,325,121,998	0.91
アメリカ	株式	JPMORGAN CHASE & CO	銀行	546,092	17,743.47	9,689,570,901	18,573.12	10,142,634,431	0.90
アメリカ	株式	JOHNSON & JOHNSON	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	475,139	18,912.86	8,986,241,686	18,357.11	8,722,182,879	0.77
アメリカ	株式	VISA INC-CLASS A SHARES	ソフトウェア・サービス	305,271	25,310.29	7,726,499,291	25,370.02	7,744,733,085	0.68
アメリカ	株式	UNITEDHEALTH GROUP INC	ヘルスケア機器・サービス	170,267	46,055.35	7,841,706,507	44,813.88	7,630,326,132	0.67
アメリカ	株式	BERKSHIRE HATHAWAY INC-CL B	各種金融	239,213	31,954.75	7,643,991,884	31,034.29	7,423,807,240	0.66
アメリカ	株式	HOME DEPOT INC	小売	191,896	36,897.47	7,080,477,385	37,709.20	7,236,245,718	0.64
アメリカ	株式	PROCTER & GAMBLE CO/THE	家庭用品・パーソナル用品	441,730	15,346.99	6,779,227,409	15,894.87	7,021,244,636	0.62
スイス	株式	NESTLE SA-REG	食品・飲料・タバコ	519,292	13,028.00	6,765,338,346	13,481.70	7,000,941,449	0.62
アメリカ	株式	BANK OF AMERICA CORP	銀行	1,391,227	4,643.91	6,460,736,690	4,820.39	6,706,262,840	0.59
オランダ	株式	ASML HOLDING NV	半導体・半導体製造装置	75,683	68,009.06	5,147,130,248	84,110.32	6,365,721,500	0.56
アメリカ	株式	WALT DISNEY CO/THE	メディア・娯楽	328,092	20,309.37	6,663,342,988	19,326.34	6,340,819,381	0.56
アメリカ	株式	MASTERCARD INC - A	ソフトウェア・サービス	159,618	41,110.88	6,562,036,679	39,529.02	6,309,543,881	0.56
アメリカ	株式	PAYPAL HOLDINGS INC	ソフトウェア・サービス	201,357	28,081.87	5,654,483,105	28,987.28	5,836,791,739	0.52
アメリカ	株式	ADOBE INC	ソフトウェア・サービス	86,240	55,179.82	4,758,708,061	64,656.18	5,575,949,308	0.49
アメリカ	株式	NETFLIX INC	メディア・娯楽	80,057	55,655.82	4,455,638,501	67,046.79	5,367,565,283	0.47
アメリカ	株式	SALESFORCE.COM INC	ソフトウェア・サービス	175,322	24,376.99	4,273,823,290	30,274.36	5,307,761,344	0.47
アメリカ	株式	COMCAST CORP-CLASS A	メディア・娯楽	828,290	6,443.04	5,336,711,780	6,259.68	5,184,834,986	0.46
スイス	株式	ROCHE HOLDING AG-GENUSSCHEIN	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	126,424	36,192.60	4,575,613,760	40,525.43	5,123,387,468	0.45
アメリカ	株式	EXXON MOBIL CORP	エネルギー	763,910	6,755.42	5,160,534,592	6,701.76	5,119,548,815	0.45
アメリカ	株式	PFIZER INC	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	1,010,021	4,432.60	4,477,025,664	4,871.87	4,920,698,685	0.43

アメリカ	株式	CISCO SYSTEMS INC	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	760,158	5,934.19	4,510,924,382	6,209.32	4,720,065,489	0.42
アメリカ	株式	THERMO FISHER SCIENTIFIC INC	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	70,895	52,314.33	3,708,824,879	64,868.83	4,598,875,845	0.41

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類／業種別投資比率

令和 3年 9月30日現在

種類	業種	投資比率（％）
株式	エネルギー	3.26
	素材	3.90
	資本財	6.11
	商業・専門サービス	1.21
	運輸	1.87
	自動車・自動車部品	2.07
	耐久消費財・アパレル	1.82
	消費者サービス	1.84
	メディア・娯楽	7.28
	小売	5.55
	食品・生活必需品小売り	1.38
	食品・飲料・タバコ	3.65
	家庭用品・パーソナル用品	1.65
	ヘルスケア機器・サービス	5.03
	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	7.32
	銀行	6.02
	各種金融	4.61
	保険	2.94
	不動産	0.40
	ソフトウェア・サービス	12.05
	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	5.77
	電気通信サービス	1.58
	公益事業	2.73
	半導体・半導体製造装置	4.52
小計		94.56
投資証券	—	2.16
合計		96.72

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

令和 3年 9月30日現在

資産の種類	地域	取引所名	資産の名称	建別	数量	通貨	簿価金額	簿価金額（円）	評価金額	評価金額（円）	投資比率（％）
株価指数先物取引	アメリカ	シカゴ商業取引所	SP EMINI2112	買建	1,094	アメリカドル	243,385,018.62	27,239,651,284	237,931,325	26,629,273,894	2.35
	カナダ	モントリオール取引所	SP/TSE602112	買建	62	カナダドル	15,185,136.5	1,333,406,836	14,906,040	1,308,899,372	0.12
	ドイツ	ユーレックス・ドイツ金融先物取引所	EURO ST 2112	買建	892	ユーロ	37,005,696.3	4,805,559,721	36,241,960	4,706,380,925	0.42
	オーストラリア	シドニー先物取引所	SPI 200 2112	買建	90	オーストラリアドル	16,572,097.5	1,333,390,965	16,146,000	1,299,107,160	0.11
	イギリス	インターコンチネンタル取引所	FTSE100 2112	買建	255	イギリスポンド	17,899,116	2,692,564,019	18,041,250	2,713,945,237	0.24
	スイス	ユーレックス・チューリッヒ取引所	SWISS IX2112	買建	72	スイスフラン	8,613,853.2	1,032,628,721	8,379,360	1,004,517,676	0.09

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該投資資産の評価金額の比率です。

外国債券インデックスマザーファンド

投資状況

令和 3年 9月30日現在

（単位：円）

資産の種類	国／地域	時価合計	投資比率（％）
国債証券	アメリカ	102,161,128,366	45.91
	イタリア	21,009,929,084	9.44
	フランス	20,904,612,821	9.39
	ドイツ	14,784,923,442	6.64
	スペイン	14,305,875,148	6.43
	イギリス	13,267,021,649	5.96
	ベルギー	4,872,980,414	2.19
	カナダ	4,200,077,168	1.89
	オーストラリア	3,927,170,505	1.76
	オランダ	3,722,593,744	1.67
	オーストリア	2,974,304,678	1.34
	アイルランド	1,641,135,312	0.74
	メキシコ	1,500,101,203	0.67
	ポーランド	1,205,040,810	0.54

	フィンランド	1,194,311,522	0.54
	デンマーク	1,072,956,482	0.48
	マレーシア	1,054,717,425	0.47
	イスラエル	976,391,538	0.44
	シンガポール	946,338,186	0.43
	スウェーデン	611,259,253	0.27
	ノルウェー	518,186,652	0.23
	小計	216,851,055,402	97.44
コール・ローン、その他資産 (負債控除後)	—	5,689,205,657	2.56
純資産総額		222,540,261,059	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

a 評価額上位30銘柄

令和 3年 9月30日現在

国／ 地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	利率 (%)	償還期限 (年/月/日)	投資 比率 (%)
アメリカ	国債証券	0.75 T-NOTE 260331	15,950,000	11,164.68	1,780,767,165	11,103.25	1,770,968,520	0.750000	2026/3/31	0.80
アメリカ	国債証券	0.125 T-NOTE 230331	15,000,000	11,182.26	1,677,339,444	11,180.63	1,677,094,968	0.125000	2023/3/31	0.75
アメリカ	国債証券	1.625 T-NOTE 310515	13,750,000	11,444.66	1,573,642,052	11,297.79	1,553,447,411	1.625000	2031/5/15	0.70
アメリカ	国債証券	2 T-NOTE 240531	11,800,000	11,724.32	1,383,470,629	11,650.60	1,374,771,940	2.000000	2024/5/31	0.62
アメリカ	国債証券	1.625 T-NOTE 260515	11,430,000	11,642.86	1,330,779,517	11,540.00	1,319,022,144	1.625000	2026/5/15	0.59
アメリカ	国債証券	2.75 T-NOTE 231115	10,690,000	11,867.28	1,268,612,625	11,770.39	1,258,255,657	2.750000	2023/11/15	0.57
アメリカ	国債証券	2.875 T-NOTE 280515	9,540,000	12,458.52	1,188,543,411	12,329.56	1,176,240,199	2.875000	2028/5/15	0.53
アメリカ	国債証券	2.25 T-BOND 410515	10,000,000	11,933.69	1,193,369,384	11,612.57	1,161,257,437	2.250000	2041/5/15	0.52
スペイン	国債証券	1.45 SPAIN GOVT 271031	8,080,000	14,281.55	1,153,949,757	14,215.83	1,148,639,801	1.450000	2027/10/31	0.52
アメリカ	国債証券	2.875 T-NOTE 280815	9,010,000	12,405.85	1,117,767,973	12,351.42	1,112,863,053	2.875000	2028/8/15	0.50
アメリカ	国債証券	1.125 T-NOTE 310215	10,070,000	10,811.03	1,088,671,082	10,818.64	1,089,437,235	1.125000	2031/2/15	0.49
アメリカ	国債証券	0.75 T-NOTE 280131	9,650,000	10,841.69	1,046,223,124	10,857.55	1,047,753,725	0.750000	2028/1/31	0.47
アメリカ	国債証券	0.125 T-NOTE 240115	9,100,000	11,153.09	1,014,931,217	11,132.10	1,013,021,582	0.125000	2024/1/15	0.46
フランス	国債証券	5.5 O.A.T 290425	5,320,000	18,771.81	998,660,507	18,595.05	989,256,977	5.500000	2029/4/25	0.44
アメリカ	国債証券	0.875 T-NOTE 301115	9,170,000	10,490.27	961,958,555	10,601.79	972,184,773	0.875000	2030/11/15	0.44
アメリカ	国債証券	1.75 T-BOND 410815	9,000,000	10,975.09	987,758,913	10,673.93	960,653,952	1.750000	2041/8/15	0.43
アメリカ	国債証券	2 T-NOTE 250815	8,120,000	11,817.97	959,619,460	11,710.06	950,857,454	2.000000	2025/8/15	0.43

アメリカ	国債証券	0.125 T-NOTE 230131	8,500,000	11,188.08	950,987,038	11,184.13	950,651,102	0.125000	2023/1/31	0.43
フランス	国債証券	4.25 O.A.T 231025	6,630,000	14,544.93	964,329,101	14,320.97	949,480,819	4.250000	2023/10/25	0.43
アメリカ	国債証券	0.125 T-NOTE 231215	8,500,000	11,160.95	948,681,573	11,139.53	946,860,688	0.125000	2023/12/15	0.43
アメリカ	国債証券	1.25 T-NOTE 280331	8,450,000	11,232.06	949,109,465	11,177.57	944,504,899	1.250000	2028/3/31	0.42
ドイツ	国債証券	0.5 BUND 260215	6,920,000	13,674.62	946,284,115	13,637.37	943,706,543	0.500000	2026/2/15	0.42
アメリカ	国債証券	2.75 T-NOTE 280215	7,660,000	12,302.45	942,368,149	12,230.75	936,876,025	2.750000	2028/2/15	0.42
アメリカ	国債証券	3.125 T-NOTE 281115	7,300,000	12,613.38	920,777,032	12,556.89	916,653,654	3.125000	2028/11/15	0.41
アメリカ	国債証券	1.625 T-NOTE 221215	8,000,000	11,419.05	913,524,791	11,395.29	911,623,374	1.625000	2022/12/15	0.41
アメリカ	国債証券	0.625 T-NOTE 300815	8,710,000	10,291.60	896,399,128	10,394.57	905,367,047	0.625000	2030/8/15	0.41
ドイツ	国債証券	5.5 BUND 310104	4,410,000	20,312.11	895,764,063	20,164.14	889,238,635	5.500000	2031/1/4	0.40
アメリカ	国債証券	2.25 T-NOTE 270815	7,300,000	11,961.01	873,153,935	11,886.25	867,696,523	2.250000	2027/8/15	0.39
アメリカ	国債証券	2.375 T-NOTE 270515	7,190,000	12,064.33	867,425,990	11,964.51	860,248,289	2.375000	2027/5/15	0.39
アメリカ	国債証券	2.25 T-NOTE 241115	7,250,000	11,899.80	862,735,974	11,780.89	854,114,637	2.250000	2024/11/15	0.38

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類／業種別投資比率

令和 3年 9月30日現在

種類	投資比率（％）
国債証券	97.44
合計	97.44

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

MUAM G－REITマザーファンド

投資状況

令和 3年 9月30日現在

（単位：円）

資産の種類	国／地域	時価合計	投資比率（％）
投資証券	アメリカ	48,186,089,893	75.09

	オーストラリア	4,333,308,443	6.75
	イギリス	3,628,800,370	5.65
	シンガポール	2,098,340,787	3.27
	カナダ	1,256,266,286	1.96
	香港	920,682,232	1.43
	フランス	864,830,185	1.35
	ベルギー	837,047,006	1.30
	オランダ	483,836,423	0.75
	スペイン	271,614,455	0.42
	ニュージーランド	257,269,818	0.40
	ドイツ	165,648,742	0.26
	韓国	109,567,396	0.17
	アイルランド	74,446,348	0.12
	イスラエル	37,376,042	0.06
	イタリア	18,990,892	0.03
	小計	63,544,115,318	99.02
コール・ローン、その他資産 （負債控除後）	—	626,175,890	0.98
純資産総額		64,170,291,208	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

a 評価額上位 30 銘柄

令和 3年 9月30日現在

国／ 地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
アメリカ	投資証券	PROLOGIS INC	278,153	11,166.68	3,106,047,186	14,151.16	3,936,188,943	6.13
アメリカ	投資証券	EQUINIX INC	33,790	78,894.85	2,665,857,236	89,712.83	3,031,396,647	4.72
アメリカ	投資証券	PUBLIC STORAGE	57,448	25,820.00	1,483,307,648	33,835.65	1,943,790,674	3.03
アメリカ	投資証券	SIMON PROPERTY GROUP INC	123,813	10,006.14	1,238,891,024	14,980.49	1,854,779,656	2.89
アメリカ	投資証券	DIGITAL REALTY TRUST INC	106,508	15,428.31	1,643,238,815	16,425.37	1,749,434,288	2.73
アメリカ	投資証券	WELLTOWER INC	159,236	7,209.50	1,148,012,186	9,377.77	1,493,279,667	2.33
アメリカ	投資証券	AVALONBAY COMMUNITIES INC	52,686	18,314.80	964,933,691	25,182.00	1,326,738,852	2.07
アメリカ	投資証券	EQUITY RESIDENTIAL	128,651	6,789.74	873,507,073	9,127.07	1,174,207,454	1.83
アメリカ	投資証券	ALEXANDRIA REAL ESTATE EQUIT	52,272	19,439.65	1,016,149,659	21,582.65	1,128,168,427	1.76
アメリカ	投資証券	REALTY INCOME CORP	146,931	6,859.04	1,007,806,872	7,392.31	1,086,160,382	1.69
オースト ラリア	投資証券	GOODMAN GROUP	632,961	1,568.12	992,564,390	1,710.57	1,082,730,174	1.69
アメリカ	投資証券	EXTRA SPACE STORAGE INC	50,222	13,154.53	660,647,074	19,251.35	966,841,762	1.51
アメリカ	投資証券	INVITATION HOMES INC	217,837	3,354.82	730,804,190	4,359.28	949,613,349	1.48
アメリカ	投資証券	VENTAS INC	148,492	5,363.21	796,395,179	6,313.40	937,490,462	1.46
アメリカ	投資証券	MID-AMERICA APARTMENT COMM	43,852	14,642.47	642,101,963	21,259.20	932,258,614	1.45

アメリカ	投資証券	SUN COMMUNITIES INC	43,804	17,005.65	744,915,759	21,145.04	926,237,577	1.44
アメリカ	投資証券	ESSEX PROPERTY TRUST INC	24,585	26,840.95	659,884,960	36,254.24	891,310,628	1.39
イギリス	投資証券	SEGRO PLC	453,204	1,497.47	678,661,929	1,814.18	822,196,261	1.28
アメリカ	投資証券	DUKE REALTY CORP	142,836	4,463.22	637,508,581	5,441.55	777,249,293	1.21
アメリカ	投資証券	HEALTHPEAK PROPERTIES INC	202,081	3,315.84	670,069,040	3,806.39	769,200,957	1.20
アメリカ	投資証券	VICI PROPERTIES INC	232,185	2,908.94	675,413,723	3,231.13	750,220,012	1.17
香港	投資証券	LINK REIT	790,600	1,031.86	815,794,794	938.29	741,816,027	1.16
アメリカ	投資証券	BOSTON PROPERTIES INC	53,683	10,534.91	565,545,595	12,447.74	668,232,155	1.04
アメリカ	投資証券	CAMDEN PROPERTY TRUST	37,626	11,513.07	433,191,090	16,798.07	632,044,287	0.98
アメリカ	投資証券	UDR INC	104,439	4,316.75	450,837,512	5,991.07	625,702,153	0.98
アメリカ	投資証券	WP CAREY INC	68,896	7,748.77	533,859,704	8,276.48	570,216,642	0.89
アメリカ	投資証券	EQUITY LIFESTYLE PROPERTIES	63,926	7,020.61	448,799,735	8,888.68	568,218,167	0.89
アメリカ	投資証券	KIMCO REALTY CORP	229,751	1,684.55	387,027,119	2,400.68	551,559,550	0.86
アメリカ	投資証券	IRON MOUNTAIN INC	108,748	3,454.66	375,687,882	4,959.17	539,300,385	0.84
アメリカ	投資証券	MEDICAL PROPERTIES TRUST INC	222,972	2,332.61	520,106,990	2,314.50	516,069,943	0.80

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類／業種別投資比率

令和 3年 9月30日現在

種類	投資比率（％）
投資証券	99.02
合計	99.02

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

《参考情報》

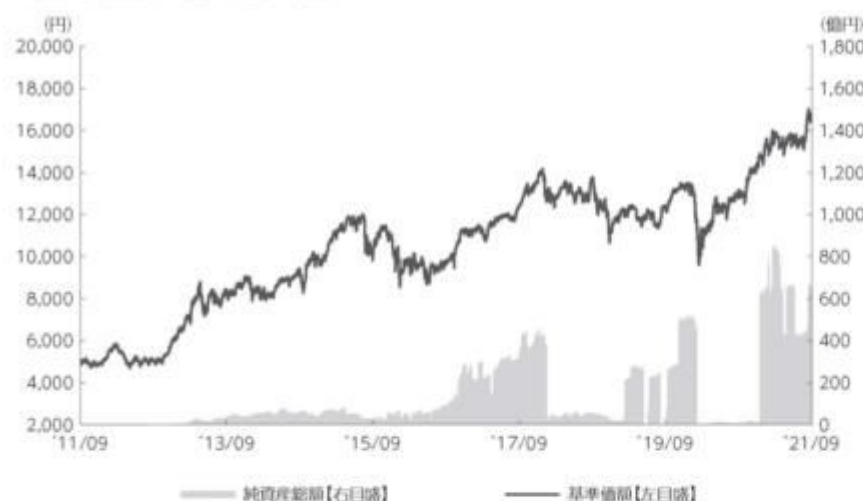


運用実績

2021年9月30日現在

ファンド・マネジャー（国内株式）

■基準価額・純資産の推移 2011年9月30日～2021年9月30日



・基準価額は運用報酬（信託報酬）控除後です。

■基準価額・純資産

基準価額	16,429円
純資産総額	645.1億円

・純資産総額は表示桁未満切捨て

■分配の推移

2021年 3月	0円
2020年 3月	0円
2019年 3月	0円
2018年 3月	0円
2017年 3月	0円
2016年 3月	0円
設定来累計	0円

・分配金は1万口当たり、税引前

■主要な資産の状況

組入上位業種	比率
1 電気機器	18.1%
2 情報・通信業	8.2%
3 輸送用機器	7.5%
4 化学	6.9%
5 サービス業	5.9%
6 機械	5.2%
7 医薬品	5.0%
8 銀行業	4.9%
9 卸売業	4.6%
10 小売業	4.4%

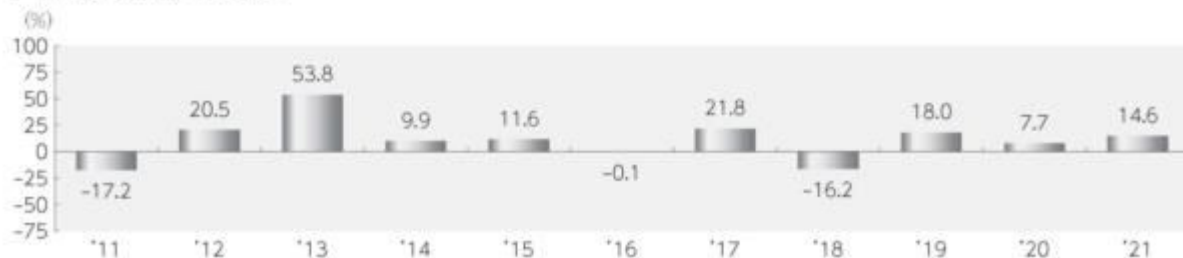
その他資産の状況	比率
株価指数先物取引（買建）	1.6%

・各比率はファンドの純資産総額に対する投資比率（小数点第二位四捨五入）

・国内株式の業種は、東京証券取引所の33業種分類によるもの

組入上位銘柄	業種	比率
1 トヨタ自動車	輸送用機器	3.5%
2 ソニーグループ	電気機器	2.7%
3 キーエンス	電気機器	2.3%
4 ソフトバンクグループ	情報・通信業	1.8%
5 リクルートホールディングス	サービス業	1.6%
6 三菱UFJフィナンシャル・グループ	銀行業	1.6%
7 日本電信電話	情報・通信業	1.2%
8 信越化学工業	化学	1.2%
9 HOYA	精密機器	1.2%
10 日立製作所	電気機器	1.1%

■年間収益率の推移



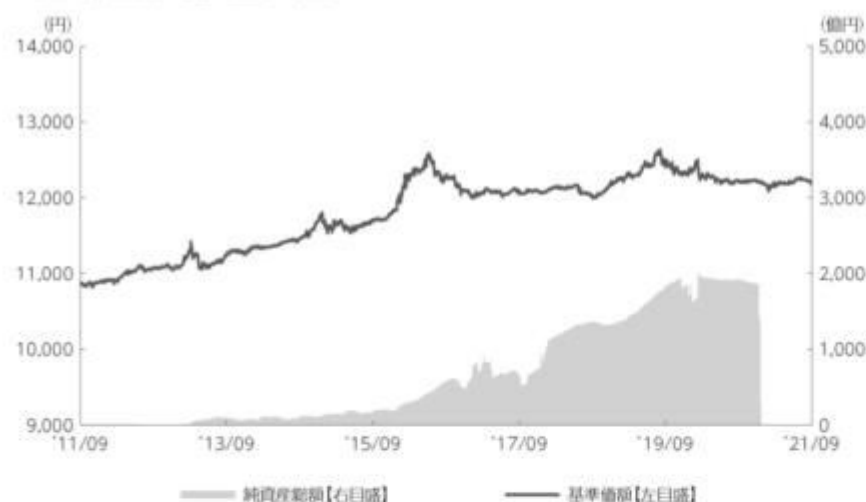
・収益率は基準価額で計算

・2021年は年初から9月30日までの収益率を表示

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。
運用状況等は、委託会社のホームページ等で開示している場合があります。

ファンド・マネジャー（国内債券）

■基準価額・純資産の推移 2011年9月30日～2021年9月30日



●基準価額は運用報酬（信託報酬）控除後です。

■基準価額・純資産

基準価額	12,195円
純資産総額	0.3億円

●純資産総額は表示桁未満切捨て

■分配の推移

2021年 3月	0円
2020年 3月	0円
2019年 3月	0円
2018年 3月	0円
2017年 3月	0円
2016年 3月	0円
設定来累計	0円

●分配金は1万口当たり、税引前

■主要な資産の状況

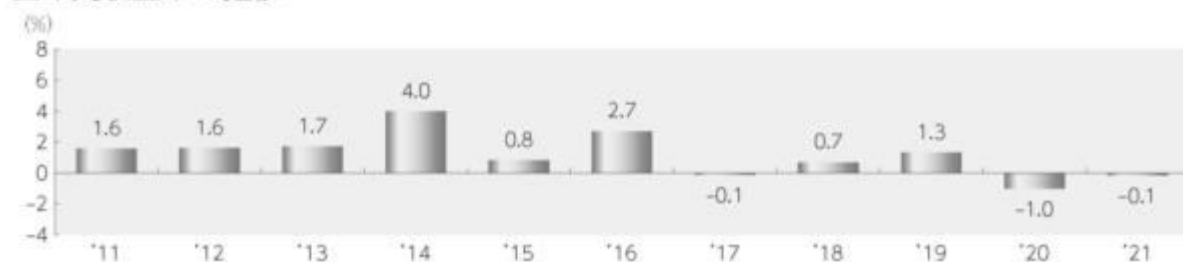
種別構成	比率
国債	83.3%
地方債	5.4%
特殊債	5.0%
社債	5.6%
コールローン他 （負債控除後）	0.7%
合計	100.0%

組入上位銘柄	種別	比率
1 第419回利付国債（2年）	国債	2.0%
2 第138回利付国債（5年）	国債	1.6%
3 第143回利付国債（5年）	国債	1.3%
4 第140回利付国債（5年）	国債	1.2%
5 第146回利付国債（5年）	国債	1.2%
6 第363回利付国債（10年）	国債	1.2%
7 第144回利付国債（5年）	国債	1.1%
8 第145回利付国債（5年）	国債	1.1%
9 第361回利付国債（10年）	国債	1.1%
10 第344回利付国債（10年）	国債	1.1%

その他資産の状況	比率
債券先物取引（買建）	0.4%

- 各比率はファンドの純資産総額に対する投資比率（小数点第二位四捨五入）
- コールローン他には未収・未払項目が含まれるため、マイナスとなる場合があります。

■年間収益率の推移

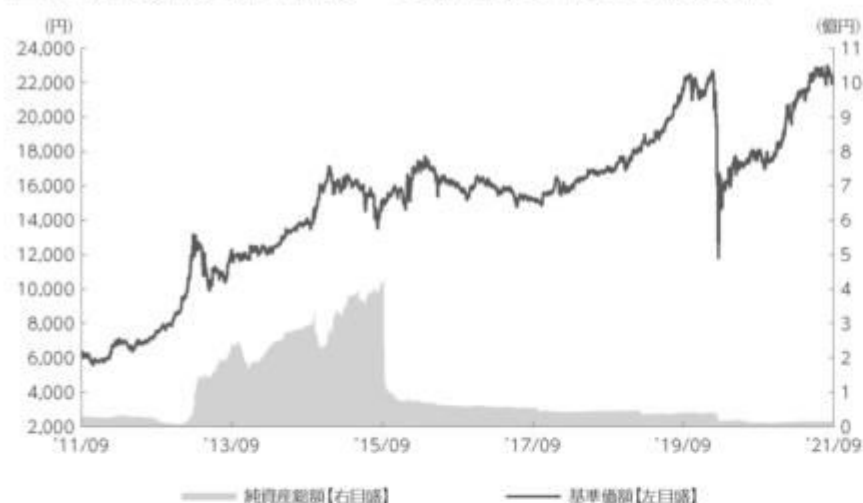


- 収益率は基準価額で計算
- 2021年は年初から9月30日までの収益率を表示

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。
運用状況等は、委託会社のホームページ等で開示している場合があります。

ファンド・マネジャー（国内リート）

■基準価額・純資産の推移 2011年9月30日～2021年9月30日



・基準価額は運用報酬（信託報酬）控除後です。

■基準価額・純資産

基準価額	21,888円
純資産総額	0.1億円

・純資産総額は表示桁未満切捨て

■分配の推移

2021年 3月	0円
2020年 3月	0円
2019年 3月	0円
2018年 3月	0円
2017年 3月	0円
2016年 3月	0円
設定来累計	0円

・分配金は1万円当たり、税引前

■主要な資産の状況

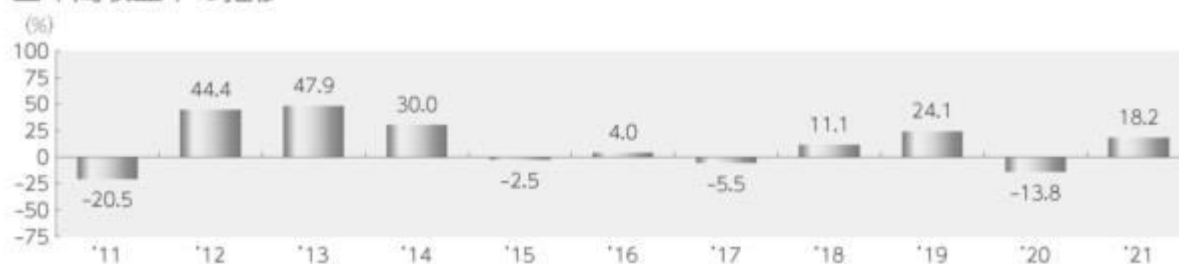
資産別構成	比率
国内リート	97.7%
コールローン他 （負債控除後）	2.3%
合計	100.0%

組入上位銘柄	比率
1 日本ビルファンド投資法人	7.5%
2 ジャパンリアルエステイト投資法人	6.5%
3 GLP投資法人	5.4%
4 日本プロロジスリート投資法人	5.3%
5 日本都市ファンド投資法人	4.7%
6 野村不動産マスターファンド投資法人	4.7%
7 大和ハウスリート投資法人	4.1%
8 オリックス不動産投資法人	3.2%
9 アドバンス・レジデンス投資法人	3.0%
10 産業ファンド投資法人	2.7%

・各比率はファンドの純資産総額に対する投資比率（小数点第二位四捨五入）

・コールローン他には未収・未払項目が含まれるため、マイナスとなる場合があります。

■年間収益率の推移



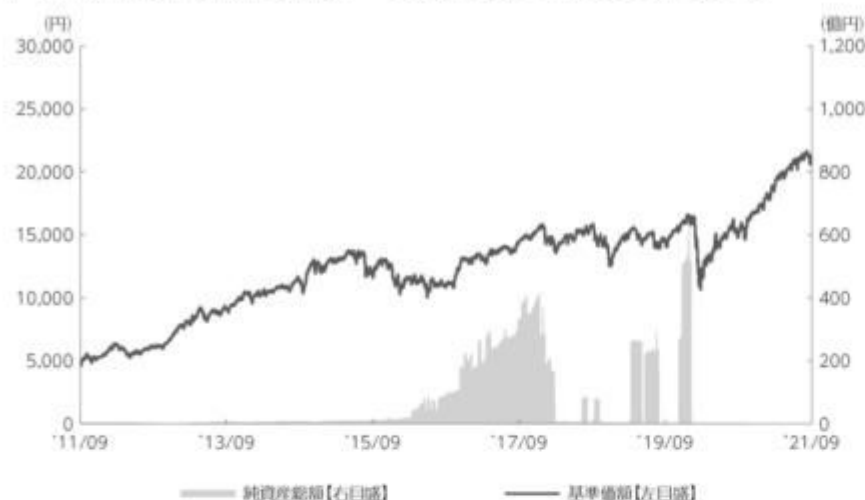
・収益率は基準価額で計算

・2021年は年初から9月30日までの収益率を表示

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。
運用状況等は、委託会社のホームページ等で開示している場合があります。

ファンド・マネジャー（海外株式）

■基準価額・純資産の推移 2011年9月30日～2021年9月30日



●基準価額は運用報酬(信託報酬)控除後です。

■基準価額・純資産

基準価額	21,013円
純資産総額	0.8億円

●純資産総額は表示桁未満切捨て

■分配の推移

2021年 3月	0円
2020年 3月	0円
2019年 3月	0円
2018年 3月	0円
2017年 3月	0円
2016年 3月	0円
設定来累計	0円

●分配金は1万円当たり、税引前

■主要な資産の状況

組入上位通貨	比率	組入上位銘柄	業種	国・地域	比率
1 アメリカドル	73.2%	1 APPLE INC	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	アメリカ	4.3%
2 ユーロ	10.3%	2 MICROSOFT CORP	ソフトウェア・サービス	アメリカ	3.6%
3 イギリスポンド	4.5%	3 AMAZON.COM INC	小売	アメリカ	2.7%
4 カナダドル	3.5%	4 FACEBOOK INC-CLASS A	メディア・娯楽	アメリカ	1.5%
5 スイスフラン	3.0%	5 ALPHABET INC-CL A	メディア・娯楽	アメリカ	1.4%
6 オーストラリアドル	2.1%	6 ALPHABET INC-CL C	メディア・娯楽	アメリカ	1.4%
7 スウェーデンクローネ	1.1%	7 TESLA INC	自動車・自動車部品	アメリカ	1.1%
8 香港ドル	0.9%	8 NVIDIA CORP	半導体・半導体製造装置	アメリカ	0.9%
9 デンマーククローネ	0.8%	9 JPMORGAN CHASE & CO	銀行	アメリカ	0.9%
10 シンガポールドル	0.3%	10 JOHNSON & JOHNSON	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	アメリカ	0.8%

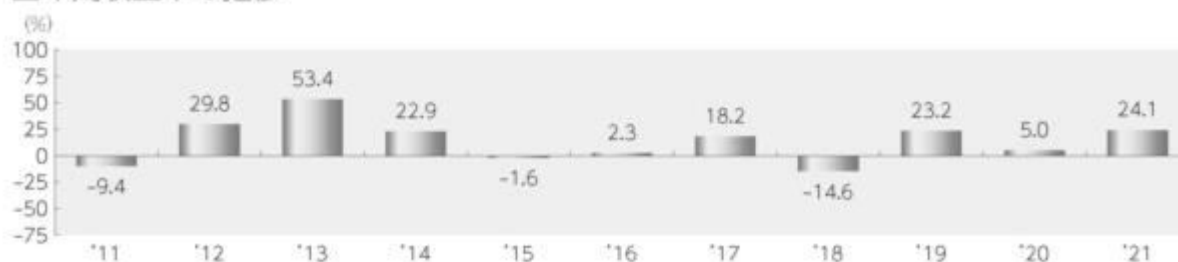
その他資産の状況	比率
株価指数先物取引（買建）	3.3%

●各比率はファンドの純資産総額に対する投資比率(小数点第二位四捨五入)

●外国株式の業種は、GICS(世界産業分類基準)によるもの。Global Industry Classification Standard ("GICS")は、MSCI Inc.とS&Pが開発した業種分類です。GICSに関する知的財産所有権はMSCI Inc.およびS&Pに帰属します。

●「国・地域」は原則、発行通貨ベースで分類しています。(ただし、発行通貨がユーロの場合は発行地)

■年間収益率の推移



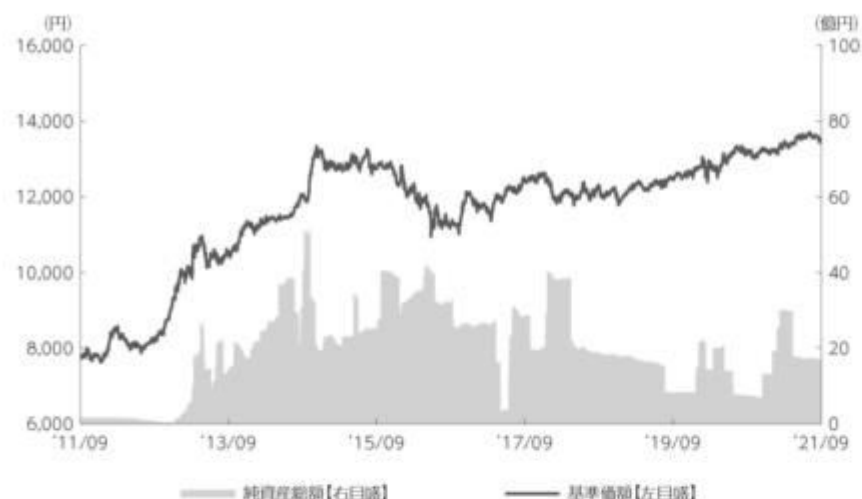
●収益率は基準価額で計算

●2021年は年初から9月30日までの収益率を表示

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。
運用状況等は、委託会社のホームページ等で開示している場合があります。

ファンド・マネジャー（海外債券）

■基準価額・純資産の推移 2011年9月30日～2021年9月30日



・基準価額は運用報酬（信託報酬）控除後です。

■基準価額・純資産

基準価額	13,523円
純資産総額	16.9億円

・純資産総額は表示桁未満切捨て

■分配の推移

2021年 3月	0円
2020年 3月	0円
2019年 3月	0円
2018年 3月	0円
2017年 3月	0円
2016年 3月	0円
設定来累計	0円

・分配金は1万口当たり、税引前

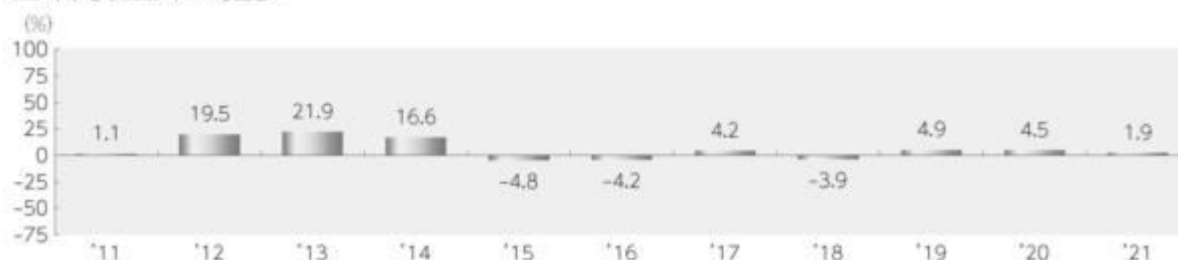
■主要な資産の状況

組入上位通貨	比率	組入上位銘柄	種別	国・地域	比率
1 アメリカドル	46.2%	1 0.75 T-NOTE 260331	国債	アメリカ	0.8%
2 ユーロ	40.2%	2 0.125 T-NOTE 230331	国債	アメリカ	0.8%
3 イギリスポンド	6.0%	3 1.625 T-NOTE 310515	国債	アメリカ	0.7%
4 カナダドル	2.0%	4 2 T-NOTE 240531	国債	アメリカ	0.6%
5 オーストラリアドル	1.8%	5 1.625 T-NOTE 260515	国債	アメリカ	0.6%
6 メキシコペソ	0.7%	6 2.75 T-NOTE 231115	国債	アメリカ	0.6%
7 ポーランドズロチ	0.6%	7 2.875 T-NOTE 280515	国債	アメリカ	0.5%
8 デンマーククローネ	0.5%	8 2.25 T-BOND 410515	国債	アメリカ	0.5%
9 マレーシアリンギット	0.5%	9 1.45 SPAIN GOVT 271031	国債	スペイン	0.5%
10 イスラエルシェケル	0.5%	10 2.875 T-NOTE 280815	国債	アメリカ	0.5%

・各比率はファンドの純資産総額に対する投資比率（小数点第二位四捨五入）

・「国・地域」は原則、発行通貨ベースで分類しています。（ただし、発行通貨がユーロの場合は発行地）

■年間収益率の推移



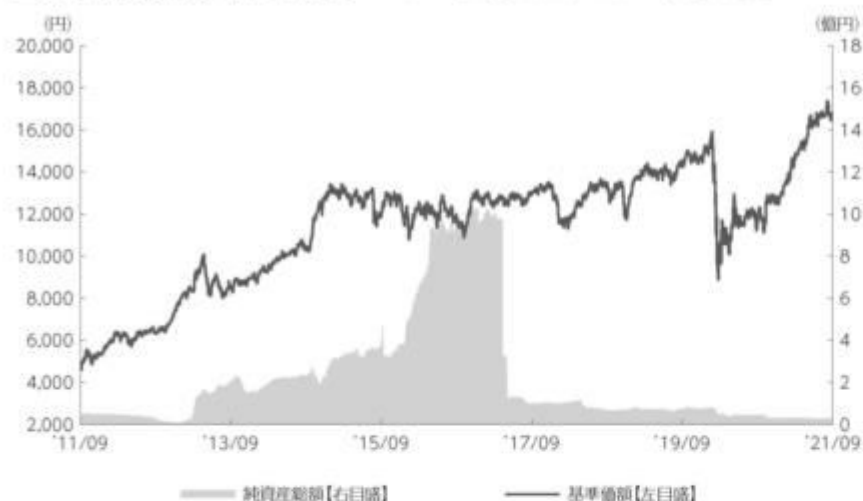
・収益率は基準価額で計算

・2021年は年初から9月30日までの収益率を表示

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。
運用状況等は、委託会社のホームページ等で開示している場合があります。

ファンド・マネジャー（海外リート）

■基準価額・純資産の推移 2011年9月30日～2021年9月30日



■基準価額・純資産

基準価額	16,586円
純資産総額	0.2億円

●純資産総額は表示桁未満切捨て

■分配の推移

2021年3月	0円
2020年3月	0円
2019年3月	0円
2018年3月	0円
2017年3月	0円
2016年3月	0円
設定来累計	0円

●分配金は1万円当たり、税引前

■主要な資産の状況

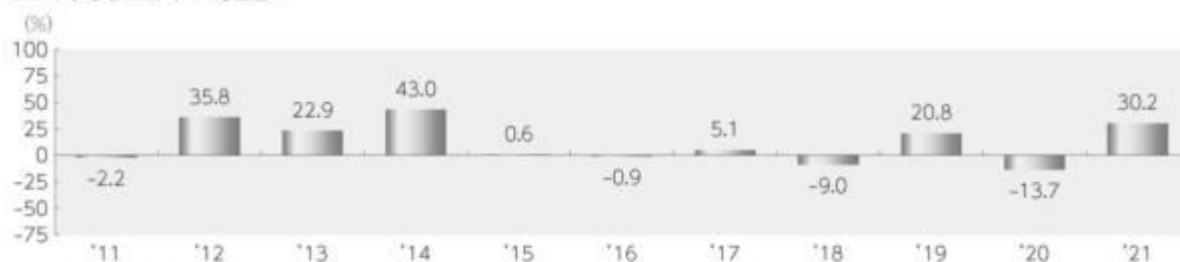
資産別構成	比率	組入上位通貨	比率	組入上位銘柄	国・地域	比率
外国リート	99.0%	1 アメリカドル	75.9%	1 PROLOGIS INC	アメリカ	6.1%
		2 オーストラリアドル	6.8%	2 EQUINIX INC	アメリカ	4.7%
		3 イギリスポンド	5.7%	3 PUBLIC STORAGE	アメリカ	3.0%
		4 ユーロ	4.3%	4 SIMON PROPERTY GROUP INC	アメリカ	2.9%
		5 シンガポールドル	3.3%	5 DIGITAL REALTY TRUST INC	アメリカ	2.7%
		6 カナダドル	2.0%	6 WELLTOWER INC	アメリカ	2.3%
		7 香港ドル	1.4%	7 AVALONBAY COMMUNITIES INC	アメリカ	2.1%
		8 ニュージーランドドル	0.4%	8 EQUITY RESIDENTIAL	アメリカ	1.8%
コールローン他 (負債控除後)	1.0%	9 韓国ウォン	0.2%	9 ALEXANDRIA REAL ESTATE EQUIT	アメリカ	1.8%
合計	100.0%	10 イスラエルシェケル	0.1%	10 REALTY INCOME CORP	アメリカ	1.7%

●各比率はファンドの純資産総額に対する投資比率(小数点第二位四捨五入)

●コールローン他には未収・未払項目が含まれるため、マイナスとなる場合があります。

●「国・地域」は原則、発行通貨ベースで分類しています。(ただし、発行通貨がユーロの場合は発行地)

■年間収益率の推移



●収益率は基準価額で計算

●2021年は年初から9月30日までの収益率を表示

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。
運用状況等は、委託会社のホームページ等で開示している場合があります。

第3【ファンドの経理状況】

- 1 当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）ならびに同規則第38条の3および第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- 2 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間計算期間（令和3年3月26日から令和3年9月25日まで）の中間財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人により中間監査を受けております。

【中間財務諸表】

【ファンド・マネジャー（国内株式）】

（1）【中間貸借対照表】

(単位：円)		
	第14期 [令和 3年 3月25日現在]	第15期中間計算期間末 [令和 3年 9月25日現在]
資産の部		
流動資産		
金銭信託	-	34,301,686
コール・ローン	108,173,135	118,086,499
親投資信託受益証券	82,702,674,033	65,904,403,774
未収入金	39,354,727	59,347,502
流動資産合計	82,850,201,895	66,116,139,461
資産合計	82,850,201,895	66,116,139,461
負債の部		
流動負債		
未払解約金	119,786,705	188,923,343
未払受託者報酬	4,351,083	9,669,394
未払委託者報酬	15,777,487	35,140,531
未払利息	18	30
その他未払費用	377,038	837,950
流動負債合計	140,292,331	234,571,248
負債合計	140,292,331	234,571,248
純資産の部		
元本等		
元本	53,214,519,981	39,239,040,596
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（△）	29,495,389,583	26,642,527,617
（分配準備積立金）	2,567,006,343	767,624,919
元本等合計	82,709,909,564	65,881,568,213
純資産合計	82,709,909,564	65,881,568,213
負債純資産合計	82,850,201,895	66,116,139,461

（2）【中間損益及び剰余金計算書】

(単位：円)		
	第14期中間計算期間 自 令和 2年 3月26日 至 令和 2年 9月25日	第15期中間計算期間 自 令和 3年 3月26日 至 令和 3年 9月25日
営業収益		

	第14期中間計算期間 自 令和 2年 3月26日 至 令和 2年 9月25日	第15期中間計算期間 自 令和 3年 3月26日 至 令和 3年 9月25日
受取利息	-	126
有価証券売買等損益	112,257,490	3,624,893,080
営業収益合計	112,257,490	3,624,893,206
営業費用		
支払利息	16	8,054
受託者報酬	112,549	9,669,394
委託者報酬	412,613	35,140,531
その他費用	9,694	837,950
営業費用合計	534,872	45,655,929
営業利益又は営業損失（△）	111,722,618	3,579,237,277
経常利益又は経常損失（△）	111,722,618	3,579,237,277
中間純利益又は中間純損失（△）	111,722,618	3,579,237,277
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（△）	40,412,528	109,973,806
期首剰余金又は期首欠損金（△）	30,272,824	29,495,389,583
剰余金増加額又は欠損金減少額	83,964,856	18,511,226,793
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	83,964,856	18,511,226,793
剰余金減少額又は欠損金増加額	51,358,541	24,833,352,230
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	51,358,541	24,833,352,230
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金（△）	134,189,229	26,642,527,617

（３）【中間注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
--------------------	---

（中間貸借対照表に関する注記）

	第14期 [令和 3年 3月25日現在]	第15期中間計算期間末 [令和 3年 9月25日現在]
1. 期首元本額	282,193,201円	53,214,519,981円
期中追加設定元本額	67,607,770,557円	30,868,734,109円
期中一部解約元本額	14,675,443,777円	44,844,213,494円
2. 受益権の総数	53,214,519,981口	39,239,040,596口

（中間損益及び剰余金計算書に関する注記）

第14期中間計算期間 自 令和 2年 3月26日 至 令和 2年 9月25日	第15期中間計算期間 自 令和 3年 3月26日 至 令和 3年 9月25日
該当事項はありません。	該当事項はありません。

第14期中間計算期間 自 令和 2年 3月26日 至 令和 2年 9月25日	第15期中間計算期間 自 令和 3年 3月26日 至 令和 3年 9月25日

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

区分	第14期 [令和 3年 3月25日現在]	第15期中間計算期間末 [令和 3年 9月25日現在]
1.中間貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同左
2.時価の算定方法	（１）有価証券 売買目的有価証券は、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 （２）デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。 （３）上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	（１）有価証券 同左 （２）デリバティブ取引 同左 （３）上記以外の金融商品 同左
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）

該当事項はありません。

（デリバティブ取引に関する注記）

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（１口当たり情報）

	第14期 [令和 3年 3月25日現在]	第15期中間計算期間末 [令和 3年 9月25日現在]
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.5543円 (15,543円)	1.6790円 (16,790円)

【ファンド・マネジャー（国内債券）】

（１）【中間貸借対照表】

	第14期 [令和 3年 3月25日現在]	第15期中間計算期間末 [令和 3年 9月25日現在]
(単位：円)		
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	146,818,652	52,126
親投資信託受益証券	40,648,362	39,324,072
未収入金	1,771	2,220
流動資産合計	187,468,785	39,378,418
資産合計	187,468,785	39,378,418
負債の部		
流動負債		
未払受託者報酬	18,936,039	6,641
未払委託者報酬	126,240,120	44,056
未払利息	25	-
その他未払費用	1,641,071	552
流動負債合計	146,817,255	51,249
負債合計	146,817,255	51,249
純資産の部		
元本等		
元本	33,356,266	32,225,518
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（△）	7,295,264	7,101,651
（分配準備積立金）	500,031	483,080
元本等合計	40,651,530	39,327,169
純資産合計	40,651,530	39,327,169
負債純資産合計	187,468,785	39,378,418

（２）【中間損益及び剰余金計算書】

	第14期中間計算期間 自 令和 2年 3月26日 至 令和 2年 9月25日	第15期中間計算期間 自 令和 3年 3月26日 至 令和 3年 9月25日
(単位：円)		
営業収益		
受取利息	1,431	-
有価証券売買等損益	△542,225,660	105,971
営業収益合計	△542,224,229	105,971
営業費用		
支払利息	54,672	-
受託者報酬	31,945,229	6,641
委託者報酬	212,968,132	44,056
その他費用	2,768,528	552
営業費用合計	247,736,561	51,249
営業利益又は営業損失（△）	△789,960,790	54,722
経常利益又は経常損失（△）	△789,960,790	54,722

	第14期中間計算期間 自 令和 2年 3月26日 至 令和 2年 9月25日	第15期中間計算期間 自 令和 3年 3月26日 至 令和 3年 9月25日
中間純利益又は中間純損失（△）	△789,960,790	54,722
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（△）	△34,957,598	1,029
期首剰余金又は期首欠損金（△）	36,238,447,201	7,295,264
剰余金増加額又は欠損金減少額	2,002,521,004	-
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	2,002,521,004	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	2,635,400,745	247,306
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	2,635,400,745	247,306
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金（△）	34,850,564,268	7,101,651

（３）【中間注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
--------------------	---

（中間貸借対照表に関する注記）

	第14期 [令和 3年 3月25日現在]	第15期中間計算期間末 [令和 3年 9月25日現在]
1. 期首元本額	159,255,960,922円	33,356,266円
期中追加設定元本額	13,510,294,107円	－円
期中一部解約元本額	172,732,898,763円	1,130,748円
2. 受益権の総数	33,356,266口	32,225,518口

（中間損益及び剰余金計算書に関する注記）

第14期中間計算期間 自 令和 2年 3月26日 至 令和 2年 9月25日	第15期中間計算期間 自 令和 3年 3月26日 至 令和 3年 9月25日
該当事項はありません。	該当事項はありません。

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

区分	第14期 [令和 3年 3月25日現在]	第15期中間計算期間末 [令和 3年 9月25日現在]
1.中間貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同左
2.時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券は、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 (2) デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。 (3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	(1) 有価証券 同左 (2) デリバティブ取引 同左 (3) 上記以外の金融商品 同左
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）

該当事項はありません。

（デリバティブ取引に関する注記）

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（1口当たり情報）

	第14期 [令和 3年 3月25日現在]	第15期中間計算期間末 [令和 3年 9月25日現在]
1口当たり純資産額	1.2187円	1.2204円
(1万口当たり純資産額)	(12,187円)	(12,204円)

【ファンド・マネジャー（国内リート）】

(1) 【中間貸借対照表】

(単位：円)

	第14期 [令和 3年 3月25日現在]	第15期中間計算期間末 [令和 3年 9月25日現在]
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	63,608	70,365
親投資信託受益証券	13,688,360	14,126,438
未収入金	570	722
流動資産合計	13,752,538	14,197,525
資産合計	13,752,538	14,197,525
負債の部		
流動負債		
未払受託者報酬	3,334	3,998
未払委託者報酬	26,640	31,899
その他未払費用	95	184
流動負債合計	30,069	36,081
負債合計	30,069	36,081
純資産の部		
元本等		
元本	6,693,001	6,442,565
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（△）	7,029,468	7,718,879
（分配準備積立金）	3,634,332	3,498,347
元本等合計	13,722,469	14,161,444
純資産合計	13,722,469	14,161,444
負債純資産合計	13,752,538	14,197,525

(2) 【中間損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第14期中間計算期間 自 令和 2年 3月26日 至 令和 2年 9月25日	第15期中間計算期間 自 令和 3年 3月26日 至 令和 3年 9月25日
営業収益		
有価証券売買等損益	1,045,239	1,036,408
営業収益合計	1,045,239	1,036,408
営業費用		
支払利息	48	-
受託者報酬	4,296	3,998
委託者報酬	34,369	31,899
その他費用	159	184
営業費用合計	38,872	36,081
営業利益又は営業損失（△）	1,006,367	1,000,327
経常利益又は経常損失（△）	1,006,367	1,000,327
中間純利益又は中間純損失（△）	1,006,367	1,000,327
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（△）	186,116	47,895
期首剰余金又は期首欠損金（△）	6,855,241	7,029,468
剰余金減少額又は欠損金増加額	2,290,519	263,021
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	2,290,519	263,021
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金（△）	5,384,973	7,718,879

(3) 【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1.有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
-------------------	---

（中間貸借対照表に関する注記）

	第14期 [令和 3年 3月25日現在]	第15期中間計算期間末 [令和 3年 9月25日現在]
1. 期首元本額	10,220,157円	6,693,001円
期中追加設定元本額	557,632円	—円
期中一部解約元本額	4,084,788円	250,436円
2. 受益権の総数	6,693,001口	6,442,565口

（中間損益及び剰余金計算書に関する注記）

第14期中間計算期間 自 令和 2年 3月26日 至 令和 2年 9月25日	第15期中間計算期間 自 令和 3年 3月26日 至 令和 3年 9月25日
該当事項はありません。	該当事項はありません。

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

区分	第14期 [令和 3年 3月25日現在]	第15期中間計算期間末 [令和 3年 9月25日現在]
1.中間貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありせん。	同左
2.時価の算定方法	（１）有価証券 売買目的有価証券は、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 （２）デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。 （３）上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	（１）有価証券 同左 （２）デリバティブ取引 同左 （３）上記以外の金融商品 同左

区分	第14期 [令和 3年 3月25日現在]	第15期中間計算期間末 [令和 3年 9月25日現在]
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）

該当事項はありません。

（デリバティブ取引に関する注記）

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（1口当たり情報）

	第14期 [令和 3年 3月25日現在]	第15期中間計算期間末 [令和 3年 9月25日現在]
1口当たり純資産額	2.0503円	2.1981円
(1万口当たり純資産額)	(20,503円)	(21,981円)

【ファンド・マネジャー（海外株式）】

（1）【中間貸借対照表】

（単位：円）

	第14期 [令和 3年 3月25日現在]	第15期中間計算期間末 [令和 3年 9月25日現在]
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	209,702	178,550
親投資信託受益証券	84,358,190	82,505,988
未収入金	6,674	7,424
流動資産合計	84,574,566	82,691,962
資産合計	84,574,566	82,691,962
負債の部		
流動負債		
未払受託者報酬	16,340	13,774
未払委託者報酬	179,697	151,439
その他未払費用	1,622	1,353
流動負債合計	197,659	166,566

	第14期 [令和 3年 3月25日現在]	第15期中間計算期間末 [令和 3年 9月25日現在]
負債合計	197,659	166,566
純資産の部		
元本等		
元本	45,701,213	38,804,761
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（△）	38,675,694	43,720,635
（分配準備積立金）	12,922,774	10,972,643
元本等合計	84,376,907	82,525,396
純資産合計	84,376,907	82,525,396
負債純資産合計	84,574,566	82,691,962

(2) 【中間損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第14期中間計算期間 自 令和 2年 3月26日 至 令和 2年 9月25日	第15期中間計算期間 自 令和 3年 3月26日 至 令和 3年 9月25日
営業収益		
有価証券売買等損益	34,511,968	12,008,589
営業収益合計	34,511,968	12,008,589
営業費用		
支払利息	6	-
受託者報酬	24,780	13,774
委託者報酬	272,552	151,439
その他費用	2,500	1,353
営業費用合計	299,838	166,566
営業利益又は営業損失（△）	34,212,130	11,842,023
経常利益又は経常損失（△）	34,212,130	11,842,023
中間純利益又は中間純損失（△）	34,212,130	11,842,023
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（△）	3,910,460	960,668
期首剰余金又は期首欠損金（△）	18,709,770	38,675,694
剰余金増加額又は欠損金減少額	688,495	-
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	688,495	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	2,826,384	5,836,414
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	2,826,384	5,836,414
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金（△）	46,873,551	43,720,635

(3) 【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1.有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
-------------------	---

(中間貸借対照表に関する注記)

	第14期 [令和 3年 3月25日現在]	第15期中間計算期間末 [令和 3年 9月25日現在]
1. 期首元本額	111,684,349円	45,701,213円

	第14期 [令和 3年 3月25日現在]	第15期中間計算期間末 [令和 3年 9月25日現在]
期中追加設定元本額	3,611,426円	—円
期中一部解約元本額	69,594,562円	6,896,452円
2. 受益権の総数	45,701,213口	38,804,761口

（中間損益及び剰余金計算書に関する注記）

第14期中間計算期間 自 令和 2年 3月26日 至 令和 2年 9月25日	第15期中間計算期間 自 令和 3年 3月26日 至 令和 3年 9月25日
該当事項はありません。	該当事項はありません。

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

区分	第14期 [令和 3年 3月25日現在]	第15期中間計算期間末 [令和 3年 9月25日現在]
1. 中間貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	（１）有価証券 売買目的有価証券は、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 （２）デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。 （３）上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	（１）有価証券 同左 （２）デリバティブ取引 同左 （３）上記以外の金融商品 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）

該当事項はありません。

（デリバティブ取引に関する注記）
取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（１口当たり情報）

	第14期 [令和 3年 3月25日現在]	第15期中間計算期間末 [令和 3年 9月25日現在]
1口当たり純資産額	1.8463円	2.1267円
(1万口当たり純資産額)	(18,463円)	(21,267円)

【ファンド・マネジャー（海外債券）】

（１）【中間貸借対照表】

	第14期 [令和 3年 3月25日現在]	第15期中間計算期間末 [令和 3年 9月25日現在]
(単位：円)		
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	5,156,777	3,950,318
親投資信託受益証券	2,980,135,893	1,697,850,911
未収入金	5,046,493	135,535
流動資産合計	2,990,339,163	1,701,936,764
資産合計	2,990,339,163	1,701,936,764
負債の部		
流動負債		
未払解約金	7,335,392	-
未払受託者報酬	220,213	343,040
未払委託者報酬	2,202,081	3,430,263
その他未払費用	26,362	41,101
流動負債合計	9,784,048	3,814,404
負債合計	9,784,048	3,814,404
純資産の部		
元本等		
元本	2,240,845,942	1,254,737,841
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（△）	739,709,173	443,384,519
（分配準備積立金）	42,114,859	22,461,655
元本等合計	2,980,555,115	1,698,122,360
純資産合計	2,980,555,115	1,698,122,360
負債純資産合計	2,990,339,163	1,701,936,764

（２）【中間損益及び剰余金計算書】

	第14期中間計算期間 自 令和 2年 3月26日 至 令和 2年 9月25日	第15期中間計算期間 自 令和 3年 3月26日 至 令和 3年 9月25日
営業収益		
受取利息	5	4
有価証券売買等損益	40,170,663	47,238,083
営業収益合計	40,170,668	47,238,087
営業費用		
支払利息	286	221
受託者報酬	225,633	343,040
委託者報酬	2,256,276	3,430,263
その他費用	27,016	41,101
営業費用合計	2,509,211	3,814,625
営業利益又は営業損失（△）	37,661,457	43,423,462
経常利益又は経常損失（△）	37,661,457	43,423,462
中間純利益又は中間純損失（△）	37,661,457	43,423,462
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（△）	23,069,890	15,486,926
期首剰余金又は期首欠損金（△）	328,557,793	739,709,173
剰余金増加額又は欠損金減少額	140,119,676	26,842,053
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	140,119,676	26,842,053
剰余金減少額又は欠損金増加額	306,006,867	351,103,243
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	306,006,867	351,103,243
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金（△）	177,262,169	443,384,519

（３）【中間注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
--------------------	---

（中間貸借対照表に関する注記）

	第14期 [令和 3年 3月25日現在]	第15期中間計算期間末 [令和 3年 9月25日現在]
1. 期首元本額	1,114,591,801円	2,240,845,942円
期中追加設定元本額	2,302,199,592円	77,049,500円
期中一部解約元本額	1,175,945,451円	1,063,157,601円
2. 受益権の総数	2,240,845,942口	1,254,737,841口

（中間損益及び剰余金計算書に関する注記）

第14期中間計算期間 自 令和 2年 3月26日 至 令和 2年 9月25日	第15期中間計算期間 自 令和 3年 3月26日 至 令和 3年 9月25日
--	--

第14期中間計算期間 自 令和 2年 3月26日 至 令和 2年 9月25日	第15期中間計算期間 自 令和 3年 3月26日 至 令和 3年 9月25日
該当事項はありません。	該当事項はありません。

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

区分	第14期 [令和 3年 3月25日現在]	第15期中間計算期間末 [令和 3年 9月25日現在]
1.中間貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありせん。	同左
2.時価の算定方法	（１）有価証券 売買目的有価証券は、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 （２）デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。 （３）上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	（１）有価証券 同左 （２）デリバティブ取引 同左 （３）上記以外の金融商品 同左
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）

該当事項はありません。

（デリバティブ取引に関する注記）

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（１口当たり情報）

	第14期 [令和 3年 3月25日現在]	第15期中間計算期間末 [令和 3年 9月25日現在]
1口当たり純資産額	1.3301円	1.3534円
(1万口当たり純資産額)	(13,301円)	(13,534円)

【ファンド・マネジャー（海外リート）】

（１）【中間貸借対照表】

(単位：円)

	第14期 [令和 3年 3月25日現在]	第15期中間計算期間末 [令和 3年 9月25日現在]
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	79,508	69,404
親投資信託受益証券	29,364,904	27,871,413
未収入金	272,362	2,963
流動資産合計	29,716,774	27,943,780
資産合計	29,716,774	27,943,780
負債の部		
流動負債		
未払解約金	269,794	-
未払受託者報酬	5,467	4,750
未払委託者報酬	69,149	60,043
その他未払費用	490	411
流動負債合計	344,900	65,204
負債合計	344,900	65,204
純資産の部		
元本等		
元本	20,640,634	16,586,813
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（△）	8,731,240	11,291,763
（分配準備積立金）	2,913,368	2,341,176
元本等合計	29,371,874	27,878,576
純資産合計	29,371,874	27,878,576
負債純資産合計	29,716,774	27,943,780

（２）【中間損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第14期中間計算期間 自 令和 2年 3月26日 至 令和 2年 9月25日	第15期中間計算期間 自 令和 3年 3月26日 至 令和 3年 9月25日
営業収益		
有価証券売買等損益	6,612,058	4,957,280
営業収益合計	6,612,058	4,957,280
営業費用		
受託者報酬	7,158	4,750
委託者報酬	90,620	60,043
その他費用	697	411
営業費用合計	98,475	65,204
営業利益又は営業損失（△）	6,513,583	4,892,076
経常利益又は経常損失（△）	6,513,583	4,892,076
中間純利益又は中間純損失（△）	6,513,583	4,892,076

	第14期中間計算期間 自 令和 2年 3月26日 至 令和 2年 9月25日	第15期中間計算期間 自 令和 3年 3月26日 至 令和 3年 9月25日
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（△）	1,885,964	616,715
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△1,299,776	8,731,240
剰余金増加額又は欠損金減少額	1,223,350	-
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	346,379	-
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	876,971	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	-	1,714,838
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	1,714,838
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金（△）	4,551,193	11,291,763

（３）【中間注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
--------------------	---

（中間貸借対照表に関する注記）

	第14期 [令和 3年 3月25日現在]	第15期中間計算期間末 [令和 3年 9月25日現在]
1. 期首元本額	46,134,928円	20,640,634円
期中追加設定元本額	5,140,846円	－円
期中一部解約元本額	30,635,140円	4,053,821円
2. 受益権の総数	20,640,634口	16,586,813口

（中間損益及び剰余金計算書に関する注記）

第14期中間計算期間 自 令和 2年 3月26日 至 令和 2年 9月25日	第15期中間計算期間 自 令和 3年 3月26日 至 令和 3年 9月25日
該当事項はありません。	該当事項はありません。

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

区分	第14期 [令和 3年 3月25日現在]	第15期中間計算期間末 [令和 3年 9月25日現在]
1.中間貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同左
2.時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券は、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 (2) デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。 (3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	(1) 有価証券 同左 (2) デリバティブ取引 同左 (3) 上記以外の金融商品 同左
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）

該当事項はありません。

（デリバティブ取引に関する注記）

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（1口当たり情報）

	第14期 [令和 3年 3月25日現在]	第15期中間計算期間末 [令和 3年 9月25日現在]
1口当たり純資産額	1.4230円	1.6808円
(1万口当たり純資産額)	(14,230円)	(16,808円)

（参考）

当ファンドの主要投資対象の状況は以下の通りです。

なお、以下に記載した情報は、監査の対象外であります。

ＴＯＰＩＸマザーファンド

貸借対照表

(単位：円)	
[令和 3年 9月25日現在]	
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	103,797,713,258
株式	797,102,869,170
派生商品評価勘定	35,959,600
未収入金	1,799,903,954
未収配当金	192,150,781
未収利息	1,575,143
前払金	293,338,000
その他未収収益	21,858,849
差入委託証拠金	573,375,000
流動資産合計	903,818,743,755
資産合計	903,818,743,755
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	2,839,350
未払金	4,034,049,430
未払解約金	5,974,471,116
未払利息	13,394
受入担保金	84,349,486,417
流動負債合計	94,360,859,707
負債合計	94,360,859,707
純資産の部	
元本等	
元本	339,315,013,568
剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	470,142,870,480
元本等合計	809,457,884,048
純資産合計	809,457,884,048
負債純資産合計	903,818,743,755

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1.有価証券の評価基準及び評価方法	株式は時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として金融商品取引所等における終値で評価しております。 新株予約権証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として金融商品取引所等における終値で評価しております。
2.デリバティブ等の評価基準及び評価方法	先物取引は金融商品取引所等における清算値段で評価しております。

（貸借対照表に関する注記）

	[令和 3年 9月25日現在]
1. 期首	令和 3年 3月26日
期首元本額	229,410,107,801円
期中追加設定元本額	227,152,816,242円
期中一部解約元本額	117,247,910,475円
元本の内訳※	
三菱UFJ トピックスインデックスオープン	6,214,405,288円
三菱UFJ ライフセレクトファンド（安定型）	930,806,675円
三菱UFJ ライフセレクトファンド（安定成長型）	3,534,308,439円
三菱UFJ ライフセレクトファンド（成長型）	3,240,710,872円
三菱UFJ トピックスオープン（確定拠出年金）	3,448,560,095円
三菱UFJ プライムバランス（安定型）（確定拠出年金）	7,336,279,267円
三菱UFJ プライムバランス（安定成長型）（確定拠出年金）	31,263,936,522円
三菱UFJ プライムバランス（成長型）（確定拠出年金）	37,787,193,108円
三菱UFJ 6資産バランスファンド（2ヵ月分配型）	118,682,458円
三菱UFJ 6資産バランスファンド（成長型）	269,659,412円
ファンド・マネジャー（国内株式）	27,625,923,782円
eMAXIS TOPIXインデックス	6,831,015,309円
eMAXIS バランス（8資産均等型）	2,027,146,081円
eMAXIS バランス（波乗り型）	362,485,451円
三菱UFJ プライムバランス（8資産）（確定拠出年金）	2,303,192,963円
コアバランス	572,753円
三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2030（確定拠出年金）	378,948,030円
三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2040（確定拠出年金）	456,495,034円
三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2050（確定拠出年金）	345,191,764円
eMAXIS Slim 国内株式（TOPIX）	17,164,425,350円
国内株式セレクション（ラップ向け）	2,314,308,488円
eMAXIS Slim バランス（8資産均等型）	6,089,157,336円
つみたて日本株式（TOPIX）	4,907,872,402円
つみたて8資産均等バランス	2,739,230,576円
つみたて4資産均等バランス	790,480,472円
eMAXIS マイマネージャー 1970s	2,359,169円
eMAXIS マイマネージャー 1980s	3,266,944円
eMAXIS マイマネージャー 1990s	4,154,790円
三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2035（確定拠出年金）	292,303,936円
三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2045（確定拠出年金）	251,105,187円
三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2055（確定拠出年金）	139,369,763円
三菱UFJ DC年金バランス（株式15）	243,176,678円
三菱UFJ DC年金バランス（株式40）	629,586,003円

	[令和 3年 9月25日現在]
三菱UFJ DC年金バランス（株式65）	916,833,562円
eMAXIS Slim 全世界株式（3地域均等型）	561,562,720円
三菱UFJ DC年金インデックス（国内株式）	737,827,670円
三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2060（確定拠出年金）	140,839,529円
三菱UFJ DC年金バランス（株式25）	92,502,133円
国内株式インデックス・オープン（ラップ向け）	11,583,243,165円
三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2065（確定拠出年金）	25,794,096円
ラップ向けインデックスf 国内株式	2,631,912,135円
MUFG ウェルス・インサイト・ファンド（保守型）	33,418,004円
MUFG ウェルス・インサイト・ファンド（標準型）	168,222,158円
MUFG ウェルス・インサイト・ファンド（積極型）	118,838,776円
三菱UFJ バランス・イノベーション（株式抑制型）	1,743,472,380円
三菱UFJ バランス・イノベーション（株式重視型）	3,491,448,068円
三菱UFJ バランス・イノベーション（新興国投資型）	300,480,002円
三菱UFJ DCバランス・イノベーション（KAKUSHIN）	1,101,885,338円
三菱UFJ バランス・イノベーション（債券重視型）	641,925,440円
三菱UFJ アドバンスト・バランス（安定型）	20,539,362円
三菱UFJ アドバンスト・バランス（安定成長型）	124,717,775円
eMAXIS バランス（4資産均等型）	450,542,788円
eMAXIS 最適化バランス（マイゴールキーパー）	123,354,771円
eMAXIS 最適化バランス（マイディフェンダー）	138,229,331円
eMAXIS 最適化バランス（マイミッドフィルダー）	466,873,619円
eMAXIS 最適化バランス（マイフォワード）	374,636,527円
eMAXIS 最適化バランス（マイストライカー）	727,789,883円
三菱UFJ トピックスオープン	1,066,371,660円
三菱UFJ DCトピックスオープン	9,823,665,862円
三菱UFJ トピックスオープンVA（適格機関投資家限定）	84,736,656円
三菱UFJ トピックスインデックスファンドVA（適格機関投資家限定）	7,879,004,590円
三菱UFJ ライフセレクトファンド（安定成長型）VA（適格機関投資家限定）	60,865円
三菱UFJ バランスファンド45VA（適格機関投資家限定）	26,089,213円
三菱UFJ バランスファンド40VA（適格機関投資家限定）	6,393,167,794円
三菱UFJ バランスファンドVA 20型（適格機関投資家限定）	151,745,445円
三菱UFJ バランスファンドVA 40型（適格機関投資家限定）	1,891,474,327円
MUAM 日本株式インデックスファンド（適格機関投資家限定）	34,080,098,132円
三菱UFJ バランスファンドVA 50型（適格機関投資家限定）	313,765,031円
三菱UFJ バランスファンド55VA（適格機関投資家限定）	4,264,652円

	[令和 3年 9月25日現在]
三菱UFJ バランスファンドVA 30型（適格機関投資家限定）	1,323,224円
三菱UFJ バランスファンド50VA（適格機関投資家限定）	303,663,021円
三菱UFJ バランスファンド20VA（適格機関投資家限定）	611,801,188円
MUAMトピックスリスクコントロール（5%）インデックスファンド（FOFs用）（適格機関投資家限定）	1,795,614円
MUAMトピックスリスクコントロール（10%）インデックスファンド（FOFs用）（適格機関投資家限定）	4,896,429円
MUAM インデックスファンドTOPIXi（適格機関投資家限定）	8,726,654円
MUKAM バランス・イノベーション（株式抑制型）（適格機関投資家転売制限付）	4,233,536,206円
MUKAM バランス・イノベーション（リスク抑制型）（適格機関投資家転売制限付）	1,605,172,276円
MUKAM スマート・クオリティ・セレクション（適格機関投資家転売制限付）	572,868,337円
世界8資産バランスファンドVL（適格機関投資家限定）	77,561,693円
MUKAM 下方リスク抑制型バランスファンド（適格機関投資家限定）	3,742,230,115円
MUKAM バランス・イノベーション（債券重視型）（適格機関投資家転売制限付）	170,614,788円
MUKAM 日本株式インデックスファンド2（適格機関投資家限定）	2,602,788,896円
MUKAM スマート・クオリティ・セレクション2（適格機関投資家限定）	441,640,305円
MUKAM バランス・イノベーション（リスク抑制型）2（適格機関投資家転売制限付）	138,601,640円
マルチアセット運用戦略ファンド（適格機関投資家限定）	197,208円
MUKAM 米国国債プラス日本株式ファンド2019-04（適格機関投資家限定）	141,797,701円
MUKAM 米国国債プラス日本株式ファンド2019-11（適格機関投資家限定）	138,824,195円
MUKAM アセットアロケーションファンド2020-07（適格機関投資家限定）	46,429,550円
MUKAM 米国国債プラス日本株式ファンド2020-07（適格機関投資家限定）	132,841,516円
MUKAM アセットアロケーションファンド2020-09（適格機関投資家限定）	44,538,578円
MUKAM アセットアロケーションファンド2020-11（適格機関投資家限定）	44,528,647円
MUKAM アセットアロケーションファンド2021-01（適格機関投資家限定）	42,496,065円
MUKAM アセットアロケーションファンド2021-03（適格機関投資家限定）	40,946,418円
MUKAM アセットアロケーションファンド2021-05（適格機関投資家限定）	42,775,442円

	[令和 3年 9月25日現在]
MUKAM 日米コアバランス 2021-07（適格機関投資家限定）	576,226,759円
MUKAM アセットアロケーションファンド2021-07（適格機関投資家限定）	41,544,745円
アセットアロケーションファンド2021-09適格限定	38,386,516円
三菱UFJ TOPIX・ファンド	5,490,254,626円
インデックス・ライフ・バランスファンド（安定型）VA	3,349,051円
インデックス・ライフ・バランスファンド（安定成長型）VA	13,215,862円
インデックス・ライフ・バランスファンド（成長型）VA	5,197,652円
インデックス・ライフ・バランスファンド（積極型）VA	11,417,994円
三菱UFJ TOPIX・ファンドVA1	705,473,024円
三菱UFJ TOPIX・ファンドVA	157,833,024円
三菱UFJ バランスVA30D（適格機関投資家限定）	11,295,096円
三菱UFJ バランスVA60D（適格機関投資家限定）	77,316,081円
三菱UFJ バランスVA30G（適格機関投資家限定）	9,084,431円
三菱UFJ バランスVA60G（適格機関投資家限定）	44,988,720円
三菱UFJ <DC>TOPIX・ファンド	1,582,086,587円
三菱UFJ <DC>インデックス・ライフ・バランス ファンド（安定型）	430,743,125円
三菱UFJ <DC>インデックス・ライフ・バランス ファンド（安定成長型）	1,726,839,526円
三菱UFJ <DC>インデックス・ライフ・バランス ファンド（成長型）	1,616,345,491円
三菱UFJ <DC>インデックス・ライフ・バランス ファンド（積極型）	1,377,754,066円
三菱UFJ DC国内株式インデックスファンド	51,725,421,630円
合計	339,315,013,568円
2. 貸付有価証券 貸借取引契約により以下の通り有価証券の貸付を行っております。 株式	81,110,266,520円
3. 受益権の総数	339,315,013,568口

※当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

区分	[令和 3年 9月25日現在]
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はあります。
2. 時価の算定方法	（1）有価証券 売買目的有価証券は、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。

区分	[令和 3年 9月25日現在]
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	(2) デリバティブ取引 デリバティブ取引は、（デリバティブ取引に関する注記）に記載しております。 (3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（有価証券に関する注記）

該当事項はありません。

（デリバティブ取引に関する注記）

取引の時価等に関する事項

株式関連

[令和 3年 9月25日現在]

区分	種類	契約額等（円）		時価（円）	評価損益（円）
			うち1年超		
市場取引	株価指数先物取引 買建	12,143,333,000	—	12,176,775,000	33,442,000
	合計	12,143,333,000	—	12,176,775,000	33,442,000

（注）時価の算定方法

1 先物取引の時価については、以下のように評価しております。

原則として、直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または終値で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、最も近い終値や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

2 先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。

3 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。

※上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはありません。

（1口当たり情報）

	[令和 3年 9月25日現在]
1口当たり純資産額	2.3856円
(1万口当たり純資産額)	(23,856円)

国内債券インデックスマザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

[令和 3年 9月25日現在]

資産の部	
流動資産	
コール・ローン	1,807,492,196
国債証券	158,283,856,500
地方債証券	10,953,192,810
特殊債券	9,969,151,349
社債券	11,278,793,700
未収入金	315,365,700
未収利息	160,566,891
前払費用	12,890,191
差入委託証拠金	3,600,000
流動資産合計	192,784,909,337
資産合計	192,784,909,337
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	1,055,500
前受金	150,000
未払金	2,302,456,100
未払解約金	1,000,614,840
未払利息	233
流動負債合計	3,304,276,673
負債合計	3,304,276,673
純資産の部	
元本等	
元本	193,307,644,945
剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	△3,827,012,281
元本等合計	189,480,632,664
純資産合計	189,480,632,664
負債純資産合計	192,784,909,337

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1.有価証券の評価基準及び評価方法	公社債は時価で評価しております。時価評価にあたっては、価格情報会社等の提供する理論価格で評価しております。
2.デリバティブ等の評価基準及び評価方法	先物取引は金融商品取引所等における清算値段で評価しております。

(貸借対照表に関する注記)

	[令和 3年 9月25日現在]
1. 期首	令和 3年 3月26日
期首元本額	153,713,789,372円
期中追加設定元本額	156,823,754,247円
期中一部解約元本額	117,229,898,674円
元本の内訳※	
ファンド・マネジャー（国内債券）	40,118,417円
三菱UFJ バランス・イノベーション（株式抑制型）	8,383,780,062円

	[令和 3年 9月25日現在]
三菱UFJ バランス・イノベーション（株式重視型）	212,874,313円
三菱UFJ バランス・イノベーション（新興国投資型）	1,284,392,706円
三菱UFJ DCバランス・イノベーション（KAKUSHIN）	5,197,005,071円
三菱UFJ バランス・イノベーション（債券重視型）	7,247,955,006円
MUKAM バランス・イノベーション（株式抑制型）（適格機関投資家転売制限付）	19,952,066,429円
MUKAM バランス・イノベーション（リスク抑制型）（適格機関投資家転売制限付）	7,677,230,658円
MUKAM 下方リスク抑制型バランスファンド（適格機関投資家限定）	20,293,219,441円
MUKAM バランス・イノベーション（債券重視型）（適格機関投資家転売制限付）	1,906,258,910円
MUKAM 日本債券インデックスファンド（適格機関投資家限定）	47,097,125,900円
MUKAM 下方リスク抑制型ダイナミックアロケーションファンド（適格機関投資家限定）	73,351,892,602円
MUKAM バランス・イノベーション（リスク抑制型）2（適格機関投資家転売制限付）	663,725,430円
合計	193,307,644,945円
2. 元本の欠損	
純資産額が元本総額を下回っており、その差額であります。	3,827,012,281円
3. 受益権の総数	193,307,644,945口

※当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

区分	[令和 3年 9月25日現在]
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。
2. 時価の算定方法	（1）有価証券 売買目的有価証券は、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 （2）デリバティブ取引 デリバティブ取引は、（デリバティブ取引に関する注記）に記載しております。 （3）上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（有価証券に関する注記）

該当事項はありません。

（デリバティブ取引に関する注記）

取引の時価等に関する事項

債券関連

[令和 3年 9月25日現在]

区分	種類	契約額等（円）		時価（円）	評価損益（円）
			うち1年超		
市場取引	債券先物取引 買建	759,150,000	—	758,100,000	△1,050,000
合計		759,150,000	—	758,100,000	△1,050,000

（注）時価の算定方法

- 1 先物取引の時価については、以下のように評価しております。
原則として、直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または終値で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、最も近い終値や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。
 - 2 先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。
 - 3 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。
- ※上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはありません。

（1口当たり情報）

	[令和 3年 9月25日現在]
1口当たり純資産額	0.9802円
(1万口当たり純資産額)	(9,802円)

MUAM J－REITマザーファンド

貸借対照表

（単位：円）

[令和 3年 9月25日現在]

資産の部	
流動資産	
コール・ローン	152,548,515
投資証券	16,709,955,000
未収入金	38,010,489
未収配当金	151,935,400
流動資産合計	17,052,449,404
資産合計	17,052,449,404
負債の部	
流動負債	
未払解約金	33,150,411
未払利息	19
流動負債合計	33,150,430

[令和 3年 9月25日現在]

負債合計	33,150,430
純資産の部	
元本等	
元本	4,377,827,632
剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	12,641,471,342
元本等合計	17,019,298,974
純資産合計	17,019,298,974
負債純資産合計	17,052,449,404

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として金融商品取引所等における終値で評価しております。
--------------------	---

（貸借対照表に関する注記）

	[令和 3年 9月25日現在]
1. 期首	令和 3年 3月26日
期首元本額	4,626,987,541円
期中追加設定元本額	230,187,676円
期中一部解約元本額	479,347,585円
元本の内訳※	
三菱UFJ 6資産バランスファンド（2ヵ月分配型）	68,549,825円
三菱UFJ 6資産バランスファンド（成長型）	53,441,695円
三菱UFJ 資産設計ファンド（分配型）	1,907,419円
三菱UFJ 資産設計ファンド（バランス型）	4,462,881円
三菱UFJ 資産設計ファンド（株式重視型）	1,570,891円
ファンド・マネジャー（国内リート）	3,633,717円
三菱UFJ <DC>J-REITファンド	4,138,513,589円
MUAM J-REITファンド（適格機関投資家転売制限付）	105,747,615円
合計	4,377,827,632円
2. 受益権の総数	4,377,827,632口

※当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

区分	[令和 3年 9月25日現在]
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はあります。

区分	[令和 3年 9月25日現在]
2.時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券は、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 (2) デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。 (3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（有価証券に関する注記）
該当事項はありません。

（デリバティブ取引に関する注記）
取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（1口当たり情報）

	[令和 3年 9月25日現在]
1口当たり純資産額	3.8876円
(1万口当たり純資産額)	(38,876円)

外国株式インデックスマザーファンド

貸借対照表

（単位：円）

[令和 3年 9月25日現在]	
資産の部	
流動資産	
預金	20,876,734,258
コール・ローン	4,981,042,919
株式	1,082,642,279,282
投資証券	24,946,065,316
派生商品評価勘定	28,735,891
未収入金	9,214,879
未収配当金	1,038,704,345
差入委託証拠金	7,967,324,718

[令和 3年 9月25日現在]

流動資産合計	1,142,490,101,608
資産合計	1,142,490,101,608
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	135,645,966
未払解約金	6,283,662,471
未払利息	642
流動負債合計	6,419,309,079
負債合計	6,419,309,079
純資産の部	
元本等	
元本	264,986,626,807
剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	871,084,165,722
元本等合計	1,136,070,792,529
純資産合計	1,136,070,792,529
負債純資産合計	1,142,490,101,608

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1.有価証券の評価基準及び評価方法	株式は時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として金融商品取引所等における終値で評価しております。 投資証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として金融商品取引所等における終値で評価しております。
2.デリバティブ等の評価基準及び評価方法	先物取引は金融商品取引所等における清算値段で評価しております。 為替予約取引は原則としてわが国における対顧客先物相場の仲値で評価しております。
3.その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条および第61条にしたがって処理しております。

(貸借対照表に関する注記)

	[令和 3年 9月25日現在]
1. 期首	令和 3年 3月26日
期首元本額	239,184,802,487円
期中追加設定元本額	76,344,775,109円
期中一部解約元本額	50,542,950,789円
元本の内訳※	
MAXIS 海外株式（MSCIコクサイ）上場投信	3,221,302,398円
MAXIS 全世界株式（オール・カントリー）上場投信	1,825,789,478円
ファンド・マネジャー（海外株式）	19,244,277円
eMAXIS 先進国株式インデックス	11,879,319,054円
eMAXIS バランス（8資産均等型）	1,106,986,675円
eMAXIS バランス（波乗り型）	168,160,788円

	[令和 3年 9月25日現在]
コアバランス	133,271円
三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2030（確定拠出年金）	91,374,852円
三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2040（確定拠出年金）	128,184,551円
三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2050（確定拠出年金）	96,787,285円
eMAXIS Slim 先進国株式インデックス	57,837,924,060円
海外株式セレクション（ラップ向け）	1,363,224,137円
eMAXIS Slim バランス（8資産均等型）	3,348,910,677円
つみたて先進国株式	10,327,469,942円
つみたて8資産均等バランス	1,504,681,861円
つみたて4資産均等バランス	445,872,485円
eMAXIS マイマネージャー 1970s	1,537,105円
eMAXIS マイマネージャー 1980s	2,111,218円
eMAXIS マイマネージャー 1990s	2,747,416円
三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2035（確定拠出年金）	82,157,544円
三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2045（確定拠出年金）	70,575,528円
三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2055（確定拠出年金）	38,185,754円
eMAXIS Slim 全世界株式（除く日本）	17,372,651,843円
eMAXIS Slim 全世界株式（3地域均等型）	314,571,828円
eMAXIS Slim 全世界株式（オール・カントリー）	53,601,735,779円
三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2060（確定拠出年金）	40,336,239円
先進国株式インデックスファンド（ラップ向け）	9,715,918,527円
つみたて全世界株式	28,612,772円
三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2065（確定拠出年金）	7,469,176円
ラップ向けインデックスf 先進国株式	2,433,330,779円
三菱UFJ DC海外株式インデックスファンド	22,455,314,895円
eMAXIS 全世界株式インデックス	3,126,024,053円
三菱UFJ バランス・イノベーション（株式抑制型）	1,146,560,059円
三菱UFJ バランス・イノベーション（株式重視型）	2,201,042,502円
三菱UFJ バランス・イノベーション（新興国投資型）	162,616,383円
三菱UFJ DCバランス・イノベーション（KAKUSHIN）	723,559,726円
三菱UFJ バランス・イノベーション（債券重視型）	361,962,040円
eMAXIS バランス（4資産均等型）	250,322,461円
eMAXIS 最適化バランス（マイゴールキーパー）	69,419,037円
eMAXIS 最適化バランス（マイディフェンダー）	81,978,140円
eMAXIS 最適化バランス（マイミッドフィルダー）	301,861,232円
eMAXIS 最適化バランス（マイフォワード）	236,192,756円

	[令和 3年 9月25日現在]
eMAXIS 最適化バランス（マイストライカー）	478,128,477円
三菱UFJ バランスファンド45VA（適格機関投資家限定）	16,818,311円
三菱UFJ バランスファンド40VA（適格機関投資家限定）	5,944,363,824円
三菱UFJ バランスファンドVA 20型（適格機関投資家限定）	81,708,796円
三菱UFJ バランスファンドVA 40型（適格機関投資家限定）	1,050,110,178円
MUAM 外国株式インデックスファンド（適格機関投資家限定）	12,915,577,630円
三菱UFJ バランスファンドVA 30型（適格機関投資家限定）	737,585円
三菱UFJ バランスファンド50VA（適格機関投資家限定）	847,921,389円
MUAM 全世界株式インデックスファンド（適格機関投資家限定）	6,518,355,786円
アドバンスト・バランスI（FOFs用）（適格機関投資家限定）	13,005,694円
アドバンスト・バランスII（FOFs用）（適格機関投資家限定）	73,552,599円
MUKAM バランス・イノベーション（株式抑制型）（適格機関投資家転売制限付）	2,757,342,337円
MUKAM バランス・イノベーション（リスク抑制型）（適格機関投資家転売制限付）	1,045,311,999円
MUKAM スマート・クオリティ・セレクション（適格機関投資家転売制限付）	381,214,204円
世界8資産バランスファンドVL（適格機関投資家限定）	49,964,930円
MUKAM 下方リスク抑制型バランスファンド（適格機関投資家限定）	1,960,438,412円
MUKAM バランス・イノベーション（債券重視型）（適格機関投資家転売制限付）	94,643,843円
MUKAM 外国株式インデックスファンド2（適格機関投資家限定）	2,202,654,887円
MUKAM スマート・クオリティ・セレクション2（適格機関投資家限定）	290,051,282円
MUKAM 下方リスク抑制型ダイナミックアロケーションファンド（適格機関投資家限定）	10,331,777,747円
MUKAM バランス・イノベーション（リスク抑制型）2（適格機関投資家転売制限付）	90,320,642円
マルチアセット運用戦略ファンド（適格機関投資家限定）	105,607円
三菱UFJ 外国株式インデックスファンド	2,131,778,431円
インデックス・ライフ・バランスファンド（安定型）VA	961,065円
インデックス・ライフ・バランスファンド（安定成長型）VA	3,558,113円
インデックス・ライフ・バランスファンド（成長型）VA	1,584,089円
インデックス・ライフ・バランスファンド（積極型）VA	3,982,575円
三菱UFJ 外国株式インデックスファンドVA	36,904,572円
三菱UFJ バランスVA30D（適格機関投資家限定）	3,168,068円
三菱UFJ バランスVA60D（適格機関投資家限定）	21,728,769円
三菱UFJ バランスVA30G（適格機関投資家限定）	4,838,380円
三菱UFJ バランスVA60G（適格機関投資家限定）	25,190,147円

	[令和 3年 9月25日現在]
三菱UFJ <DC>外国株式インデックスファンド	5,834,452,963円
三菱UFJ <DC>インデックス・ライフ・バランス ファンド (安定型)	119,478,472円
三菱UFJ <DC>インデックス・ライフ・バランス ファンド (安定成長型)	478,386,030円
三菱UFJ <DC>インデックス・ライフ・バランス ファンド (成長型)	500,058,844円
三菱UFJ <DC>インデックス・ライフ・バランス ファンド (積極型)	482,289,547円
合計	264,986,626,807円
2. 受益権の総数	264,986,626,807口

※当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

（金融商品に関する注記）
金融商品の時価等に関する事項

区分	[令和 3年 9月25日現在]
1.貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。
2.時価の算定方法	（１）有価証券 売買目的有価証券は、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 （２）デリバティブ取引 デリバティブ取引は、（デリバティブ取引に関する注記）に記載しております。 （３）上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（有価証券に関する注記）
該当事項はありません。

（デリバティブ取引に関する注記）
取引の時価等に関する事項

株式関連

[令和 3年 9月25日現在]

区分	種類	契約額等（円）		時価（円）	評価損益（円）
			うち1年超		

市場取引	株価指数先物取引 買建	29,755,972,900	—	29,666,123,759	△89,849,141
合計		29,755,972,900	—	29,666,123,759	△89,849,141

(注) 時価の算定方法

- 1 先物取引の時価については、以下のように評価しております。
原則として、直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または終値で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、最も近い終値や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。
 - 2 先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。
 - 3 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。
- ※上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはありません。

通貨関連

[令和 3年 9月25日現在]

区分	種類	契約額等（円）		時価（円）	評価損益（円）
			うち1年超		
市場取引以外 の取引	為替予約取引				
	買建				
	アメリカドル	1,161,581,132	—	1,162,480,144	899,012
	カナダドル	58,583,668	—	58,582,393	△1,275
	オーストラリアドル	65,035,172	—	65,036,140	968
	イギリスポンド	92,365,081	—	92,364,654	△427
	スイスフラン	36,554,148	—	36,554,056	△92
	香港ドル	24,162,720	—	24,162,720	—
	スウェーデンクローネ	22,464,351	—	22,464,000	△351
	ユーロ	129,696,000	—	129,695,200	△800
	売建				
	アメリカドル	1,094,240,113	—	1,106,178,753	△11,938,640
	カナダドル	49,470,407	—	50,725,425	△1,255,018
	イギリスポンド	92,607,867	—	94,185,269	△1,577,402
	スイスフラン	44,080,394	—	44,557,013	△476,619
	香港ドル	43,250,750	—	43,646,040	△395,290
	シンガポールドル	48,324,325	—	49,038,392	△714,067
	スウェーデンクローネ	24,145,622	—	24,627,200	△481,578
	ユーロ	82,922,292	—	84,041,647	△1,119,355
合計		3,069,484,042	—	3,088,339,046	△17,060,934

(注) 時価の算定方法

- 1 対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。
 - ① 為替予約の受渡日（以下「当該日」といいます。）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は、当該対顧客先物相場の仲値で評価しております。
 - ② 当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
 - (イ) 当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

（ロ）当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

２ 対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

※上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはありません。

（１口当たり情報）

	[令和 3年 9月25日現在]
1口当たり純資産額	4,2873円
(1万口当たり純資産額)	(42,873円)

外国債券インデックスマザーファンド

貸借対照表

（単位：円）

	[令和 3年 9月25日現在]
資産の部	
流動資産	
預金	4,353,822,273
コール・ローン	2,002,432,965
国債証券	213,832,293,905
派生商品評価勘定	24,400,009
未収入金	7,672,860,275
未収利息	1,249,767,654
前払費用	108,044,462
流動資産合計	229,243,621,543
資産合計	229,243,621,543
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	1,801
未払金	9,937,392,608
未払解約金	44,397,963
未払利息	258
流動負債合計	9,981,792,630
負債合計	9,981,792,630
純資産の部	
元本等	
元本	95,557,232,229
剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	123,704,596,684
元本等合計	219,261,828,913
純資産合計	219,261,828,913
負債純資産合計	229,243,621,543

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	公社債は時価で評価しております。時価評価にあたっては、価格情報会社等の提供する理論価格で評価しております。
--------------------	---

2.デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引は原則としてわが国における対顧客先物相場の仲値で評価しております。
3.その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条および第61条にしたがって処理しております。

(貸借対照表に関する注記)

	[令和 3年 9月25日現在]
1. 期首	令和 3年 3月26日
期首元本額	84,986,062,532円
期中追加設定元本額	15,547,863,270円
期中一部解約元本額	4,976,693,573円
元本の内訳※	
ファンド・マネジャー（海外債券）	739,933,283円
eMAXIS 先進国債券インデックス	4,294,483,328円
eMAXIS バランス（8資産均等型）	2,051,021,637円
eMAXIS バランス（波乗り型）	236,268,571円
コアバランス	1,412,848円
三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2030（確定拠出年金）	140,711,478円
三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2040（確定拠出年金）	79,287,825円
三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2050（確定拠出年金）	45,021,658円
eMAXIS Slim 先進国債券インデックス	14,076,754,911円
海外債券セレクション（ラップ向け）	3,340,937,104円
eMAXIS Slim バランス（8資産均等型）	6,191,682,205円
つみたて8資産均等バランス	2,774,927,243円
つみたて4資産均等バランス	818,352,292円
eMAXIS マイマネージャー 1970s	542,363円
eMAXIS マイマネージャー 1980s	279,372円
eMAXIS マイマネージャー 1990s	76,693円
三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2035（確定拠出年金）	69,131,951円
三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2045（確定拠出年金）	36,324,141円
三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2055（確定拠出年金）	16,904,405円
三菱UFJ DC年金インデックス（先進国債券）	332,156,045円
三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2060（確定拠出年金）	16,277,403円
三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2065（確定拠出年金）	2,953,953円

	[令和 3年 9月25日現在]
ラップ向けインデックスf 先進国債券	2,297,690,823円
三菱UFJ DC海外債券インデックスファンド	11,895,647,790円
eMAXIS バランス（4資産均等型）	466,182,075円
eMAXIS 最適化バランス（マイゴールキーパー）	383,584,306円
eMAXIS 最適化バランス（マイディフェンダー）	152,053,118円
eMAXIS 最適化バランス（マイミッドフィルダー）	112,546,107円
eMAXIS 最適化バランス（マイフォワード）	33,732,767円
eMAXIS 最適化バランス（マイストライカー）	13,440,232円
三菱UFJ バランスファンド45VA（適格機関投資家限定）	31,595,267円
三菱UFJ バランスファンド40VA（適格機関投資家限定）	2,211,977,648円
三菱UFJ バランスファンドVA 40型（適格機関投資家限定）	1,462,927,275円
MUAM 外国債券インデックスファンド（適格機関投資家限定）	30,327,511,732円
三菱UFJ バランスファンドVA 50型（適格機関投資家限定）	637,754,113円
三菱UFJ バランスファンド55VA（適格機関投資家限定）	6,198,491円
三菱UFJ バランスファンドVA 30型（適格機関投資家限定）	901,393円
三菱UFJ バランスファンド20VA（適格機関投資家限定）	1,901,539,799円
アドバンスト・バランスI（FOFs用）（適格機関投資家限定）	82,812,826円
アドバンスト・バランスII（FOFs用）（適格機関投資家限定）	119,794,744円
MUKAM スマート・クオリティ・セレクション（適格機関投資家転売制限付）	66,959,620円
世界8資産バランスファンドVL（適格機関投資家限定）	23,494,497円
MUKAM 外国債券インデックスファンド2（適格機関投資家限定）	2,630,359,378円
MUKAM スマート・クオリティ・セレクション2（適格機関投資家限定）	51,658,210円
インデックス・ライフ・バランスファンド（安定型）VA	1,723,340円
インデックス・ライフ・バランスファンド（安定成長型）VA	4,413,278円
インデックス・ライフ・バランスファンド（成長型）VA	1,471,007円
インデックス・ライフ・バランスファンド（積極型）VA	1,435,446円
三菱UFJ 外国債券インデックスファンドVA	36,361,172円
三菱UFJ バランスVA30D（適格機関投資家限定）	11,733,004円
三菱UFJ バランスVA60D（適格機関投資家限定）	19,971,448円
三菱UFJ バランスVA30G（適格機関投資家限定）	17,976,644円
三菱UFJ バランスVA60G（適格機関投資家限定）	23,405,792円
外国債券インデックスファンドi（適格機関投資家限定）	1,894,830,246円
三菱UFJ <DC>外国債券インデックスファンド	1,896,906,135円
三菱UFJ <DC>インデックス・ライフ・バランス ファンド（安定型）	223,863,879円
三菱UFJ <DC>インデックス・ライフ・バランス ファンド（安定成長型）	599,761,548円

	[令和 3年 9月25日現在]
三菱UFJ <DC>インデックス・ライフ・バランス ファンド (成長型)	468,144,500円
三菱UFJ <DC>インデックス・ライフ・バランス ファンド (積極型)	179,431,870円
合計	95,557,232,229円
2. 受益権の総数	95,557,232,229口

※当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

(金融商品に関する注記)
金融商品の時価等に関する事項

区分	[令和 3年 9月25日現在]
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券は、(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 (2) デリバティブ取引 デリバティブ取引は、(デリバティブ取引に関する注記)に記載しております。 (3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コールローン等)は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(有価証券に関する注記)
該当事項はありません。

(デリバティブ取引に関する注記)
取引の時価等に関する事項

通貨関連

[令和 3年 9月25日現在]

区分	種類	契約額等 (円)		時価 (円)	評価損益 (円)
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	買建				
	アメリカドル	954,264,100	—	963,862,258	9,598,158
	カナダドル	40,957,000	—	41,907,368	950,368

オーストラリアドル	37,970,101	—	38,731,200	761,099
イギリスポンド	126,884,940	—	128,916,985	2,032,045
シンガポールドル	9,681,000	—	9,824,052	143,052
マレーシアリンギット	16,965,000	—	17,180,735	215,735
スウェーデンクローネ	6,274,850	—	6,400,000	125,150
ノルウェークローネ	5,656,410	—	5,791,500	135,090
デンマーククローネ	9,466,105	—	9,592,000	125,895
メキシコペソ	13,561,500	—	13,762,250	200,750
イスラエルシェケル	10,229,070	—	10,351,890	122,820
ポーランドズロチ	10,245,337	—	10,407,804	162,467
ユーロ	825,403,800	—	835,229,379	9,825,579
合計	2,067,559,213	—	2,091,957,421	24,398,208

（注）時価の算定方法

1 対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

①為替予約の受渡日（以下「当該日」といいます。）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は、当該対顧客先物相場の仲値で評価しております。

②当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

（イ）当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

（ロ）当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2 対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

※上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはありません。

（１口当たり情報）

	[令和 3年 9月25日現在]
1口当たり純資産額	2.2946円
(1万口当たり純資産額)	(22,946円)

MUAM G－REITマザーファンド

貸借対照表

（単位：円）

[令和 3年 9月25日現在]	
資産の部	
流動資産	
預金	620,060,287
コール・ローン	151,419,145
投資証券	64,075,182,834
派生商品評価勘定	24
未収入金	1,177,648

[令和 3年 9月25日現在]

未収配当金	135,949,238
流動資産合計	64,983,789,176
資産合計	64,983,789,176
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	1,054,447
未払金	39,023,458
未払解約金	222,456,336
未払利息	19
流動負債合計	262,534,260
負債合計	262,534,260
純資産の部	
元本等	
元本	30,268,828,314
剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	34,452,426,602
元本等合計	64,721,254,916
純資産合計	64,721,254,916
負債純資産合計	64,983,789,176

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として金融商品取引所等における終値で評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引は原則としてわが国における対顧客先物相場の仲値で評価しております。
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条および第61条にしたがって処理しております。

（貸借対照表に関する注記）

	[令和 3年 9月25日現在]
1. 期首	令和 3年 3月26日
期首元本額	26,846,324,219円
期中追加設定元本額	6,128,851,075円
期中一部解約元本額	2,706,346,980円
元本の内訳※	
三菱ＵＦＪ 6資産バランスファンド（2ヵ月分配型）	128,328,239円
三菱ＵＦＪ 6資産バランスファンド（成長型）	96,482,273円
三菱ＵＦＪ 資産設計ファンド（分配型）	38,769,984円
三菱ＵＦＪ 資産設計ファンド（バランス型）	74,224,366円
三菱ＵＦＪ 資産設計ファンド（株式重視型）	34,066,488円
ファンド・マネジャー（海外リート）	13,034,989円
eMAXIS 先進国リートインデックス	5,895,229,642円

	[令和 3年 9月25日現在]
eMAXIS バランス（8資産均等型）	2,213,891,079円
eMAXIS バランス（波乗り型）	254,349,969円
三菱UFJ <DC>先進国REITインデックスファンド	3,118,258,265円
三菱UFJ プライムバランス（8資産）（確定拠出年金）	455,388,051円
オルタナティブ資産セレクション（ラップ向け）	759,101,289円
eMAXIS Slim バランス（8資産均等型）	6,692,688,129円
つみたて8資産均等バランス	2,999,420,613円
eMAXIS マイマネージャー 1970s	1,316,782円
eMAXIS マイマネージャー 1980s	1,503,995円
eMAXIS マイマネージャー 1990s	497,060円
eMAXIS Slim 先進国リートインデックス	5,158,952,234円
三菱UFJ 先進国リートインデックスファンド	114,111,500円
ラップ向けインデックスf 先進国リート	1,380,116,302円
MUFG ウェルス・インサイト・ファンド（保守型）	12,756,247円
MUFG ウェルス・インサイト・ファンド（標準型）	50,263,174円
MUFG ウェルス・インサイト・ファンド（積極型）	25,991,922円
三菱UFJ アドバンスト・バランス（安定型）	7,051,165円
三菱UFJ アドバンスト・バランス（安定成長型）	39,201,973円
eMAXIS 最適化バランス（マイゴールキーパー）	46,172,135円
eMAXIS 最適化バランス（マイディフェンダー）	65,549,999円
eMAXIS 最適化バランス（マイミッドフィルダー）	272,357,680円
eMAXIS 最適化バランス（マイフォワード）	217,350,924円
eMAXIS 最適化バランス（マイストライカー）	86,910,766円
世界8資産バランスファンドVL（適格機関投資家限定）	15,335,494円
マルチアセット運用戦略ファンド（適格機関投資家限定）	155,586円
合計	30,268,828,314円
2. 受益権の総数	30,268,828,314口

※当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

区分	[令和 3年 9月25日現在]
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はあります。
2. 時価の算定方法	（1）有価証券 売買目的有価証券は、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 （2）デリバティブ取引 デリバティブ取引は、（デリバティブ取引に関する注記）に記載しております。 （3）上記以外の金融商品

区分	[令和 3年 9月25日現在]
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（有価証券に関する注記）

該当事項はありません。

（デリバティブ取引に関する注記）

取引の時価等に関する事項

通貨関連

[令和 3年 9月25日現在]

区分	種類	契約額等（円）		時価（円）	評価損益（円）
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建				
	アメリカドル	106,795,692	—	107,647,715	△852,023
	カナダドル	4,103,410	—	4,103,386	24
	オーストラリアドル	11,152,744	—	11,296,600	△143,856
	イギリスポンド	7,221,525	—	7,279,995	△58,470
	香港ドル	2,878,458	—	2,878,540	△82
	ユーロ	5,187,792	—	5,187,808	△16
	合計	137,339,621	—	138,394,044	△1,054,423

（注）時価の算定方法

1 対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

①為替予約の受渡日（以下「当該日」といいます。）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は、当該対顧客先物相場の仲値で評価しております。

②当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

（イ）当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

（ロ）当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2 対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

※上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはありません。

（1口当たり情報）

	[令和 3年 9月25日現在]
1口当たり純資産額	2.1382円

	[令和 3年 9月25日現在]
(1万口当たり純資産額)	(21,382円)

2 【ファンドの現況】

【ファンド・マネジャー（国内株式）】

【純資産額計算書】

令和 3年 9月30日現在

（単位：円）

I 資産総額	64,629,482,859
II 負債総額	112,092,978
III 純資産総額（I－II）	64,517,389,881
IV 発行済口数	39,270,129,081口
V 1口当たり純資産価額（III／IV）	1.6429
（10,000口当たり）	（16,429）

【ファンド・マネジャー（国内債券）】

【純資産額計算書】

令和 3年 9月30日現在

（単位：円）

I 資産総額	39,299,084
II 負債総額	1,376
III 純資産総額（I－II）	39,297,708
IV 発行済口数	32,225,518口
V 1口当たり純資産価額（III／IV）	1.2195
（10,000口当たり）	（12,195）

【ファンド・マネジャー（国内リート）】

【純資産額計算書】

令和 3年 9月30日現在

（単位：円）

I 資産総額	14,102,591
II 負債総額	969
III 純資産総額（I－II）	14,101,622

Ⅳ 発行済口数	6,442,565口
Ⅴ 1口当たり純資産価額（Ⅲ／Ⅳ）	2.1888
（10,000口当たり）	（21,888）

【ファンド・マネジャー（海外株式）】

【純資産額計算書】

令和 3年 9月30日現在

（単位：円）

Ⅰ 資産総額	81,543,838
Ⅱ 負債総額	4,500
Ⅲ 純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	81,539,338
Ⅳ 発行済口数	38,804,761口
Ⅴ 1口当たり純資産価額（Ⅲ／Ⅳ）	2.1013
（10,000口当たり）	（21,013）

【ファンド・マネジャー（海外債券）】

【純資産額計算書】

令和 3年 9月30日現在

（単位：円）

Ⅰ 資産総額	1,697,484,026
Ⅱ 負債総額	7,381,838
Ⅲ 純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	1,690,102,188
Ⅳ 発行済口数	1,249,804,136口
Ⅴ 1口当たり純資産価額（Ⅲ／Ⅳ）	1.3523
（10,000口当たり）	（13,523）

【ファンド・マネジャー（海外リート）】

【純資産額計算書】

令和 3年 9月30日現在

（単位：円）

Ⅰ 資産総額	27,512,240
Ⅱ 負債総額	1,717
Ⅲ 純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	27,510,523
Ⅳ 発行済口数	16,586,813口
Ⅴ 1口当たり純資産価額（Ⅲ／Ⅳ）	1.6586

(10,000口当たり)	(16,586)
--------------	----------

(参考)

ＴＯＰＩＸマザーファンド

純資産額計算書

令和 3年 9月30日現在

(単位：円)

I 資産総額	849,603,749,562
II 負債総額	51,363,182,692
III 純資産総額（I－II）	798,240,566,870
IV 発行済口数	341,948,178,965口
V 1口当たり純資産価額（III／IV）	2.3344
(10,000口当たり)	(23,344)

国内債券インデックスマザーファンド

純資産額計算書

令和 3年 9月30日現在

(単位：円)

I 資産総額	202,760,364,385
II 負債総額	4,080,333,681
III 純資産総額（I－II）	198,680,030,704
IV 発行済口数	202,846,618,045口
V 1口当たり純資産価額（III／IV）	0.9795
(10,000口当たり)	(9,795)

MUAM J－REITマザーファンド

純資産額計算書

令和 3年 9月30日現在

(単位：円)

I 資産総額	16,956,354,129
II 負債総額	53,634
III 純資産総額（I－II）	16,956,300,495
IV 発行済口数	4,379,866,616口
V 1口当たり純資産価額（III／IV）	3.8714

(10,000口当たり)	(38,714)
--------------	----------

外国株式インデックスマザーファンド

純資産額計算書

令和 3年 9月30日現在

(単位：円)

I 資産総額	1,133,845,732,741
II 負債総額	2,276,446,070
III 純資産総額（I－II）	1,131,569,286,671
IV 発行済口数	267,110,664,793口
V 1口当たり純資産価額（III／IV）	4.2363
(10,000口当たり)	(42,363)

外国債券インデックスマザーファンド

純資産額計算書

令和 3年 9月30日現在

(単位：円)

I 資産総額	223,070,065,967
II 負債総額	529,804,908
III 純資産総額（I－II）	222,540,261,059
IV 発行済口数	97,054,221,043口
V 1口当たり純資産価額（III／IV）	2.2929
(10,000口当たり)	(22,929)

MUAM G－REITマザーファンド

純資産額計算書

令和 3年 9月30日現在

(単位：円)

I 資産総額	64,257,719,011
II 負債総額	87,427,803
III 純資産総額（I－II）	64,170,291,208
IV 発行済口数	30,411,108,887口
V 1口当たり純資産価額（III／IV）	2.1101
(10,000口当たり)	(21,101)

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

＜更新後＞

（１）資本金の額等

2021年9月末現在、資本金は2,000百万円です。なお、発行可能株式総数は400,000株であり、211,581株を発行済です。最近5年間における資本金の額の増減はありません。

（２）委託会社の機構

・会社の意思決定機構

業務執行の基本方針を決定し、取締役の職務の執行を監督する機関として、取締役会を設置します。取締役の選任は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席する株主総会にてその議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとします。また、取締役会で決定した基本方針に基づき、経営管理全般に関する執行方針その他重要な事項を協議・決定する機関として、経営会議を設置します。

・投資運用の意思決定機構

①投資環境見通しの策定

投資環境会議において、国内外の経済・金融情報および各国証券市場等の調査・分析に基づいた投資環境見通しを策定します。

②運用戦略の決定

運用戦略委員会において、①で策定された投資環境見通しに沿って運用戦略を決定します。

③運用計画の決定

②で決定された運用戦略に基づいて、各運用部はファンド毎の運用計画を決定します。

④ポートフォリオの構築

各運用部の担当ファンドマネジャーは、運用部から独立したトレーディング部に売買実行の指示をします。トレーディング部は、事前のチェックを行ったうえで、最良執行をめざして売買の執行を行います。

⑤投資行動のモニタリング1

運用部門は、投資行動がファンドコンセプトおよびファンド毎に定めた運用計画に沿っているかどうかの自律的なチェックを行い、逸脱がある場合は速やかな是正を指示します。

⑥投資行動のモニタリング2

運用部から独立した管理担当部署は、運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施します。この結果は、運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされ、必要に応じて是正を指示します。

⑦ファンドに関係する法人等の管理

受託会社等、ファンドの運営に関係する法人については、その業務に関する委託会社の管理担当部署が、体制、業務執行能力、信用力等のモニタリング・評価を実施します。この結果は、リスク管理委員会等を通じて委託会社の経営陣に報告され、必要に応じて是正が指示されます。

⑧運用・管理に関する監督

内部監査担当部署は、運用、管理等に関する委託会社の業務全般についてその健全性・適切性を担保するために、リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価します。その評価結果は問題点の改善方法の提言等も含めて委託会社の経営陣に報告される、内部監査態勢が構築されています。

ファンドの運用体制等は、今後変更される可能性があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

＜更新後＞

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）等を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業および投資助言業務を行っています。

2021年 9月30日現在における委託会社の運用する証券投資信託は以下の通りです。（親投資信託を除きます。）

商品分類	本 数 (本)	純資産総額 (百万円)
追加型株式投資信託	880	18,099,410
追加型公社債投資信託	16	1,434,834
単位型株式投資信託	83	363,686
単位型公社債投資信託	47	185,741
合 計	1,026	20,083,672

なお、純資産総額の金額については、百万円未満の端数を四捨五入して記載しておりますので、表中の個々の数字の合計と合計欄の数字とは一致しないことがあります。

3【委託会社等の経理状況】

＜更新後＞

（1）財務諸表の作成方法について

委託会社である三菱UFJ国際投信株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）」（以下「財務諸表等規則」という。）第2条の規定により、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令（平成19年内閣府令第52号）」に基づき作成しております。

なお、財務諸表に掲載している金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

（2）監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第36期事業年度（自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

（1）【貸借対照表】

(単位：千円)

	第35期 (令和2年3月31日現在)	第36期 (令和3年3月31日現在)
(資産の部)		

流動資産				
現金及び預金	※2	56,398,457	※2	56,803,388
有価証券		1,960,318		2,001
前払費用		575,904		598,135
未収入金		14,559		31,359
未収委託者報酬		10,296,453		13,216,357
未収収益	※2	638,994	※2	662,230
金銭の信託		100,000		2,300,000
その他		254,330		269,506
流動資産合計		70,239,017		73,882,978
固定資産				
有形固定資産				
建物	※1	584,048	※1	548,902
器具備品	※1	871,893	※1	1,435,369
土地		628,433		628,433
有形固定資産合計		2,084,375		2,612,705
無形固定資産				
電話加入権		15,822		15,822
ソフトウェア		3,369,611		3,569,171
ソフトウェア仮勘定		1,374,932		1,895,190
無形固定資産合計		4,760,365		5,480,184
投資その他の資産				
投資有価証券		16,704,756		18,616,670
関係会社株式		320,136		320,136
投資不動産	※1	819,255	※1	814,684
長期差入保証金		565,358		538,497
前払年金費用		375,031		258,835
繰延税金資産		1,912,824		916,962
その他		45,230		45,230
貸倒引当金		△23,600		△23,600
投資その他の資産合計		20,718,993		21,487,417
固定資産合計		27,563,734		29,580,307
資産合計		97,802,752		103,463,286

(単位：千円)

	第35期 (令和2年3月31日現在)	第36期 (令和3年3月31日現在)
(負債の部)		
流動負債		
預り金	687,565	533,622
未払金		
未払収益分配金	131,478	158,856
未払償還金	395,400	133,877
未払手数料	※2 4,026,078	※2 5,200,810
その他未払金	※2 3,818,195	※2 4,412,521
未払費用	※2 4,402,578	※2 4,755,909
未払消費税等	629,469	752,617
未払法人税等	617,341	873,027
賞与引当金	933,517	933,381

役員賞与引当金	124,590	160,710
その他	701,285	691,143
流動負債合計	16,467,499	18,606,476
固定負債		
長期未払金	32,400	21,600
退職給付引当金	1,010,401	1,145,514
役員退職慰労引当金	130,784	117,938
時効後支払損引当金	238,811	245,426
固定負債合計	1,412,398	1,530,479
負債合計	17,879,897	20,136,956
(純資産の部)		
株主資本		
資本金	2,000,131	2,000,131
資本剰余金		
資本準備金	3,572,096	3,572,096
その他資本剰余金	41,160,616	41,160,616
資本剰余金合計	44,732,712	44,732,712
利益剰余金		
利益準備金	342,589	342,589
その他利益剰余金		
別途積立金	6,998,000	6,998,000
繰越利益剰余金	25,847,605	26,951,289
利益剰余金合計	33,188,194	34,291,879
株主資本合計	79,921,039	81,024,723

(単位：千円)

	第35期 (令和2年3月31日現在)	第36期 (令和3年3月31日現在)
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	1,815	2,301,606
評価・換算差額等合計	1,815	2,301,606
純資産合計	79,922,854	83,326,329
負債純資産合計	97,802,752	103,463,286

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	第35期 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)	第36期 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	67,967,489	67,963,712
投資顧問料	2,385,084	2,443,980
その他営業収益	16,085	21,613
営業収益合計	70,368,658	70,429,306
営業費用		
支払手数料	※2 27,106,451	※2 26,689,896

広告宣伝費	696,418	668,150
公告費	1,000	250
調査費		
調査費	1,857,271	2,077,942
委託調査費	11,579,175	12,035,954
事務委託費	847,769	798,528
営業雑経費		
通信費	153,731	296,490
印刷費	427,118	378,180
協会費	52,053	51,841
諸会費	15,990	16,613
事務機器関連費	1,953,926	1,977,769
その他営業雑経費	-	8,391
営業費用合計	44,690,907	45,000,009
一般管理費		
給料		
役員報酬	331,987	352,879
給料・手当	6,611,427	6,461,546
賞与引当金繰入	933,517	933,381
役員賞与引当金繰入	124,590	160,710
福利厚生費	1,276,950	1,272,568
交際費	11,871	2,721
旅費交通費	165,891	22,768
租税公課	360,165	402,939
不動産賃借料	647,402	666,331
退職給付費用	422,919	481,135
役員退職慰労引当金繰入	48,183	11,763
固定資産減価償却費	1,307,555	1,358,911
諸経費	427,212	413,538
一般管理費合計	12,669,674	12,541,193
営業利益	13,008,076	12,888,103

(単位：千円)

	第35期 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)	第36期 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)
営業外収益		
受取配当金	90,965	170,807
受取利息	※2 4,169	※2 2,726
投資有価証券償還益	585,179	81,557
収益分配金等時効完成分	101,734	275,835
受取賃貸料	※2 65,808	※2 65,808
その他	19,987	12,504
営業外収益合計	867,845	609,239
営業外費用		
投資有価証券償還損	96,379	95,946
時効後支払損引当金繰入	-	16,395
事務過誤費	3,483	-
賃貸関連費用	20,339	13,472
その他	1,920	2,932
営業外費用合計	122,122	128,747

経常利益		13,753,799		13,368,595
特別利益				
投資有価証券売却益		174,842		2,007,655
特別利益合計		174,842		2,007,655
特別損失				
投資有価証券売却損		75,963		51,737
投資有価証券評価損		163,865		26,317
固定資産除却損	※1	8,832	※1	536
固定資産売却損		435		-
特別損失合計		249,096		78,591
税引前当期純利益		13,679,545		15,297,659
法人税、住民税及び事業税	※2	4,146,534	※2	4,755,427
法人税等調整額		79,824		△19,122
法人税等合計		4,226,359		4,736,304
当期純利益		9,453,186		10,561,354

(3) 【株主資本等変動計算書】

第35期（自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日）

(単位：千円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金			株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		その他利益剰余金		利益剰余金合計	
						別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	26,069,594	33,410,184	80,143,028
当期変動額									
剰余金の配当							△9,675,175	△9,675,175	△9,675,175
当期純利益							9,453,186	9,453,186	9,453,186
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									
当期変動額合計	—	—	—	—	—	—	△221,989	△221,989	△221,989
当期末残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	25,847,605	33,188,194	79,921,039

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	1,126,733	1,126,733	81,269,762
当期変動額			
剰余金の配当			△9,675,175
当期純利益			9,453,186
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△1,124,917	△1,124,917	△1,124,917
当期変動額合計	△1,124,917	△1,124,917	△1,346,907
当期末残高	1,815	1,815	79,922,854

第36期（自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日）

(単位：千円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金			株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		その他利益剰余金		利益剰余金合計	
						別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	25,847,605	33,188,194	79,921,039

当期変動額									
剰余金の配当							△9,457,670	△9,457,670	△9,457,670
当期純利益							10,561,354	10,561,354	10,561,354
株主資本以外の 項目の当期変動額 (純額)									
当期変動額合計	—	—	—	—	—	—	1,103,684	1,103,684	1,103,684
当期末残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	26,951,289	34,291,879	81,024,723

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	1,815	1,815	79,922,854
当期変動額			
剰余金の配当			△9,457,670
当期純利益			10,561,354
株主資本以外の 項目の当期変動額 (純額)	2,299,791	2,299,791	2,299,791
当期変動額合計	2,299,791	2,299,791	3,403,475
当期末残高	2,301,606	2,301,606	83,326,329

[注記事項]

（重要な会計方針）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産及び投資不動産

定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	5年～50年
器具備品	2年～20年
投資不動産	3年～47年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2)賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3)役員賞与引当金

役員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4)退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理することとしております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10年）による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。

(5)役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(6)時効後支払損引当金

時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。

6.その他財務諸表作成のための基礎となる事項

(1)消費税等の会計処理

税抜方式を採用しており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。

(2)連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

(3)「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」の適用

令和2年度税制改正において従来の連結納税制度が見直され、グループ通算制度に移行する税制改正法（「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号））が令和2年3月31日に公布されておりますが、繰延税金資産の額について、実務対応報告第39号「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」により企業会計基準適用指針第28号「税効果会計に係る会計基準の適用指針」第44項の定めを適用せず、改正前の税法の規定に基づいて算定しております。

(未適用の会計基準等)

- ・「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 令和2年3月31日 企業会計基準委員会）
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 令和2年3月31日 企業会計基準委員会）
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 令和2年3月31日 企業会計基準委員会）

(1)概要

国際会計基準審議会（IASB）及び米国財務会計基準審議会（FASB）は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、平成26年5月に「顧客との契約から生じる収益」（IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606）を公表しており、IFRS第15号は平成30年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は平成29年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわせない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

(2)適用予定日

令和4年3月期の期首から適用します。

(3)当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用により、翌事業年度の期首の純資産に累積的影響額が反映され、繰越利益剰余金の期首残高が475,687千円増加すると見込まれます。

- ・「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 令和元年7月4日 企業会計基準委員会）
- ・「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 令和元年7月4日 企業会計基準委員会）
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 令和元年7月4日 企業会計基準委員会）
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 令和2年3月31日 企業会計基準委員会）

(1)概要

国際会計基準審議会（IASB）及び米国財務会計基準審議会（FASB）が、公正価値測定についてほぼ同じ内容の詳細なガイダンス（国際財務報告基準（IFRS）においてはIFRS第13号「公正価値測定」、米国会計基準においてはAccounting Standards CodificationのTopic 820「公正価値測定」）を定めている状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、主に金融商品の時価に関するガイダンス及び開示に関して、日本基準を国際的な会計基準との整合性を図る取組みが行われ、「時価の算定に関する会計基準」等が公表されたものです。

企業会計基準委員会の時価の算定に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、統一的な算定方法を用いることにより、国内外の企業間における財務諸表の比較可能性を向上させる観点から、IFRS第13号の定めを基本的にすべて取り入れることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮し、財務諸表間の比較可能性を大きく損なわせない範囲で、個別項目に対するその他の取扱いを定めることとされております。

(2)適用予定日

令和4年3月期の期首から適用します。

(3)当該会計基準等の適用による影響

「時価の算定に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(貸借対照表関係)

※1.有形固定資産及び投資不動産の減価償却累計額

	第35期 (令和2年3月31日現在)	第36期 (令和3年3月31日現在)
建物	599,542千円	643,920千円
器具備品	1,408,613千円	1,545,179千円
投資不動産	145,391千円	151,833千円

※2.関係会社に対する主な資産・負債

区分掲記した以外で各科目に含まれるものは次の通りであります。

	第35期 (令和2年3月31日現在)	第36期 (令和3年3月31日現在)
預金	314,247千円	40,328,414千円
未収収益	15,773千円	14,138千円
未払手数料	712,210千円	772,495千円
その他未払金	3,029,426千円	3,425,136千円
未払費用	432,019千円	349,222千円

(損益計算書関係)

※1.固定資産除却損の内訳

	第35期 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)	第36期 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)
器具備品	8,832千円	536千円

計	8,832千円	536千円
---	---------	-------

※2.関係会社に対する主な取引

区分掲記した以外で各科目に含まれるものは次の通りであります。

	第35期 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)	第36期 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)
支払手数料	5,234,629千円	5,128,270千円
受取利息	2千円	143千円
受取賃貸料	65,808千円	65,808千円
法人税、住民税及び事業税	3,030,180千円	3,492,898千円

(株主資本等変動計算書関係)

第35期（自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日）

1.発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度増加 株式数 (株)	当事業年度減少 株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	211,581	—	—	211,581
合計	211,581	—	—	211,581

2.配当に関する事項

(1)配当金支払額

令和元年6月26日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

- | | | |
|---|----------|-------------|
| ① | 配当金の総額 | 9,675,175千円 |
| ② | 1株当たり配当額 | 45,728円 |
| ③ | 基準日 | 平成31年3月31日 |
| ④ | 効力発生日 | 令和元年6月27日 |

(2)基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

令和2年6月26日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

- | | | |
|---|----------|-------------|
| ① | 配当金の総額 | 9,457,670千円 |
| ② | 配当の原資 | 利益剰余金 |
| ③ | 1株当たり配当額 | 44,700円 |
| ④ | 基準日 | 令和2年3月31日 |
| ⑤ | 効力発生日 | 令和2年6月29日 |

第36期（自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日）

1.発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度増加 株式数 (株)	当事業年度減少 株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	211,581	—	—	211,581
合計	211,581	—	—	211,581

2.配当に関する事項

(1)配当金支払額

令和2年6月26日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

- | | | |
|---|----------|-------------|
| ① | 配当金の総額 | 9,457,670千円 |
| ② | 1株当たり配当額 | 44,700円 |
| ③ | 基準日 | 令和2年3月31日 |
| ④ | 効力発生日 | 令和2年6月29日 |

(2)基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

令和3年6月28日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

①	配当金の総額	10,576,511千円
②	配当の原資	利益剰余金
③	1株当たり配当額	49,988円
④	基準日	令和3年3月31日
⑤	効力発生日	令和3年6月29日

（リース取引関係）

〈借主側〉

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	第35期 (令和2年3月31日現在)	第36期 (令和3年3月31日現在)
1年内	675,956千円	709,808千円
1年超	—	709,808千円
合計	675,956千円	1,419,616千円

（金融商品関係）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

資金運用については銀行預金、金銭の信託（合同運用指定金銭信託）で運用し、金融機関からの資金調達は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

投資有価証券は主として投資信託であり、価格変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

内部管理規程に従って月次でリスク資本を認識し、経営会議に報告しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（（注2）参照）。

第35期(令和2年3月31日現在)

	貸借対照表 計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
(1) 現金及び預金	56,398,457	56,398,457	—
(2) 有価証券	1,960,318	1,960,318	—
(3) 金銭の信託	100,000	100,000	—
(4) 未収委託者報酬	10,296,453	10,296,453	—
(5) 投資有価証券	16,673,396	16,673,396	—
資産計	85,428,625	85,428,625	—
(1) 未払手数料	4,026,078	4,026,078	—
負債計	4,026,078	4,026,078	—

第36期(令和3年3月31日現在)

	貸借対照表 計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
(1) 現金及び預金	56,803,388	56,803,388	—
(2) 有価証券	2,001	2,001	—
(3) 金銭の信託	2,300,000	2,300,000	—
(4) 未収委託者報酬	13,216,357	13,216,357	—
(5) 投資有価証券	18,585,310	18,585,310	—
資産計	90,907,057	90,907,057	—

(1) 未払手数料	5,200,810	5,200,810	—
負債計	5,200,810	5,200,810	—

(注1) 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資 産

(1)現金及び預金、(4)未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2)有価証券、(5)投資有価証券

これらはすべて投資信託であり、時価は基準価額によっております。

(3)金銭の信託

時価は取引金融機関から提示された価格によっております。

負 債

(1)未払手数料

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	第35期 (令和2年3月31日現在)	第36期 (令和3年3月31日現在)
非上場株式	31,360	31,360
子会社株式	160,600	160,600
関連会社株式	159,536	159,536

非上場株式は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(5) 投資有価証券」には含めておりません。

また、子会社株式及び関連会社株式は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

第35期(令和2年3月31日現在)

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	56,398,457	—	—	—
金銭の信託	100,000	—	—	—
未収委託者報酬	10,296,453	—	—	—
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
投資信託	1,960,318	5,652,257	4,813,929	27,375
合計	68,755,228	5,652,257	4,813,929	27,375

第36期(令和3年3月31日現在)

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	56,803,388	—	—	—
金銭の信託	2,300,000	—	—	—
未収委託者報酬	13,216,357	—	—	—
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
投資信託	2,001	8,412,286	3,123,026	11,398
合計	72,321,747	8,412,286	3,123,026	11,398

(有価証券関係)

1. 子会社株式及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式（当事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式160,600千円、関連会社株式159,536千円、前事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式160,600千円、関連会社株式159,536千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

2. その他有価証券

第35期(令和2年3月31日現在)

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額(千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	—	—	—
	債券	—	—	—
	その他	9,859,345	8,694,010	1,165,334
	小計	9,859,345	8,694,010	1,165,334
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	—	—	—
	債券	—	—	—
	その他	8,874,369	10,037,087	△1,162,718
	小計	8,874,369	10,037,087	△1,162,718
合計		18,733,714	18,731,098	2,616

(注)「その他」には、貸借対照表の「金銭の信託」（貸借対照表計上額は100,000千円）を含めております。

非上場株式（貸借対照表計上額は31,360千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、含めておりません。

第36期(令和3年3月31日現在)

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額(千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	—	—	—
	債券	—	—	—
	その他	14,810,957	11,362,471	3,448,485
	小計	14,810,957	11,362,471	3,448,485
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	—	—	—
	債券	—	—	—
	その他	6,076,354	6,207,447	△131,093
	小計	6,076,354	6,207,447	△131,093
合計		20,887,311	17,569,919	3,317,392

(注)「その他」には、貸借対照表の「金銭の信託」（貸借対照表計上額は2,300,000千円）を含めております。

非上場株式（貸借対照表計上額は31,360千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、含めておりません。

3. 売却したその他有価証券

第35期（自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日）

種類	売却額(千円)	売却益の合計額(千円)	売却損の合計額(千円)
株式	8,940	—	15,060
債券	—	—	—
その他	2,035,469	174,842	60,903
合計	2,044,409	174,842	75,963

第36期（自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日）

種類	売却額(千円)	売却益の合計額(千円)	売却損の合計額(千円)
株式	—	—	—

債券	—	—	—
その他	5,747,529	2,007,655	51,737
合計	5,747,529	2,007,655	51,737

4.減損処理を行った有価証券

前事業年度において、有価証券について163,865千円（その他有価証券のその他163,865千円）減損処理を行っております。

当事業年度において、有価証券について26,317千円（その他有価証券のその他26,317千円）減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合、及び30%以上50%未満下落し、回復可能性等の合理的反証がない場合に行っております。

（退職給付関係）

1.採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度（積立型制度）及び退職一時金制度（非積立型制度）を設けております。また確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

2.確定給付制度

（1）退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	第35期 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)	第36期 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)
退職給付債務の期首残高	3,712,289 千円	3,718,736 千円
勤務費用	204,225	203,106
利息費用	17,557	19,110
数理計算上の差異の発生額	△52,430	△18,826
退職給付の支払額	△162,904	△192,890
過去勤務費用の発生額	—	—
退職給付債務の期末残高	3,718,736	3,729,235

（2）年金資産の期首残高と期末残高の調整表

	第35期 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)	第36期 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)
年金資産の期首残高	2,666,937 千円	2,460,824 千円
期待運用収益	47,757	44,130
数理計算上の差異の発生額	△164,633	304,281
事業主からの拠出額	51,282	—
退職給付の支払額	△140,518	△159,390
年金資産の期末残高	2,460,824	2,649,846

（3）退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

	第35期 (令和2年3月31日現在)	第36期 (令和3年3月31日現在)
積立型制度の退職給付債務	2,969,807 千円	2,810,893 千円
年金資産	△2,460,824	△2,649,846
	508,982	161,046
非積立型制度の退職給付債務	748,929	918,342
未積立退職給付債務	1,257,911	1,079,388
未認識数理計算上の差異	△203,136	161,333

未認識過去勤務費用	△419,405	△354,043
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	635,370	886,678
退職給付引当金	1,010,401	1,145,514
前払年金費用	△375,031	△258,835
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	635,370	886,678

(4)退職給付費用及びその内訳項目の金額

	第35期 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)	第36期 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)
勤務費用	204,225 千円	203,106 千円
利息費用	17,557	19,110
期待運用収益	△47,757	△44,130
数理計算上の差異の費用処理額	24,035	41,361
過去勤務費用の費用処理額	65,361	65,361
その他	6,427	44,446
確定給付制度に係る退職給付費用	269,848	329,255

(注)「その他」は受入出向者に係る出向元への退職給付費用負担額、再就職支援金及び退職金です。

(5)年金資産に関する事項

①年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	第35期 (令和2年3月31日現在)	第36期 (令和3年3月31日現在)
債券	64.7 %	62.7 %
株式	32.3	35.4
その他	3.0	1.9
合計	100	100

②長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6)数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

	第35期 (令和2年3月31日現在)	第36期 (令和3年3月31日現在)
割引率	0.095～0.52%	0.051～0.59%
長期期待運用収益率	1.5～1.8%	1.5～1.8%

3.確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度153,070千円、当事業年度151,880千円であります。

(税効果会計関係)

1.繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第35期 (令和2年3月31日現在)	第36期 (令和3年3月31日現在)
繰延税金資産		
減損損失	427,046千円	418,394千円

投資有価証券評価損	226,322	188,859
未払事業税	117,461	180,263
賞与引当金	285,842	285,801
役員賞与引当金	19,703	25,472
役員退職慰労引当金	40,046	36,112
退職給付引当金	309,384	350,756
減価償却超過額	96,767	68,024
委託者報酬	213,044	209,938
長期差入保証金	40,180	48,639
時効後支払損引当金	73,124	75,149
連結納税適用による時価評価	57,656	38,873
その他	123,248	87,023
繰延税金資産 小計	2,029,829	2,013,308
評価性引当額	—	—
繰延税金資産 合計	2,029,829	2,013,308
繰延税金負債		
前払年金費用	△114,834	△79,225
連結納税適用による時価評価	△1,260	△1,203
その他有価証券評価差額金	△801	△1,015,785
その他	△109	△101
繰延税金負債 合計	△117,005	△1,096,346
繰延税金資産の純額	1,912,824	916,962

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳
第35期（令和2年3月31日現在）及び第36期（令和3年3月31日現在）

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

（セグメント情報等）

[セグメント情報]

第35期（自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日）及び第36期（自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日）

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

第35期（自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日）及び第36期（自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主等

第35期（自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (注4)	科目	期末残高 (注4)
親会社	㈱三菱UFJ フィナンシャル・ グループ	東京都 千代田 区	2,141,513 百万円	銀行持株 会社業	被所有 間接 100.0%	連結納税	連結納税に 伴う支払 (注1)	3,030,180 千円	その他未払金	3,029,426 千円
親会社	三菱UFJ 信託銀行㈱	東京都 千代田 区	324,279 百万円	信託業、 銀行業	被所有 直接 100.0%	当社投資信託の 募集の取扱及び 投資信託に係る 事務代行の委託 等	投資信託に係る事務代 行手数料の支払 (注2)	5,234,629 千円	未払手数料	712,210 千円
						投資の助言 役員の兼任	投資助言料 (注3)	583,270 千円	未払費用	302,681 千円

第36期（自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (注4)	科目	期末残高 (注4)
親会社	㈱三菱UFJ フィナンシャル・ グループ	東京都 千代田 区	2,141,513 百万円	銀行持株 会社業	被所有 間接 100.0%	連結納税	連結納税に 伴う支払 (注1)	3,492,898 千円	その他未払金	3,425,136 千円
親会社	三菱UFJ 信託銀行㈱	東京都 千代田 区	324,279 百万円	信託業、 銀行業	被所有 直接 100.0%	当社投資信託の 募集の取扱及び 投資信託に係る 事務代行の委託 等	投資信託に係る事務代 行手数料の支払 (注2)	5,128,270 千円	未払手数料	772,495 千円
						投資の助言 役員の兼任	投資助言料 (注3)	523,327 千円	未払費用	290,120 千円

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. 連結納税制度に基づく連結法人税の支払予定額であります。

2. 投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して決定しております。

3. 投資助言料については、市場実勢を勘案して決定しております。

4. 上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。

(2) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等

第35期（自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(注3)	科目	期末残高(注3)
同一の親会社を持つ会社	㈱三菱UFJ銀行	東京都千代田区	1,711,958百万円	銀行業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払(注1)	4,073,855千円	未払手数料	697,109千円
							取引銀行 コーラブル預金の払戻(注2)	20,000,000千円		
							コーラブル預金の預入(注2)	20,000,000千円	現金及び預金	20,000,000千円
							コーラブル預金に係る受取利息(注2)	4,126千円	未収収益	997千円
同一の親会社を持つ会社	三菱UFJモルガン・スタンレー証券㈱	東京都千代田区	40,500百万円	証券業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払(注1)	5,714,501千円	未払手数料	944,351千円

第36期（自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(注3)	科目	期末残高(注3)
同一の親会社を持つ会社	㈱三菱UFJ銀行	東京都千代田区	1,711,958百万円	銀行業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払(注1)	3,729,785千円	未払手数料	764,501千円
同一の親会社を持つ会社	三菱UFJモルガン・スタンレー証券㈱	東京都千代田区	40,500百万円	証券業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払(注1)	5,655,482千円	未払手数料	1,193,245千円

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して決定しております。
2. 預金利率の条件は、市場金利等を勘案して決定しております。なお、預入期間は1年であります。
3. 上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示して

おります。

2.親会社に関する注記

株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ（東京証券取引所、名古屋証券取引所及びニューヨーク証券取引所に上場）

三菱UFJ信託銀行株式会社（非上場）

（1株当たり情報）

	第35期 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)	第36期 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)
1株当たり純資産額	377,741.17円	393,827.09円
1株当たり当期純利益金額	44,678.80円	49,916.36円

（注）1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載していません。

2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第35期 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)	第36期 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)
当期純利益金額（千円）	9,453,186	10,561,354
普通株主に帰属しない金額（千円）	—	—
普通株式に係る当期純利益金額（千円）	9,453,186	10,561,354
普通株式の期中平均株式数（株）	211,581	211,581

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

<更新後>

（1）受託会社

- ①名称：三菱UFJ信託銀行株式会社
（再信託受託会社：日本マスタートラスト信託銀行株式会社）
- ②資本金の額：324,279百万円（2021年3月末現在）
- ③事業の内容：銀行業務および信託業務を営んでいます。

（2）販売会社

①名称	②資本金の額 (2021年3月末現在)	③事業の内容
三菱UFJ信託銀行株式会社	324,279 百万円	銀行業務および信託業務を営んでいます。
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	40,500 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

3【資本関係】

<訂正前>

委託会社と関係法人の主な資本関係は次の通りです。（2021年3月末現在）

三菱UFJ信託銀行株式会社は委託会社の株式の100.0%（211,581株）を所有しています。

（注）関係法人が所有する委託会社の株式または委託会社が所有する関係法人の株式のうち、持株比率が３％以上のものを記載しています。

＜訂正後＞

委託会社と関係法人の主な資本関係は次の通りです。（2021年9月末現在）

三菱UFJ信託銀行株式会社は委託会社の株式の100.0％（211,581株）を所有しています。

（注）関係法人が所有する委託会社の株式または委託会社が所有する関係法人の株式のうち、持株比率が３％以上のものを記載しています。

独立監査人の中間監査報告書

令和3年10月27日

三菱UFJ国際投信株式会社

取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 和田 渉
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているファンド・マネジャー（国内株式）の令和3年3月26日から令和3年9月25日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ファンド・マネジャー（国内株式）の令和3年9月25日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（令和3年3月26日から令和3年9月25日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三菱UFJ国際投信株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付

ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、委託会社が、独立監査人の中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は委託会社が別途保管しております。なお、XBRLデータは中間監査の対象に含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

令和3年10月27日

三菱UFJ国際投信株式会社

取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 和田 渉
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているファンド・マネジャー（国内債券）の令和3年3月26日から令和3年9月25日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ファンド・マネジャー（国内債券）の令和3年9月25日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（令和3年3月26日から令和3年9月25日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三菱UFJ国際投信株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付

ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、委託会社が、独立監査人の中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は委託会社が別途保管しております。なお、XBRLデータは中間監査の対象に含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

令和3年10月27日

三菱UFJ国際投信株式会社

取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 和田 渉
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているファンド・マネジャー（国内リート）の令和3年3月26日から令和3年9月25日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ファンド・マネジャー（国内リート）の令和3年9月25日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（令和3年3月26日から令和3年9月25日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三菱UFJ国際投信株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付

ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、委託会社が、独立監査人の中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は委託会社が別途保管しております。なお、XBRLデータは中間監査の対象に含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

令和3年10月27日

三菱UFJ国際投信株式会社

取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 和田 渉
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているファンド・マネジャー（海外株式）の令和3年3月26日から令和3年9月25日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ファンド・マネジャー（海外株式）の令和3年9月25日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（令和3年3月26日から令和3年9月25日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三菱UFJ国際投信株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付

ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、委託会社が、独立監査人の中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は委託会社が別途保管しております。なお、XBRLデータは中間監査の対象に含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

令和3年10月27日

三菱UFJ国際投信株式会社

取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 和田 渉
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているファンド・マネジャー（海外債券）の令和3年3月26日から令和3年9月25日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ファンド・マネジャー（海外債券）の令和3年9月25日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（令和3年3月26日から令和3年9月25日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三菱UFJ国際投信株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付

ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、委託会社が、独立監査人の中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は委託会社が別途保管しております。なお、XBRLデータは中間監査の対象に含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

令和3年10月27日

三菱UFJ国際投信株式会社

取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 和田 渉
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているファンド・マネジャー（海外リート）の令和3年3月26日から令和3年9月25日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ファンド・マネジャー（海外リート）の令和3年9月25日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（令和3年3月26日から令和3年9月25日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三菱UFJ国際投信株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付

ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、委託会社が、独立監査人の中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は委託会社が別途保管しております。なお、XBRLデータは中間監査の対象に含まれていません。

独立監査人の監査報告書

令和3年6月28日

三菱UFJ国際投信株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

青木 裕晃 印

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

伊藤 鉄也 印

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三菱UFJ国際投信株式会社の令和2年4月1日から令和3年3月31日までの第36期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱UFJ国際投信株式会社の令和3年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、委託会社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は委託会社が別途保管しております。なお、XBRLデータは監査の対象に含まれていません。